

何年神此現殿庶淨無塵威貴懲橫惡德明幸善人祭脩黃菊節景遍白櫻春仰見  
祠頭額千秋叙翰新

瓊浦 白龍山人

元日櫻

瓊浦 白龍山人

白櫻花一樹元日早放榮黃鳥應無識未聞睨皖聲

觀崎陽諏訪祭儀有感詩以書事

篁石 岡田 景

鎮西大社諏訪祠 鶴港名祭世所知 例卜陰曆重陽日 奚翅人醉菊花厄  
維昔幕府全盛日 羈縻貢獻幾蠻夷 土潤家足人各給 餘澤乃創此祭儀  
七十七坊獻歌舞 破曉喧闐散竹絲 滿地軟塵紛綺羅 家家簾幕各捲垂  
道上撐空是何物 華徽峩々纏錦帷 上置珍寶中著鈴 順次導舞步遲々  
尙是皞々昇平象 莫道奇技淫巧戲 彩龍逐玉々跳躍 塑鯨噴潮々淋漓  
碧琅玕上白狐戲 紂王安在顧眙疑 誰運寶船遁行陸 銅鑼聲中聚在斯  
肩臺載人四相昇 萬技叢中推絕奇 邪許忽舊虛空擲 投承如九人呼危

祠前重礎衆塔立 纏頭雨散狂耶癡 中有幽人獨自感 世事滄桑交喜悲  
曩爲勤王唱攘夷 水滸舉又奧羽師 此間幕府終廢矣 此港祭事亦隨衰  
一自新政出朝廷 何幸逢此雍熙時 今茲明治十四年 自今皇統無窮期  
嗚呼四海昇平可擊鼓 一港繁華可歌舞 雅麗喜人目 集中巨作  
菊池三谿曰 叙極鬧熱 形狀莊重 雅麗喜人目 集中巨作  
九月九日長崎諏訪社祭 萬戶畫簾營社事  
黃塵埋盡曉天霜 歌舞管絃分幾行 萬戶畫簾營社事  
無人看菊作重陽

社祭紛々南北阡 遙聽急管和繁絃 有情最是書童輩  
幾隊過門問道仙

諏訪祠銅華表碑

神木千年耀陸離 鎮西大社世皆推 欲知瓊浦民風美

先讀青銅華表碑

五釐金碑

五釐金は買人財 積累多年幾萬堆

明治中興官所有

一變復歸民有來

霞 諏訪社奉納十首の内 從一位 日野大納言 資枝

唐人のみつきそなふる船あまたみなとのどかに霞む朝なき

花 從三位 日野權中納言 資矩

光そふ玉園山のさくら花神もあがすやとしくに見む

肥前國諏訪社の太麻をいたゞきて正二位 冷泉大納言爲村

海遠くふきよするぬさの追かせのめくみへたてぬ諏訪のみ社

この道のちきりも老になかさきや諏訪の社にかくるゆふして

祝のこゝろを 正四位下 梨木上總介鴨祐爲

いやましのひかりもしるしゆたかなる御代なかさきの諏訪の神かき

諏訪の社の七草を 從五位下 松平石見守源貴強

玉園の春のひかりに生いてし神の御名まへのすゝなすゝしろ

元日櫻 從五位下 久世丹後守廣民

あけて今朝咲もめつらし櫻花世にたくひなき春の初しほ

元日櫻 從五位下 朝比奈河内守昌始

めつらしな花も手向とさきてまつ今朝より春にあけの玉かき

元日櫻 從五位下 水野若狹守 忠通

神春の千代のためしに咲花はかしこき神のめくみなるらん

おほ宮つかさの睦月に花を折り 從五位下 水野若狹守 忠通

て送りけるかへりことに ちはやふる神もをしまん初花を手折りし袖の香こそしるけれ

大宮司 永 勇

今よりのさかへも千代の長さきやわか玉園の榊葉の色

木々もみな百のつかさもおもふらん櫻を花の君と仰きて

この葉の花やこゝろの櫻かり

長崎諏訪の社にて 一はやみ二は月影の鳥井かな

支考

山の端をかへて月みむ諏訪の馬場 卯七

山の端を門にうつすやすわの月 素行

木曾ならば蕎麥切ころや諏訪の月  
たふとさを京てかたるも諏訪の月

雲 鈴  
去 來

天保八年諏訪社に雨止  
の懇祈なこめられし時

從五位下 戸川播摩守安清

此浦の民のこゝろもやすけれといのるを神のうけさらめやは

奉納五月十五日 寺社役 後藤惣左衛門藤原貞榮

ことしより幾春かけむ木綿たすき

十月西山郷の庵に住し俳人とも小名中井戸てふ處に  
櫻數本植奉納されし時 枕 山

さくらうゑて木許り見るも小春かな

社頭の花の盛に 從五位下 青木若狭守永純

春の夜の月と花とにあくかるゝ心のまゝの言の葉もかな

諏訪社の花を 遷 水

豊かなる國の手ふりを唐人も此神垣の花にしるらん

諏訪の社の會初に社頭花といふことを 近藤 光輔

たくひなきこの初花の匂ひより玉園山の名をおふせけん

諏訪の社の廻廊にて半夜百首の歌よみけるととき神祇を 同

みつかきの近きわたりの言の葉は神もあはれどうけさらめやは

花の宴唐人出の時 中島 廣足

春ことの花のあそひはつくすとも今日ににる日はあらしとそおもふ

宮柱國のしつめとしきたてゝちとせうこかぬ玉園の山 正六位下 主計頭青木永弘

當社祝 正六位下 主計頭青木永弘

諏訪の山いかきのさくら咲きにけり花にしめゆへ神の宮つこ

元日櫻を見て花をい祭る神代の故事を思ひ出で 青木昇永繁

年の端を違へす咲くもいさなみの神のみつさとみ津垣の花

社頭祝 中島 田翁

唐船につみくる玉の名におへる園生の宮居いやさかえつゝ

玉園の山の玉垣萬代にうこかぬ國の光とそ見る 從四位下 奥平大膳太夫昌成

春日詠寄神祝 松か枝に幾十かへりの花咲てさかへさかふる神のめくみは

○ 太田 南畝

千代菊の千代も長崎長月の諏訪の祭の折はたかはし

于丹波 ○ 于丹波 其 讀 者 不 知

浦の名の玉の光と見ふる哉 諏訪の神垣の秋の夜の月 小田 甫

丹波守 青木 永章

あた守る國のしつめと萬代に宮敷います玉園の神 大 眞 顔

四方歌恒 眞顔 江戸狂歌師

吹かほもろこしまても薫らなん西の海邊の神垣の梅

甫 舊 柳河新宮神主高尾某の 子當地盧無寺習坊

唐國に隣りてすし月と浪 青木 輝英

涼しさや木立かくれる夕神樂 澤 木 宣 嘉

前者は嘉永元年三月後者は同三年六月の詠進也 澤 木 宣 嘉

花下遊交 澤 木 宣 嘉

たつ春にをくれぬ花のをくれしやけふの團居を待ちてなるらむ

同 中島 廣行

鶯のしめたる庭の花かけをけふはまどるのむしろにそかる 坂本 秋郷

同

楽しくもつとふ思へは憂事のいたらぬかけは花のしたかけ

池原 香釋

咲く花の影を浮へて酌むさけにいまはた誰かものを思はむ

天然物

元日櫻 今諏訪公園丸馬場上段に在り、壹間四方位の柵を繞らし中に元日櫻

長歌碑が建てられ碑前に朽ち果てたる元日櫻の残株がある、數年前迄は朽ち果

てたる株の側面より出でたる枝があつて年々百花に先だち殆んど梅と同時に

愛らしい單瓣の花が咲き出で、積雪を勞髴させたもので崎陽の名木であつた。

抑此の元日櫻は何時の頃より移植せられたものであるか分明ならず、青木

永繁の鎮西大社草稿には當時の老樹は天保の晩年既に枯れ朽ちたが稀なる名

花なるが故に之を接ぎ傳へたのである、元は正殿の傍に植え附けられて在つ

たが花時に至りて人々が折り去るので、六代神主永純享保一明和年之を自己の

庭園に移し植えたものであると記して居る、然らば先年枯れ朽ちたる老樹は

天保後接種せる分であらう。

此の花は毎年梅と殆んど同時に咲き出で、その盛の節は葉少く雪の積りし

元日櫻

如く誠に珍敷花であるので、毎年々頭に先づ諏訪神社に初花を献じ、次に素木の臺に竹筒を構へ是の筒に花を挿し奉行所及び代官所に進上するの例であつた、伊豫國松山城下なる北山越なる正月十六日櫻、伊勢國白子の子安觀音寺の不斷櫻、薩摩國崎島櫻等は此櫻と共に年頭に咲き出づる由を鎮西大社記に録して居る。維新後は神前に献進するのみで知事等に贈る事はなかつた。斯る名木なるが故に文人墨客等は之を以て題材とし詩に賦し歌に詠めるもの尠からず、讀者は別項詩歌の項参照ありたし。

左に現存する元日櫻長歌碑々文を掲ぐる事とする。

池原香榊翁詠元日櫻長歌並短歌

敷しまのやまどの國にさきにほふ櫻の愛はくにからしうるはしからし花  
 からしまくはしからしたまちはふ神の心のとづくになしとこそきけこ  
 天にのみありとこそきけその花のこゝたのなかにまかかやく玉園山にう  
 しはく神のいかきにあらたまの年たちかへる初春のむ月を時と淺みどり  
 そめたる空を朝かすみたなびく空をのとけくもしめてさく花たくひなき  
 はなの中にもたくひあらめや

樟 樹

傳 説

初春のむつきを時とさき匂ふ花のこゝろをうれしくかりけり

樟 樹

当社境内特に玉園山中には老樟が多く且幹材の雄偉なので名を得、外人等は爲めに態々來り觀る者も尠くない、現在に於て当社境内の樟樹で周圍拾五六尺以上のものは大小取交せ數十株を算する。

稻荷樟 今の八坂社の後方に立てるもので周圍二十六尺幹材矗立して天を撐るの概がある、往時は此の樹洞に稻荷社を勧請し周圍に瑞籬を設け注連を引き人の近づき穢すことを禁じて居た。維新後境内各部の稻荷社は之を合祀せしため今は單に瑞籬を見るのみとなつた。稻荷樟と云ふのは稻荷社勧請以來自然に稱へられた名稱で小楠稻荷社と云ふのが社名であつた。

右の外踊馬場左上手に周圍十八尺のもの神饌所の側に周圍十九尺のもの動物園上に周圍十五尺十三尺等の樟樹がある。

以上は何れも当社草創以前よりのものと傳へられて居るけれど、その詳細は知る由がない。右の外櫻横椎の如き老木が多い。

傳説諏訪神社は長崎の總氏神として、將國家鎮護外敵降伏の靈神として官民の尊崇他に殊なるものがあることは既に述べたる通りである。従つて祭神は元より境内鎮安の末社、狛犬等に至るまで祈れば應通奇蹟ありと稱して古來祈願者が絶えなかつたので些細の部分に亘れば頗る多くの傳説に富んで居るが、茲には古來人口に膾炙せるものを古記より轉載することとする。薩摩國に諏訪明神の祠があつた、その附屬の官林は千年の古木が鬱蒼として晝尙ほ昏き位に茂り合つて居たが、國主は之を保護して人民の伐採を禁じて居た。寛永年中長崎堀町出生の壯夫移り往きて某商家に雇はれて居たが、主人は彼に命じて毎日山に入りて薪を採り來らしめた、處が此の壯夫疎放の資質で山に行かず窃に諏訪神社附屬官林に入り禁を犯し薪を束ねて持ち歸つて居た、その都度社前に稽首し我身は祭神鎮座の地なる長崎にその氏子として生れたものであるが、幸なく流落して奴僕となり毎日斯の如し、願はくば生の罪を問はざれ、其の代り生の得意とする所の鬪筋斗トシガヘリを以て報賽せんとして毎に筋斗をうちて拜して居た、後山林監視者之を發見し國禁を犯すの故を以て捕へ訴へて斬に處せんとした、

その一

一夜藩侯夢に白髮の一老翁が接近し來るを見て何者ぞと問ふた、老翁曰く吾は諏訪明神である、我が子罪ありて斬られんとす、子宜しく寛恕せよとそれで侯は之を快諾し覺めて後有司を召して事情を尋ね、始めて事實を得て駭き命じて之を許さしめ、且公署に召し彼が祠前に爲す所を演せしめられた、技巧妙に入り見るもの感歎せざるはなかつた、侯は彼の技實に吾意を慰むるに十分である神明感あること正に然るべしとて金銀や衣服を賜はりて長崎に還らしめられた。

寛永十四年、天草四郎時貞が切支丹の殘黨を嘯集して島原原城に據りて官軍に抗し征討の諸軍頗る苦しんだが、翌十五年春遂に城陥り各藩兵何れも凱旋した、此の時當社神主永忠遠に立ち上りて曰く「我陰兵となりて城中に入り戦ふこと數日遂に勝利を得たりと雖も身甚だ疲れたり」と其の袂を振るに數箇の彈丸その中より送り出で忽ちにして永忠も倒れた、甦るの後に左右これを問ふに永忠元より島原の捷ありしことを知らない幾もなくして官兵凱旋して至つた、當時の人々は官軍が神助を得しこと

その二

その三

の多きを語り傳へ神威いよく加り給ふた。○  
 寛永十五年戊寅春二月廿七日の夜神前の御燈火煌々として終夜に互り翌日巳之刻に至りて尙ほ灼然光輝を滅せない、卯ノ刻神主永忠が社參をなせしに際し數尺の白蛇が社殿の前階に蟠つて居たが、須叟にしてその行衛が別らなくなつた、永忠歸りて賢清に告げた、賢清聞きて、島原の逆徒、必ずや明日を以て落去するであらう、火明灼然たるを云ひ白蛇玉階に現出せしと云ひ是れ畢竟神明官軍を庇護し給ふのである、當社祭神は軍神に渡らせ給ふ、神征伐を助け給はゞ何人が是に抵抗し得るものぞとて舉家杯を揚げて未だ終らざるに逆徒退亡の吉報が至つたと云ふ。○  
 寛文十二年長崎に疫病流行し斃るゝものが多かつた、時に筑後柳川の土民夢に素袍の老人來り告げて曰く、我が子民等疫疾によりて斃るゝもの多く災禍蔓りて盡きざらんとす、汝汝が廬の側なる古木を伐りて長崎に輸送し水に浸して飲ましめよ、然らば子民等疫より免がるゝを得んと、

その四

覺めて後銀貨の枕頭に置かれたるを見て駭き且恐れ、則ち直ちに木を送りて長崎に來り祠職に謁して來由を述べた、祠官其の教に従ひて市民に飲ましむるに瘥えざることがない、此の神木は收めて神庫に藏し、疫疾ある毎に市民に服用せしめて居たと云ふ。

その五

○  
 寶永六年阿蘭陀加昆丹の僕でアヌゲルと云ふものが下痢を患へ久しくして瘥えざる爲め、出島吏員に依りて當廟に祈誓すること切なるものがあったが、靈應にやさしもの難症が忽ちにして瘥へたので喜びに堪えず小方金を献じて願成就の奉賽を行つた、在留蘭人等は驚きの目を瞪つて居たと云ふ。

その六

○  
 此の年九月屠兒あり踊馬場の傍なる松樹に攀ち登りて舞踊を觀て居たが忽ちにして其の樹株根幹より折れ倒れたので、樹上に在りし者皆同時に墜ち伏したが、何れも皆負傷することはなかつたが唯その屠兒のみ疵を被ふた、見聞の者皆心を洗ひて駭異せざるはなかつたと云ふ。

歷代神職世系

開基 金重院 賢清

兩部修驗道 鑑榮許靈社 宮司

寛永元甲子年より明暦二丙申八月まで在職 参拾参ヶ年

明暦二丙申年八月二十八日歸幽年七拾五

二代 青木宮内大輔永忠 正六位下

寛永九壬申年より貞享元甲子年まで在職 五拾参ヶ年

元禄十四辛巳年四月廿四日歸幽年八拾八

三代 青木右近將監永安 正六位下

貞享元甲子年より元禄十五壬午年まで在職 拾九ヶ年

元禄十五壬午年三月廿五日故ありて五島に流さる 歸幽年月不明

四代 青木若狭守永春 從五位下

元禄十五壬午年六月より享保十一丙午年十月まで在職 廿五ヶ年

享保十五庚戌年二月二十日歸幽年七拾壹 七拾貳ともあり

五代 青木兵部少輔永常

享保十一丙午年十月七日より同十七壬子年八月まで在職 七ヶ年

享保十七壬子年八月廿一日歸幽年参拾八

六代 青木若狭守永純 從五位下

享保十七壬子年八月廿二日より明和二乙酉年五月二日まで在職 卅四ヶ年

明和五戊子年九月二日歸幽年五拾五

七代 青木若狭守永勇 後陸奥守從四位下大宮司

明和二乙酉年五月三日より文化四丁卯年二月まで在職 四拾参ヶ年

文化八辛未年八月五日歸幽年六拾五

八代 青木兵庫介永鷹 從五位下 大宮司

文化四丁卯年二月十九日より同十四丁丑年八月九日まで在職 拾壹ヶ年

文化十四丁丑年八月九日歸幽年貳拾九

九代 青木丹波介永章 後改丹波守從五位下 大宮司

文化十四丁丑年八月十四日より天保四癸巳年七月まで在職 拾七ヶ年

弘化二乙巳年七月十日歸幽年不詳

十代 青木若狭守永古 後改筑後守從五位上 大宮司

天保四癸巳年八月より慶應三丁卯年八月廿六日まで在職 参拾五ヶ年

慶應三年八月廿六日歸幽年六拾壹

十一代 青木陸奥守永元 從五位下 大宮司

慶應三丁卯年八月より明治七癸酉年八月まで在職 八ヶ年

明治七年八月廿三日歸幽年参拾四

十二代 坂元 秋郷 祠官

明治七年七月二日より明治十八甲申年九月一日まで在職 拾貳ヶ年

明治十八年九月一日歸幽年六拾八

十三代 中島 廣行 正七位 宮司

明治十八年十二月廿八日より同卅三年二月八日まで在職 拾六ヶ年

明治三十三年二月八日歸幽年八拾四



十四代 立花 照夫

從五位勳六等 宮司

明治三十三年四月より大正十一年十月十五日まで在職貳拾參ヶ年  
大正十一年十月十五日歸國年六拾八

十五代 加藤 七郎

官幣大社大和神社宮司より來任  
官幣大社大和神社宮司へ轉任正六位

大正十二年四月十九日より大正十三年三月十四日まで在職貳ヶ年

十六代 吉川 頼易

官幣大社大和神社宮司より來任  
官幣大社生國魂宮司へ轉任 從五位勳七等

大正十三年三月十四日より大拾五年五月十三日まで在職參ヶ年

十七代 阿知和安彦

從五位勳五等  
神宮神部署愛知支署より來任

昭和元年五月十三日より

禰宜世系

初代 立花 照夫

明治二十八年七月十六日より同三十三年三月二十一まで在職六ヶ年  
大正十一年十月十日歸國年六拾八

二代 堤 利信

明治三十三年六月三十一日より大正十一年十月五日まで在職貳拾  
ヶ年 大正十一年十月五日歸國年六拾

三代 伊藤 新

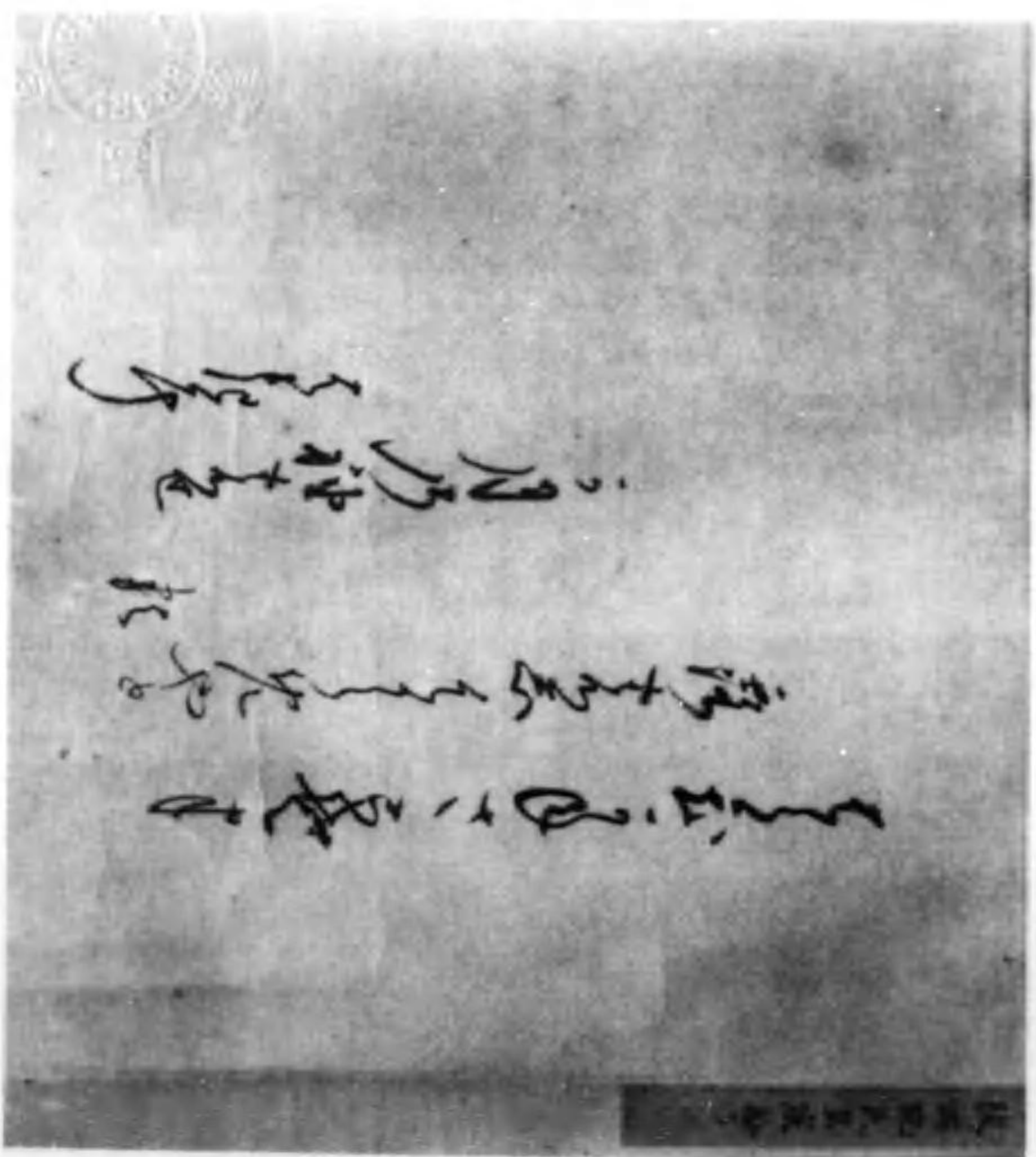
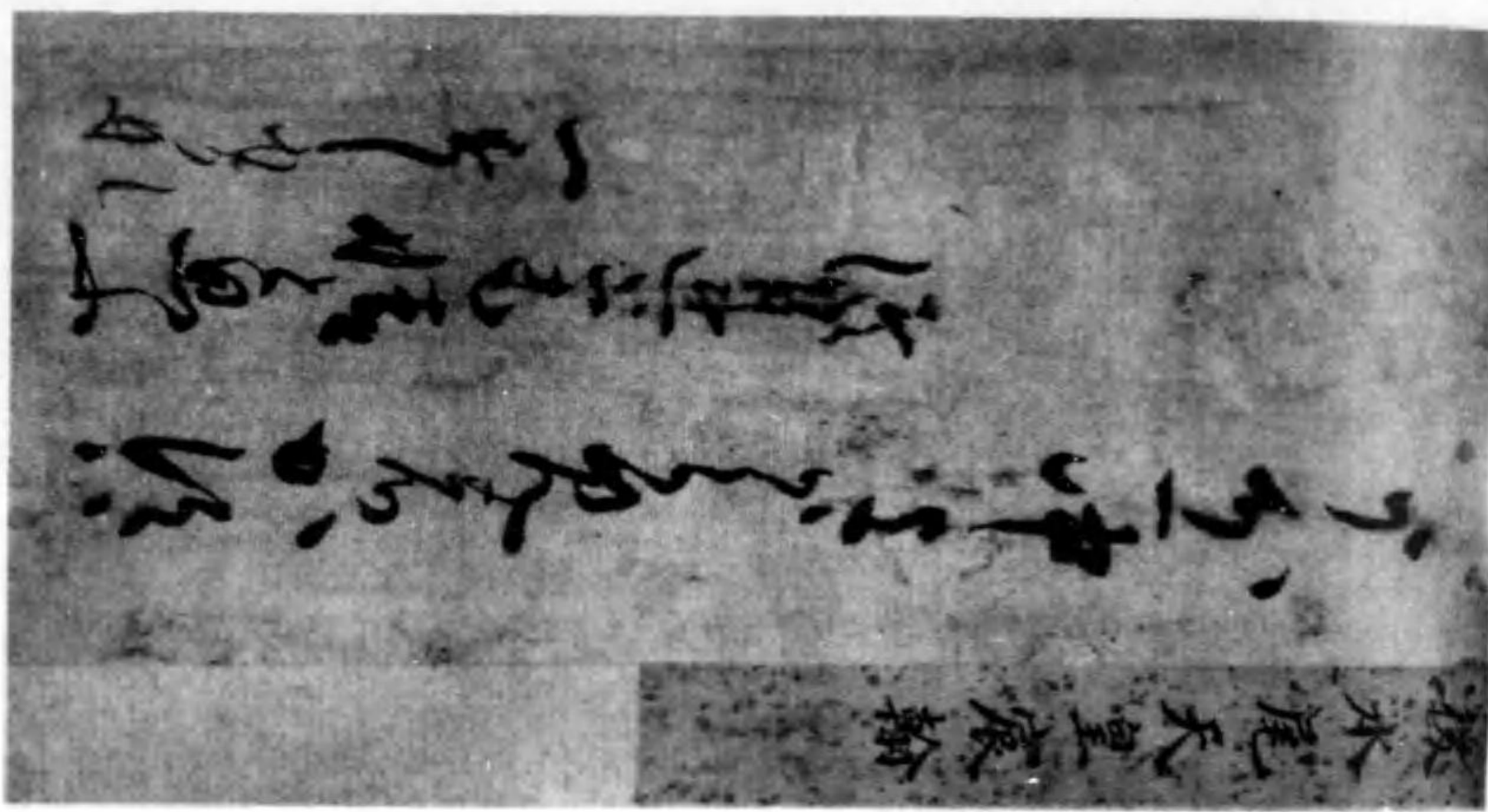
大正十一年十月十六日より同十三年二月八日まで在職參ヶ年  
大正十五年十月二十二日歸國年五拾八

四代 澁江 亘

大正十三年三月七日より同十四年四月十七日まで在職貳ヶ年  
大正十四年四月十七日より昭和四年三月五日まで

五代 海老沼唯

大正十四年四月十七日より昭和四年三月五日まで



立花 照夫  
伊藤 新

第三章 縣 社

第一節 松ノ森神社

天穗日命

祭神 菅原大神

菅原是善卿

所在

所在 長崎市上西山町百五拾番地 此の地は維新前に於ては長崎代官支配地の内長崎村西山郷の内、維新後は長崎縣第一大區六小區肥前國彼杵郡長崎村西山郷、明治十一年長崎縣西彼杵郡長崎村西山郷同番地、同二十一年同縣同郡上長崎村同郷同番地となつたが、同三十二年三月長崎市に編入せられ大正二年四月郷名を改めて現在の番地となつた。

川上久右衛門

沿革 元和年中に肥前松浦郡 村名不詳の浪人で川上久右衛門光房と云ふ者が長崎に來り今博多町に住宅を構へて居た。此の久右衛門が家に祖先より傳へ來りし菅原道真公御自筆と稱する靈像の一軸があつて 長崎志には渡唐の影なりと記してある 久右衛門供奉して當地に來たのであつたが、その靈驗の顯著なることにつきては從來語り繼がれてあるので、是を屋内に奉するのも穢瀆の恐れ有りとし竹

天満宮遷移

筒に納めて後園の柿の古木に掛けて置いた、所が一夜奇光が筒中より出で、庭内を照らすことがあつて後度々に及んだ、當時長崎市内外には吉利支丹の族類が蔓つて神社や佛閣に禍ひすること尙ほ未だ止まず、當局の禁壓手段も尙ほ教徒等に徹底して居なかつたので、久右衛門は何時教徒等に襲はるゝやも計られずとなし更に清櫃に納めて屋梁に高くさし措いた、然るに奇光又々櫃中より發して屋内を照らすので、久右衛門等は神威の異烈なるに驚き、居を共にする時は或は之を冒瀆せんことを恐れ、即ち居宅の側に一小祠を營み神像を安置して守護大に力め朝夕恭敬甚だ篤かつた、時に寛永三年 月日不詳であつた。

神祠を營む

大脇宗也神主  
となる

寛永六年五月某日 風雨が烈敷く夜に入りて愈其の勢を添へた、此の時一道の赤光が當社殿より起り長く連りて空を掠めたので見る者驚き恐をなさぬはなかつた、それで天漸く明るく頃往つて之を視るに神像が風の爲めに翻つて地に落ちて居た、前夜の光明は、此の出來事より發せしものであらうと云ふので光房は愈畏れをなし、雑穢の地を離れて神祠を營まんとする素願を起し元豊後國府内住吉神社の祠官であつた大脇修理宗也なるものが、何故ありて

か當地に來り此れも當時今博多町に住して居た長崎の古記には萬屋町に住すとあり年三月であつたと松森の縁起に記してある。ので、即ち宗也と謀り長崎奉行竹中采女正に願ひ出てその許可を得て地を同町東端中島川畔に相し寛永七年の秋假殿をその地に營みて

神像を安んじ宗也之に神主として祭事を掌理することゝなつた。

以上は長崎圖誌や松ノ森社の舊記やの語る所であるが、長崎志には左の如く記載して居る。

御奉行水野氏 河内守が神威甚だ異烈ある趣を聞き及ばれ、今博多町々役人乙名役島田某を以て其の故を尋ねられた、光房はありの儘を御答へする所があつたので水野氏其の尊影を請じて厚く禮拜有り、益々信仰の念を昂め、右の尊像を俗家に差し置くことは宜しからずと言ふので、島田某と協議せられ光房の住宅を他に移して宅跡を清め不淨を祓ひ、山土を運びて假殿を建設し尊像を安置されたのであつた。云々

寛永八年霜月廿五日 始めて例祭を執り行つた。

此の時長崎奉行竹中采女正は親しく祭禮に臨み、左の祭文を奏上したと傳へて居る。

例 祭

掛卷茂畏幾鴨與肥前州在彼杵郡菅根乃長崎乃邑里乎宇志波幾坐須

正一位天滿天神宮乃宇豆乃廣前爾崎陽乃鎮尹竹中采女正源朝臣重次頓首

稽拜恐美惶美毛申須寛永八年十一月二十五日吉日良辰乎擇定氏美膳乎備

倍御神樂音樂乎奏奉氏御祭乎調倍社頭殿中乎飭奉留定氏

天滿大神嬉毘賜布羅乎然者彌

天皇玉体安穩征夷大將軍武運長久當所鎮臺在所乃官官萬民安樂國土豐饒

氏子平安社中豐樂壽命長延守護幸賜倍登恐美惶美毛申須

寛永十七年六月廿五日 境内の櫻桃樹忽然として花開き繽紛として春の時

の如く觀者市をなした、然るに時方に炎暑蒸すが如き六月のことであるから

人々奇異の思をなした、此に關し松ノ森社記には左の如き一片の傳説的記事

を載せてある。

鎮座後程なく神主は祠前に一株の櫻桃樹を植え付け名づけて人任の櫻と

唱へて居たが、當時築町の住人で源左衛門と云ふ一老人があつて平素天

滿宮を信仰して常に當社に參拜して居た、寛永十七年六月廿四日例の如

く當社に來りて敬拜を終へ、恰も殿側に青々たる櫻桃樹の清雅で標致愛

人まゝの櫻

すべきものあるを見て其の名を問ふた、そこで神主宗也は人任の櫻と答へたので源左衛門は立ち所に

人まゝの櫻とならば來る夏も咲けや又見ん神垣の花

と一首を吟みて短冊に認め其の枝に結んで置いた、所が其の翌日に至り忽然として花を開いたのであつた、長崎奉行馬場三郎左衛門は之を聞いて駕を當社に枉げ是れ全く神力の然らしむる所なりと云つて痛く感歎した。云々

附記 此の人任櫻は、其の後松ノ森社境内に移し植えられ久しく茂り合つて居たが、寛政年間に至り枯れ朽ちて仕舞つた。其の種を移したるも御岬道の徳道に在りと長崎名勝圖繪に記してあるが、此の徳道と云ふ所は川原、高濱兩村の境界をなす高原絶頂の山中である、此の絶頂に縦横數歩の平地を構へ石祠を安置して天滿宮を祀つてある、記者は或は此の邊にもしよと思ひて大正十二年正月此の地通過に際して搜し廻つたけれども、今は夫れらしきものもなかつた、最早枯れ果てたものにや。寛永十八年九月朔日 神主宗也は知人を會して社内に百韻の連歌を興行し

去る八月三日を以て誕生ありし後の四代將軍家綱の爲めに其の武運長久を祈願し、御祓懷紙は宗也是を携へて兩奉行及び當時滯留中であつた目付井上筑後守に捧呈した。

天か下祝び月の三五哉

讀人不知

雲の帯をも秋ときつ風

貞之

君か代の千代に八千代を身にしめて

宗也

爾來牛込忠左衛門の在勤中延寶八年迄迄は年毎の正、五、九各月に祈禱の連歌を興行して懷紙及び祓を奉行所に捧呈するの恒例を作つたが、其の後一時打絶え寶永頃再興した、後又打絶えて文政頃にはその催は無かりし由長崎名勝圖繪に記して在る。

寛永十九年三月 神主宗也上京して神祇管領長吉田兼里に謁して神道裁許状を受領した、此の許状中に長崎新天神の文字ある爲めに、當社は爾來長崎新天神を以て稱せらるゝ様になつた。

宗也吉田家入門

長崎新天神

肥前國松浦郡長崎新天神之祠官修理大夫宗也恒例之神事祭禮參勤之時可

着風折鳥帽子狩衣者

神道裁許之狀如件

寛永十九壬午年三月十日

神道管領長上卜部朝臣兼里 判

後藤信清神主  
となる

寛永四年二月十五日 宗也病歿し後藤式部信清嗣きて當社神主となつた。式部は出雲國神門郡古志郷春日大明神神主後藤大和守の孫で昔て宗也に養はれたものであつた。

高辻家及び延  
命寺との關係

當社々傳に據れば、宗也は其の身藤原氏なるの故を以て神慮を畏み、嘗家の餘裔を後嗣たらしめんとし、長崎奉行黒川與兵衛に斡旋を請ふた、黒川奉行は宗也の誠意を諒とし、京都守護職野山丹後守等に謀り、東園頭中將の紹介で信清を神主とするに至つたのである云々、又伊奈氏系譜に據るに、後藤大和守の女大納言高辻豊長に仕へて式部を生んだが故ありて母姓を冒して居たものであると。

當時當地延命寺二世に尊覺法印なる高德が居た、彼は道識超凡顯密の學徳が豊富で當時密宗の權威者であつたが、高辻家に所縁があつたので、信清は

尊覺に伴はれて長崎に下り、繼職後も事毎に尊覺の後見に依つたもので尊覺は實に松ノ森社創立時代に於ける指導者で且後援者であつた。夫れで信清は其の歿するや墓地を延命寺内に指定し伊奈家をして同寺檀家として關係を永久ならしむることゝしたのであつた。當社神主は前述の如き關係により世々その叙位任官手續は一切之を高辻家に依ることゝし後に高辻家猶子の資格を得るに至りしも亦此の因縁を辿つたものであつた。

高辻家に依る

元諏方の地に  
移轉

明暦二年八月廿八日神靈を今博多町より現在の社地へ移し奉つた、是より先き、長崎奉行黒川與兵衛は深く神佛に歸依し、當地神社佛閣の再興維持に力を用ゐたものであつたが、特に天満宮を信仰して當社には度々參詣あり嘗て長崎志には慶安四年とあり當社神主信清に面會せし時、社地が市井の間に在りて神威を冒瀆するの恐れがあるから他に適當の地を求めて移轉を出願せよ候補地としては立山の内か元諏訪圓山と稱へて居た諏方神社再興の地の地などこそよろしからめとの内意があつたので、明暦元年與兵衛の着任を俟ち元諏訪の地に社地移轉につき請ふ所があつた、夫れで與兵衛は直ちに之を幕府に通じ



松ノ森神社古文書  
右は持刀、立鎧免許狀  
左は叙位の宣旨



て許可を得、元諏訪の地を賜ひ租税を免せられた。茲に於て信清は先づその地に假殿を營み此の日を以て神輿遷幸の儀を行つたのであつた。

○當時の社地は幾坪の地積であつたか記載が無いのでこゝに明記することが出来ないが、除租の關係より類推すれば後の免租地なる壹千參百六拾坪位と見て大体の相違はあるまいと思ふ。

此の時町年寄高島四郎兵衛、年行司津田又左衛門、内田與左衛門、散使、中山清兵衛、本庄茂兵衛等は命に依りて神輿に供奉し總町乙名等亦途上の警衛に當つたと言ふことである。

萬治二年九月廿五日、當社移轉後黒川奉行の捐資に依りて神殿の造營に着手したが、此の月を以て落成したので即ち正遷宮を行つたのであつた。

寛文元年十二月六日、神主信清まだ位階官職を有せないで、黒川奉行は爲めに禁裏守護職野山丹後守、青山遠江守、小田切美作守に依頼する所があつて三人よりは更に信清の所縁により高辻少納言豊長の斡旋を請ひ、其の執奏に依りて今年十二月六日に至り信清に對して正六位下の勅宣を蒙つたので信清は同十一日參内の上口宣案を頂戴し、更に高辻家より立烏帽子、狩衣、後

黒川奉行神殿  
を新設す

信清正六位下  
に叙す

禁裏官

費銀補助

十八神道傳受

牛込奉行各社殿を改築改修す

紫貫指着用を免許せられた。爾來當社神主は、當地諏訪神社宮司青木氏に亞ぎ世々正六位下或は從五位下に叙せらるゝ家格を有するに至つた、夫れで後世吉田家を離末するに至りてよりは青木氏は吉田家に附屬すれども伊奈氏は直接に高辻家執奏に依りて禁裏官と稱することを誇りとせし事もあつたと傳へられて居る。六月廿四日信清は吉田家より十八神道許狀を受領した、翌六月十三日平信清上京に際し長崎奉行より費銀の補助があつた、是は特別の待遇であつたと言はれて居る但其の銀額は分明して居ない。寛文六年五月信清は吉田家より十八神道許狀を受領した、翌六月十三日社人立石内膳亦同家に就きて布齋服木綿手纏着用を許可せられた。同年六月廿四日信清歿して信貞職を繼いだ。延寶八年三月長崎奉行牛込忠左衛門の喜捨によりて正殿を修理し幣殿、拜殿、瑞籬、櫻堂、梅花廊及び神主住宅等の全部を新築或は改築し、魏爾潜の捐資によりて正門を建立したので境内輪奐の美頓に整つた。此の落成大祭執行に際し牛込奉行奉賽あり神木の梅松と云ふ題にて

千早振神の梅松茂れ枝我は東風吹く空にありとも

松ノ森

松ノ森天神

松森新天神廟記

又

すゝしきや御影と頼む松の森と詠して神前に奉納されたと傳へて居る。

丁度此の頃社側左方岸の上に同根三株の松樹があつて鬱々として繁茂して居た、牛込奉行之を見て木を三つ合はすれば森の字なり以來當境内を松ノ森と稱するがよろしからんと語りしより元諏訪又は圓山の舊號を改めて松ノ森と稱し社號も松ノ森天神と唱ふるこゝなつた。

此の年五月牛込奉行は天神眞蹟金字梵網經を購ふて當社に寄せ、且唐通事彭城宣義に命じて當社記を撰せしめた。此の社記は今當社に保存せられて居ない、社司に問ふも一向行方が分からないので長崎名勝圖繪所載に據り左に其の全文を掲げて置く。

松新森神廟記

夫

神之爲神、神其聖也、靈其德也、神聖之功化、渾然無以窮其始、靈德之昭明渺然無以考

長崎市史地誌 松ノ森神社



其終先天地而神實無能名鑑陰陽而聖允  
有其靈非敢以指指弗克以言言者矣况我  
神域之稱固有自來而護國祐民萬古一如  
誰不溯其源而激其流也哉竊以

天 滿大自在天神乃

菅原丞相之寶號上承天神裔降幻塵緣天姿  
越格純德備躬履膺  
天眷之榮疊受高科之擢飽經學而待講權詩歌  
以宗師既處世而絕倫乃為  
神以顯赫應化身於分疆隨緣說法護  
皇統於弘願在處通靈崎陽一祠別  
贈  
新宮之號  
神像自畫實出篤信之家放光顯跡賤丈夫無以  
自立託

聖得入社脩理有能孤成傍流而草創夾街衢以

奉持嗣後傳社司于式部預先昭靈明於殿

光乃有

黑川鎮尊慨其塵汚不副仍達

江府

上聽

天賜此松森准移捐福田之資肇

大自在之廟懇吹嘘于禁官係青木遠州太守

也沐

繪旨于口宣乃知管高辻納言矣式部傳後乃子

嗣先現任

鎮臺牛込尊府每詣

神祠憫其朽壤欲其建興適逢

鎮臺有蘭孫之慶

公子得弄璋之瑞

神佛護鱗趾之振々士民唱蠡斯之詠々而歌朋  
 詩友咸濡無疆之毫市頌家吟統抄萬壽之曲  
 和章會友高木氏貞明何氏可遠林氏守道內  
 田氏備水等預有稅願夙蘊祈祥立禮殿以及  
 門建會堂而壯觀嘉音一至祝詠咸興併舉造  
 建新飾  
 祠宮於是

大鎮府購有  
 天神真蹟金字梵網文惜乎世久代遷闕略頗見  
 者以其艱于得而易于失數于古而稀於今也  
 茲承 委命使義為跋以志悠久義何人耶敢  
 說是僭然辭之非管弗許又恐貽威之責怒敢  
 冒從即令惶恐杜撰以紀斯言且經中  
 價說一華百億國一國一釋迦如是千百億  
 盧舍那本身以此論之

天神悟大正學具大智慧得大神通成大菩提乘  
 一 大般若轉大法輪發大誓願行大佛事度大衆  
 生 了大因緣名大威德號大自在既有如是之  
 大 喝無是大之如  
 神之未舉一畫之前全部想已全彰了也  
 鎮府藏之  
 天神得之詩曰神之格思不可度思惟德馨香  
 感于神明可謂山有根本水有源泉歸根歸源天  
 下之至道也  
 神感于得  
 府肯于施永鎮  
 神壇于鞏固敦昭呵護之金湯雲之從龍風之從  
 天虎奚曰不同氣耶既曰同氣宜曰桂子蘭孫之  
 紹非同氣而何哉  
 昔

延寶八年歲次<sup>二</sup>尙章<sup>一</sup>沼灘<sup>二</sup>糺<sup>一</sup>寶吉旦恭承<sup>三</sup>

委命<sup>一</sup>譯士<sup>二</sup>彭城東閣<sup>一</sup>宣義<sup>二</sup>薰沐頓首百拜謹<sup>レ</sup>跋<sup>一</sup>併書<sup>二</sup>

天和三年四月 神主信貞は長崎奉行川口源左衛門の添狀を請ひ得て上京、此の月廿九日正六位下に叙せられた、此の時高辻家連枝五條松丸より美濃部の姓を賜ひ、是より後藤を改めて美濃部と稱した。

元祿十年三月 京九郎左衛門なる者、持明院中納言基時の題せし天滿宮の扁額壹面を當社に奉納した、今の正門裏面に掲ぐるものが夫れである。

元祿十二年五月 四代信要は長崎奉行近藤備中守の添書を得て上京、高辻家執奏によりて同年六月廿一日正六位下に叙せられた、此の時信要は伊奈家を高辻家に附屬するの約を結び爾來兩者の關係頗る親密を加へた。

維新前に於ける神主僧侶の叙位任官には神社の由緒、當人の閱歴、家格等の他夫々の縁故と手續とを要せしもので、此の間に要する費用は相當の額に達して居る。左に參考資料として當社古記より元祿時代に於ける這間消息の一部を摘載して見やう

信要叙位の節の贈答品目 下段は答禮品

高辻家に附屬す

高辻殿及御孫秀方殿え

- |         |        |           |    |
|---------|--------|-----------|----|
| 一、金     | 貳疋     | 一、杉原      | 壹帖 |
| 一、毛氈    | 貳枚     | 一、御狩衣     | 壹揃 |
| 一、龍眼    | 壹箱 貳斤入 | 一、綿       | 貳抱 |
| 一、唐菓子   | 壹曲 壹斤入 | 一、奉書      | 貳帖 |
| 一、唐墨    | 壹箱 八丁入 | 一、御菓子     | 貳種 |
| 一、紫金錠   | 壹      | 一、御食籠之内   | 壹  |
| 一、外郎餅   | 五棹     | 勅許を蒙り候御祝儀 |    |
| 一、びいご茶碗 | 壹箇     | 一、色紙文匣    | 壹ツ |
| 一、白銀    | 五枚     | 一、小鷹      | 拾帖 |
| 一、御祈禱御札 | 壹      | 以上秀方殿より   |    |
| 一、藤村右近へ |        | 一、古き口宣箱   | 壹ツ |

- 一、三上宗右衛門へ 金百疋ヅ、
- 一、くら田へ
- 一、侍兩人へ 鳥目四百疋一人貳百疋ヅ、
- 一、松壽院殿へ 金貳疋
- 一、正親町大納言殿へ
- 一、龍眼 壹箱
- 一、扇金子 壹箱
- 一、禁裏御所へ
- 一、杉原 拾帖
- 一、白銀 貳枚
- 一、御祈禱御札
- 一、六歌仙短尺 貳通
- 一、菅公御自筆法華經切レ
- 一、雷除守 貳
- 一、香燭文列 壹
- 一、たはこ入 壹
- 一、御扇子之内 壹
- 一、右參内之節拜領 壹
- 一、松壽院ヨリ拜領 壹
- 一、御祈禱御札 壹
- 一、鳥目 貳兩疋 小取次衆へ
- 一、鳥目 六百疋

- 關白殿下へ
- 一、杉原 拾帖
- 一、金子 貳百疋
- 一、御祈禱札
- 一、東園大納言殿へ
- 一、小唐 拾帖
- 一、金子 百疋
- 一、御祈禱札
- 一、東頭中將殿
- 一、金子 五疋 五百疋
- 一、御祈禱札
- 一、新掌西脇主計へ 鳥目參拾疋
- 向共元藏部

長崎市史地誌編 松ノ森神社

向井元端法眼

一、毛氈 壹枚

一、扇子 參本入 壹箱

久米笑間老

一、胡舩 貳袋

三宅近江守殿

一、毛氈 壹枚

一、阿蘭陀砂糖 壹袋

一、めりやすたび 壹足

神泉以觀房

一、唐筆 壹對

一、和紙 拾束

一、和歌懷紙

一、烏帽子 壹頭

一、將束の切レ  
上様御冠の繩

一、風呂敷 壹ツ

三宅重三郎殿より

一、葛 貳箱

一、繪水絹

東寺皆然房

一、和紙 貳朱

一、香天盆 壹枚

一、びびいどろ猪口 壹束

樋口三郎左衛門殿

一、和紙 參束

海老屋與左衛門殿

一、扇子 參本入 壹箱

中山大納言殿

一、扇子 大納言參本入 壹箱

以上の贈品の大部は唐蘭輸入品で、當時遠隔地人又は普通人の容易に手にすることが出来なかつたもので、真に珍品であり従つて随分の経費を要せしことが推さるゝのである。

信要上京中六月廿一日久我右大臣を経て左記の恩賜があつた。此等諸品は今尚ほ當社神寶として保存されてある。

- 後水尾天皇御宸筆 短冊 壹
- 後西院天皇御宸筆 短冊 壹
- 靈元天皇御立烏帽子 壹
- 東山天皇玉冠羅 東 壹
- 東山天皇御琴糸 東 壹
- 東山天皇御宸筆 短冊 壹

元祿十三年月不詳丸山町乙名安田次右衛門なるもの菅神の靈驗に依りて一命を助け、同神を主神とする一字を建立し當社末社となりたき旨願ひ出で、居たが、此の年に至り長崎奉行の許可があつたので、名を神門市之進と改め

梅園社當社末社となる

身代り天神

自ら神主となりて奉齋した、世に之を梅園天神又は身代り天神と稱へて遠近の信者が多かつた。

寶永元年三月 五代信安祖父信貞と共に奉行石尾阿波守、佐久間安藝守の添書を得て上京、五月四日着京同八月廿五日正六位下に叙せられ尋いで文章博士權中納言高辻總長の猶子となつた、當社神主叙位に際しては前既に記述せし通り高辻家の執奏に依ることであつたが、如何なる理由ありてか信安叙位の際は五條家の執奏に依つて居た、夫れで今回信安が上京して叙位の手續あるに先だちて高辻、五條兩家の間に紛紜を生じ三ヶ月餘に亘りて決せなかつたが、清岡三位の調停に依り八月五日に至り松ノ森神主は永々高辻家執奏たるべき申渡しがあつて事件落着した、爲めに信安父子は約八ヶ月を羈旅に過し十月二日長崎に歸着した、此の費銀五貫目は是を長崎會所より公借した。寶永二年四月 五代信安代 廿一日講中筆者講中の寄付に依りて櫻堂の修繕を行つた。兩講の成立及び編年及及び會員數等不明

寶永四年二月 其の筋の命ありて市内各寺社は各其の境内の調査を行つた、此の時の當社總坪數千參百參拾貳坪。

信安叙位  
高辻家猶子となる  
當社神主叙位は永代高辻家は執奏に依ることとなる

境内千參百參拾貳坪

同年七月十日 六代將軍家宣誕生ありし爲め、先例に依りて於当社天下泰平武運長久の祈禱及び百韻の連歌を興行し九月十五日に信安は懐紙と御衣木とを奉行所へ捧呈した。

生ひつゝく松に小松や千々の秋 信安

六合のうちてるみつかきの月 信安

天つとふ朝日普く霧晴れて 信安

寶永五年正月廿六日 市内各寺社代表者は立山役所に出頭し、奉行別所播磨守の面前に於てその案文帖に認印を押捺した。案するに此の時各社明細帳新調せられたるを以て各社寺への申渡

がありその認承を要せしものか。

寶永六年六月 京都火災あり高辻家を始め五條、清岡兩家亦類焼の厄に罹りし爲め、神主信安は急遽上京各家につきその安否を問ふた。

此の時高辻大内記總長は伊奈姓を以て信安に賜ふた、當時神主の現姓が夫れである。

伊奈と改姓

正徳元年 此の年に至り殿舎頗る朽頽に及んで居るので、長崎奉行の許可を得て境内擴張、正殿、幣殿、拜殿改築の計畫を立てたが長崎奉行の心添に

て大阪より木材を取寄することとなり費銀として此の年の暮に銀拾貫目を賜ふた。

同年二月十五日 長崎奉行佐久間安藝守より神鏡一面及び神前戸帳壹帳を寄付あり。

社地寄付

同年二月廿八日 郷方役人古川甚六は、当社地地續に於て畑五畝拾四歩を当社敷地として当社に寄付した、此の土地は利助西山郷住民かなるもの、所有であつたのを甚六は銀六百匁を以て購入して当社に寄せたものであつた。

同年三月廿九日 当社地々續に於ける畑五反拾貳歩千五百拾貳坪を社地として寄付があつた、寄付者氏名が判明して居ないのは遺憾である。

境内擴張

當社は前述の如き寄付を得たので同年四月三日より敷地の擴張工事を開始し、即ち高きを鑿りて低きを均らし、東南面に石壁を構築し、五月朔日に至りて略落成した、此の工事中市内各町及び當時文事を以て門戸を張れるもの又は各町青少年等は或は勞力を或は金品を喜捨して此の大工事を助成したものであつた、松ノ森記録に據れば、是等の物資は、人夫延數約八九百名、銀五貫目と貳拾枚、金百參拾兩、青銅參拾貳貫目 同記録には此等の金品の記入洩が大分あるから實際は頗る多額を要せし

九度詣神事

事と思はるの計算をなして居る。同年六月九日、始めて九度詣神事を執行した、爾後恒例となり今日に及んで居る。

神鏡松梅櫻等寄付

正徳二年正月十五日、長崎奉行久松備後守は八ツ花形神鏡壹面を、同年四月十一日町年寄高木作右衛門も亦同形神鏡貳面を奉納した、尋いて翌二月十五日には本五島町中より梅、櫻、松、杉、榊等合計五百本を奉納して境内に植附けた、當社境内に現存する老木は當時に植附けられたものが其の大部分に居る、同時に長崎會所より五歩銀拾貫目を賜ひ、長崎奉行久松備後守、駒木根肥後守、町年寄高島四郎兵衛、高木作右衛門以下總町の寄付金百兩、銀參貫六百目を得て愈社殿の改建境内の修築に着手した。

正殿改築

正徳三年、木材を大阪に整へ此の年四月十九日木屋入新始め、六月九日假遷宮、同廿一日正殿柱立て、同七月七日上棟、十二月廿日正遷宮を行ひ奉告大祭を執行し町年寄高木作右衛門、松永霞醉以下の地役人市内町内の参拜者雲霞の如く中々の盛觀を呈した。此の年當社々前に神池を開穿した、此の池は井筒屋庄右衛門等の寄付に依

神池開鑿



松ノ森神社正殿(下)

正殿の周圍なる塀玉籬の底下に職人畫彫刻が箒めてある。説明は本文にあり。

渡唐天神像(上)

同社に保存さる。





改築擴張完成

りて七月廿九日より旬餘に亘りて、堀鑿せられたもので當時は此に架するに木橋を以てした、池邊の石盥も此の時に調製せられたものと言ふことである。

斯くて各社殿の改新築や境内の修築や、木石の配置全く成りしと、境内の擴張とは共に殆んど舊觀を脱却せしめて新に神域を現出し當地の一勝地たるに至つた。

此年九月二十五日長崎奉行久松備後守神劔壹振献納。

現今正殿瑞籬の欄間に箒着してある職人盡しの彫刻物は、其の手法の巧妙で精緻なる爲め古來左甚五郎の作と稱されて居る、而して此の彫刻物は何時の世に何人の手に成り如何なる緣故に依りて當社に保存さるゝに至りしものか古記に根據ある記事がない、今松ノ森記録を検するに正徳三年社殿改築記事の末尾に御瑞籬職人盡ほり物施主の文字がありて左の通りの記事がある。

職人盡彫もの

- ほり物板 五枚 藤島戸太夫 同壹枚 森八右衛門
- 同 三枚 吉野清左衛門 同壹枚 森
- 同 拾枚 講中 同參枚 松尾三右衛門夫婦

同 壹枚 三浦六郎左衛門 同壹枚 刀屋八郎兵衛

同 壹枚 唐人屋敷筆者中 同壹枚 繪師仲間

同 壹枚 代者許會所筆者  
小南新八  
戸川伊右衛門  
工藤武平 同壹枚 内藤善十郎

(壹枚不足寄附者不明)

とあり是に依りて見れば、職人盡しの彫刻物は當正徳三年始めて社殿現在の位置に掲揚せられたものであることが明瞭する。而して各寄付者が單に彫物板のみを寄付せしものか、或は既に彫刻せし繪板を寄付せしものか、更に繪畫に就いて是を見れば下繪を京阪地に求めたるものか、將た當地畫工をして執筆せしめしものか之を攻究するの史料がないのを遺憾とする。

正徳四年正月三日 長崎奉行久松備後守、同二十一日駒木根肥後守參詣あり初穂料として前者は御調荷金貳百足、後者同銀壹枚を奉納せられた。

同年同月廿五日 金屋町太田森之進菊燈臺壹對献納。

孟宗竹植附

同年二月三日 南馬町藤木安之進、淺野友之進、若藤久左衛門住所不明等の献資に依りて西山道路の下段なる社側右手の空地に孟宗竹の植附正月廿六日より植附開始を了した。同竹林中に眞竹あるは天保六年六月十九日神主より西山郷民に頼

蘭人參拜

み植附たるものである。  
同年二月二十八日出島在留阿蘭陀人氏名不詳大通詞檜林量右衛門、小通詞名村五兵衛等の通詞を伴ひ參拜と稱して當社に來た、阿蘭陀人が當社に散策を試みたのは是を以て始とする、爾來時々此の事があつた。

唐人參拜

同年三月三日 唐人屋敷在留の已春夏秋冬船貳拾八艘に乗組める唐人船頭吳送觀以下五拾六名壹艘より貳名づ、唐通事彭城仁右衛門、稽古通事額川官兵衛同彭城源三郎の案内にて當社に參詣したが、同二十八日にも同數の唐人等大通事柳屋治左衛門、小通事神代四郎八、稽古通事吳藤治郎等に伴はれ大光寺諏訪社を経て當社に參拜した、唐人等が當社に賽したのは是も亦此度が始であつた、當社では諏訪社に於ける接待の模様に倣ひ右唐人等に對して菓子、吸物及び清酒等を供して之を款待した。

既に佛寺篇に於て述べたるが如く、市内各社寺の大部分は貿易による利益金配當と唐人等よりする定例又は臨時の寄付金を以て其の唯一なる維持基金としたものであるから社寺側では百方手段を盡して唐人等との接近を計つたものである、當社に於ても此の例に洩るゝことなく前記の機會を利用するこ

とに努めたので、爾來年々在留唐人等は此の年の例に依り當社に賽して款待を受け返禮として相當の寄付を行つた、當時唐人參詣に際して行ふた饗應は大抵左記の程度のものであつた。

茶 煙草盆 菓子 三方に盛る

よしきもち  
まんじうち  
はるめこん  
くねんぼ  
へいと

引さかつき 引肴 いあす  
かわえひ

吸物 鯛ひれ

茶椀物 いせえひ  
湯とうふ 包菓子 へきに盛る

くねんぼ  
まんじきん  
大豆  
はるめこん  
はるどりへいと

唐人等は、右の如き饗應にあづかりて歸館後之に酬ふるには大抵左記 壹船より壹反ツ、の振合の物品を以てしたものである。品種は年によりて一定しないが大抵反物であつた。

蘇木 五拾斤 大飛さや 拾九反

白綸子 壹反 白 四反

縮緬尺長 壹反 並さや 壹反

穀子 壹反 (以上は正徳五年春一回分)

以上の相互贈答品は諏訪社を始として大なる差等はなかつたが、唐船入港船數によりて數量の多少あるは勿論で手續として長崎奉行の許可を要せしことは既に述べた通りである。

斯る際に於て唐人等より長崎奉行に提出せし願書 表面上願の手續を経たものであるの寫を得たので左に之を掲げて参考に供しやう。

具呈春夏秋冬各港船吳送觀等爲謹陳幣以將

神敬以謝盛情事切送素聞 貴國古有

管神公者文學淵博道行深隆故唐儒薩天錫賦

詩稱德盛名遠播是以至今崇奉追號

天滿神爲

貴國之文崇唐人之景仰也且

孔夫子爲萬代表率中外咸欽今

天滿神既同其道理合尊重送等子念二日蒙

恩准到 諏訪社因順途瞻拜獲視廟宇巍峩

燥然聿新復叩道士盛情懇款接茲欲致幣

一端聊申謝悃伏乞

本館街主

當年老爹轉啓

五甲頭中

王上恩准俾送等聊表崇文之鄙意略謝道士之

盛情則感激無涯矣

正德四年三月 各港貳拾八隻船主同具

第十三番東浦寨船主 吳送官 第十四番 南京船主 游汝義

第十五番 南京船主 鄭恒振 第十六番 南京船主 黃哲卿

第十七番 南京船主 林義弼 第十八番 南京船主 邵人張

第十九番 寧波船主 葛而發 第二十番 寧波船主 林元祿

第二十一番 寧波船主 董宜日 第二十二番 寧波船主 翁聖初

第二十三番 寧波船主 高北峰 第二十四番 南京船主 姚鳴飛

第二十五番 南京船主 吳天成 第二十六番 南京船主 姚天毓

第二十七番 南京船主 陳聖倫 第二十八番 南京船主 林登世

第二十九番 南京船主 王拙菴 第三十番 南京船主 薛司有

第三十一番 寧波船主 鄭大誌 第三十二番 南京船主 黃信玉

第三十三番 臺灣船主 謝愷臣 第三十四番 南京船主 李大成

第三十五番 福州船主 鄭孔琬 第三十六番 南京船主 徐令聞

第三十七番 南京船主 江雲從 第三十八番 南京船主 陳補齋

第三十九番 廈門船主 程方成 第四十二番 寧波船主 陳奕斌

同年正月より疫病流行して市民罹苦の輩相踵いたので、當社に於ては悪疫退散市民安全の祈禱を執り行つたが五月に至りて熄んだ。

同年七月四日 去年當社殿造營の處經費不足の爲め其の筋の下附助成金内

申中であつたが、本日神主信安は年番町年寄松永市左衛門の役宅へ召寄せら

れ拜殿改築補助の意に於て五歩銀の内より銀貳拾貫目を下附せられた。

同年同月廿三日 市内柳井藤右衛門は三十六歌仙の額面を當社へ奉納した

尤も此の額面は當社今博多町鎮座の頃より殿内に掲揚せし當社の寶物であつ

たが、如何なる故ありてか五十年前柳井氏の所有となつて居たのを本年に至

り當社へ奉納したものであつた。

五分銀下附

三十六歌仙額面寄附

同年八月十二日 酒屋町松田金兵衛の献資によりて末社殿島神社々殿を修覆した。

長崎奉行参拜

同年九月五日 長崎奉行久松備後守、同二十五日駒木根肥後守當社に参拜ありて各御調荷白寶銀壹枚宛を寄進、同日久松備後守は太刀壹振肥後國庄入遠江守兼廣作長五寸尺を奉納した。

櫻樹植付

同月二十八日 駒木根奉行は櫻百本を當社に寄せ境内の空地に植付けしめた。

正徳五年正月五日 長崎奉行久松備後守、六日同大岡備前守参拜ありて前者は御調荷金貳百疋、後者は同白寶銀壹枚の奉納があつた。

唐人参拜

同年同月十五日 館内在留唐人五拾七人當社に参拜した此の日大光寺より諏方社に賽し當社に來つたもので唐大通事神代四郎八小通事彭城源三郎通事辨掌した参拜當時の接待禮物等の大要は前に述べたる通りである。

仙石丹波守参拜

同年二月二十八日 大目付仙石丹波守當地出張の序を以て當社に参拜。此の日丹波守は諏訪社、伊勢宮、聖堂及び當社を巡視したのであつた。丹波守は目付役石川三右衛門と共に幕命を帯びて當地に來つたもので有名

なる正徳新令即ち唐蘭商法改正令は其の齎らす所であつた。

正徳六年正月四日 當社神主の長崎奉行所に於ける年頭八朔賀儀出頭禮席は、其の筋の命に依り爾今當地安禪寺の次席と決し今年より實行、從來は更に下位に列したものである。此の日神主石見守信安は奉行所に出頭して賀意を表した。即ち

- 第一席 朱印地 大音寺
- 第二席 朱印地 大徳寺
- 第三席 朱印地 青木若狭守
- 第四席 朱印地 本蓮寺
- 第五席 准朱印地 光永寺
- 第六席 准朱印地 正覺寺
- 第七席 准朱印地 安禪寺
- 第八席 松ノ森神社

以下略

年頭八朔に於ける禮席に關し正徳三年より、當地皓臺寺と大音寺との間に紛紜を生じ結んで解けざるもの數年、幕府はその解決に窮し遂に兩寺を別日に引分けたので、皓臺寺は毎年正月五日に出頭することとなりし爲め右の席次表には加はつて居ない又三、四席は時に前後し五、六、七席亦時に前後し且五、六、七席中に大光寺を加へた、夫れで前表は不變のものではない事を

連歌再興

享保二年五月朔日嘗て当社頭に於て興行せし月次御祈禱の御祓連歌を再興し、此の日神主は御祓懷紙を長崎奉行所に差出した。

社殿修理

同年五月五日長崎奉行石川土佐守當社に參拜。享保四年先年新築或は改築せし幣殿、拜殿及び御供所に損所が生じたので修繕に着手した、此の時長崎奉行は銀拾貳貫七百目を補助し翌々六年には更に銀拾貫目を賜ふたので工事が完成した。

神道神樂傳授

享保四年八月十一日 神主信安は、神道傳授の目的を以て此の日上京の途に就いた、此の時長崎會所よりの補給銀貳貫五百目九月十日着京。同二十六日高辻家當主左大辨總長猶子たるの允許を得、金紋挾箱を賜ひ神事に際して網代輿を使用するの資格を與へられ、尋いで吉田家に就き十八神道の講習を爲し同十二月廿四日神道免許状を受領、更に青木永弘を介して同家神樂の秘傳を得翌五年二月二十一日歸崎した。

御物拜領

信安滯京中高辻家より 靈元法皇御使用菊着錦及び御衣の切を拜領したが何れも當社寶物として現に保存されて居る。當社神主が累世神樂に長じ現社

神樂と伊奈家

司に至りても斯道を以て家聲を墜さざるもの實に信安の吉田家神樂傳授に淵源するのである。

祝部を置く

信安の時神主代理に充つる爲め祝部を置くこととなり、爾後嫡子は伊奈姓を稱し二男以下は後藤氏を冒して祝部に任せられた。

青木永弘講筵

青木永弘は、諏訪神社祝部であつたが事を以て神主と合はず京に上りて吉田家に仕へ尤も同家老職鈴鹿氏と親しかつた、國學に通じ神道の造詣深く吉田家門下中の白眉と稱せられ當時名を江湖に擅にして居たが、其の在崎中は常に當地神道の弘布に力の神主等の指導啓培に盡したものである、それで信安を始め當時當地の神職等は其の講筵に侍せないものは無かつた。

神社組合觸頭

同年月不詳 神社は成る可く神祇道一派吉田家門弟たるべしとの布達發せられた、此より各地神社は特別の關係あるもの、外は吉田家の配下に屬することとなつた。當地では當社及び伊勢宮、水神社、中川八幡社、神崎社の五社は其の筋の注意によりて組合を組織し互に緩急相應じ相援助することとなつたが、當社は筆頭社として公邊の布達照會等を他社に傳へ届、回答等亦當社各社に代り辨したので觸頭の名稱を得た。

準朱印地

人まゝの櫻を  
境内に移す

營  
繕

享保五年十一月 當社境内朱印地に準ずるの命があつた、同時に神主は年始八朔出仕に際して槍を立つる事、奉行所支關出入に際し持刀の資格を認可せられた、此の月出島役人中より銀參百五拾九匁を當社に寄付した。

同年同月十四日 今博多町乙名樺島良恭の献資によりて舊社地より人まゝの櫻を當社境内に移植し法樂を執行した。

人まゝの櫻はもどにかへり花（神主信安）

同年十二月十六日 唐人九拾參名（參拾壹艘より壹艘に付參人ヅ）、唐通事及び奉行所役人に伴はれて當社に參拜した、以下毎年一回時に二回（大抵は三月又は十月）唐人參詣あり、當社は其の接待費として銀參百目を長崎會所に借り唐人の寄進物を以て返濟するの例を作つた。

享保十七年 神主住宅大破の爲め改修工事を行つた、此の時長崎會所は長崎奉行の命により銀壹貫貳百目を作事費として當社に給與。

元文四年 神主住宅前年修復漏の部分が、當年に至りて大破したので之を改修したが此の時は當社拜領銀を抵當として長崎會所より銀貳貫目を公借し工事を了へた。

正殿屋根葺

元文五年 惣町より寛保三年迄に年賦銀拾壹貫目の寄付を得て正殿及び幣殿の屋根葺を行つた。

延享三年 長崎會所より銀五貫目の給付を受けて正殿、唐門、瑞籬等の屋根葺を行つた。

寛延二年七月 六代石見守信秀は繼職披露の爲め長崎奉行阿部主計頭の添書を請ひて上京、高辻少納言家長の猶子となり立烏帽子着用を許可せられた。同月廿五日叙位任官此の時先例に依りて費銀七貫目を公借した。

由緒書提出

寶曆三年 其の筋の命に依り當社開基、由緒、境内、末社等につき報告書を長崎代官役所に提出した。

柳川家陣屋

寶曆五年 筑後柳川城主立花左近將監の請に依り當社々務所を以て有事の日に於ける同藩陣屋に充當する件につき承諾を與へた、爾來立花家は年々白米拾貳俵を當社に贈りて謝意を表し、且當社書院改新築は一に同家の負擔する所となつた。

寶曆九年五月 七代信靜は長崎奉行正木志摩守の添書を得て上京、高辻家に就き當主權中納言家長の猶子となりて附帶の資格を允許せられ、五月晦日

正六位下に叙し石見守に任せられた。此の時公借費銀參貫目、  
此の年 當地神社組合を復活し當社神主信靜その組合頭取に任せられた、  
信靜の歿後は伊勢宮島重道者宿の故を以て頭取を以て擬せられて居た。

寶曆十三年 總町より銀六貫七百目參ヶ年賦の寄付を得て正殿及び行事所の  
屋根替を行つた。

安永八年 在留唐人當社に參拜したが賽客中福建省閩中の人で詩文を以て  
當時内外に推されて居た、朱華綠池なるものが居たが感ずる所ありとて左の  
一文を艸して當社に寄せた。

松ノ森社説

夫天地間有三命、名、而取意者、即形勝之地、何獨  
不然、日本松森社、隸西肥郡治宇建玉園山陽、  
崇拜

菅原公、歷有二年、數此地蒼松夾道、大者數圍、小者盈抱、挿漢干霄、凌雲  
蔽日、蒼々然如翠蓋之森羅、亭亭然如青鋒之森列、厥名松森、良有以  
也、其社殿宇嵯峨、臺榭錯落、左有松軒、右有松圃、前有松逕、後有

松亭、高閣盤空、鴉巢松棟、流觴引水、酒釀松泉、坐泄清華、微風徐來、  
松際庭無俗韻、明月斜、乎松梢、然而不第比也、一日之間、氣象萬千、  
何可勝道、天光晴霽、雨歇虹銷、日入松也、山色溶漾、流膏釀液、雨入  
松也、漠々輕籠、橫空翠霧、烟入松也、瑩々欲墜、繞樹綠珠、露入松也、  
別有松濤、入戶宛疑虎嘯、于松門、松影入階、絕似龍行、于庭畔、藉非  
然者、願何取于松森之義也、耶維時或有疑而問曰、信如子之言、其  
本社主人亦將謂之、浪松羽客、種松道人、乎予曰、然昔張子房歸山、  
自言從赤松子遊、彼道士不樂他處、結廬而獨居、此社修煉殆以松  
之花、可採而食、松之葉、可拾而殮、松之脂、可餌、以辟穀、松之子、可服、  
以延年、閑與二三道友、輩煮石、松間飼鶴、干松下、子又何疑乎、吾言  
也、且也彼却以松社祀、  
菅公者、又非無故、吾黨博考群書、松有三千歲之稱、又有萬年之號、乃知  
肥之人、俎豆馨香、將欲冀德澤長存、與松壽而俱、永兆國祚之森隆、  
樹民生之森福、其名可思、其義可按、也是為說、



明和四年八月十九日 信靜病歿し嗣子信成年甫めて拾歳であつたが、町年寄後藤惣左衛門の後見によりて襲職した。

明和六年 市内各神社は従來長崎奉行所社寺方の所轄に屬して居たが此の年より長崎代官に附屬することとなりし爲め、代官高木作右衛門は市内各神社代表者の參集を求めて訓示する所があつた。

長崎寺社は長崎代官所管轄となる

納税日

同年十二月十日 此の日を以て寺社方地子銀上納期日と指定せられた。同年十二月 長崎代官所より當社神主網代與使用の理由を申立つべき旨の問合せがあつたので即時其の由緒來歴につき書面を以て返答に及んだ。

唐船寄進

明和七年六月 昨六年に於て唐船三艘分今年五艘分の當社寄進銀前者は銀四百貳拾五匁後者銀七百六拾參匁を此の月同時に下付せられた。

安永三年五月 高辻家より當社神主着用料にとて紗狩衣及び紫指貫各壹着を贈與せられた。

營繕

安永八年 正殿、幣殿、拜殿、唐門、瑞籬の屋根葺替椽廻りの修葺等を行つた。此の時惣町より費金として銀拾貫目參ヶ年賦富豪森安氏より銀貳貫參百八拾目の寄付があつたので此の工事を竣ぐる事が出来た、後寛政五年に至

り正殿其の他に大破を生じたので總町より費銀拾貫目の寄付を受けて其の營繕を終へた。

寛政八年二月 長崎會所より銀壹貫貳百目を公借して神主住宅の大修繕を行つた。

同年七月 其の筋の照會により當社格式及び其の由來を記して長崎代官所に提出した。同十一年六月にも亦一通を提出した。

神崎神主一件

寛政十年四月二日 神崎社神主内田主計卒して實子無く繼職者にして内紛を生じ久敷解けなかつたが、組合神社神主等の仲介に依り養嗣子左京 當年貳才が二十才に達する迄諏訪神社々家中園主鈴の弟右門を同社神主とすることとなりて漸く落着した。本件は近來の紛議で當社神主大學の斡旋に依ること頗る多かつた。

寛政十一年六月 其の筋へ届け出でたる當社由緒書中當社境内は左の地積を有して居た、

一境内坪數貳千六百貳拾坪餘

内 千參百參拾坪餘

御地子御免

長崎市史地誌 松ノ森神社

千貳百九拾坪 此御地子銀貳拾六匁七分九厘

外四匁參分六厘 諸掛リ物公役代

表口參拾五間半 裏口參拾參間半

裏人七拾九間 西人 七拾間

寛政十二年三月 社前鳥居側の畑地三斗蒔を銀四百目にて當社に買取つた。  
享和二年 長崎奉行肥田豊後守より當社神前幕及び神橋架替工費の寄付があつたが、越えて文化五年長崎奉行松平圖書頭亦同様の寄付ありて神橋の架替を了した。

享和三年九月 平戸町乙名石本幸四郎父子、興善町乙名末次忠助、北馬町乙名中村作五郎、新大工町乙名北島和四郎、出來大工町乙名高石金石衛門等の斡旋によりて惣町より銀參拾六貫目の寄付と長崎會所より銀九貫目七ヶ年賦の公借を得て正殿、幣殿、拜殿を始め境内建物の總屋根替を行ひ四月より着手し九月結了。

文化二年八月 小川町住不破森伊三郎なるものその願成就の爲めと稱して當社境内に於て素人相撲一日五拾番の興行を願ひ出で同月十二、三兩日に亘

神橋架替

登 籍

相撲興行

信秀引退

建彦神道傳授

り開催した、當社境内に於て興行物の開催は是を以て嚆矢とする。

同年十月 信秀引退同十二月建彦襲職。

是より先き當社務所を柳川立花家陣屋として提供するの約成り、同家は年々白米拾貳俵を當社に贈りて謝意を表して居たが、近年社費多端に亘りし爲め神主大學は柳川家に内請する所があつたけれ共同家の諾する所とならなかつた、大學此をふくみ陣屋に關する約束を破毀しやうとしたので長崎代官高木氏此の間に斡旋し柳川侯大學の要求を納れ此の月に至りて漸く落着した、大學の引退は此の邊に胚胎して居る様に思はるゝ節がある。

文化四年三月二日 九代建彦は繼目位階、神道傳授等の目的を以て上京六月十日着京高辻家の執奏によりて正六位下に叙し石見介に任じ宰相福長猶子の資格を得、且吉田家に就き十八神道の傳授を了し同年十一月十四日歸着した、出發に際し費銀として長崎會所より銀參貫目を賜ひ總町より同參貫目の寄付五ヶ年賦 を得、且長崎會所より銀參貫目を公借した。

當時太平の久敷、上下徒に形式上の虚飾に没頭して綱紀大に廢頽して居たので、國內各地神官僧侶等は自己の修養や職分を専守せずして官職又は公卿

資格競争

の猶子資格の獲得等に熱中して虚勢を張らんとするの輩が多かつた、當地に於ては諏訪神社宮司青木氏を始めとし寺院に於ては大音寺を筆頭に延命寺、正覺寺、光永寺以下大小の社寺主等各々競ふて他に劣らざらんことを努力し形式の上下に拘泥したもので其の弊害の及ぶ處獨り社寺自体の維持上は勿論であるが、長崎會所の歳入出に迄も及んで來た、夫れで長崎奉行所に於ては勉めて此の弊風を抑壓せんことに努めたもので或は旅費貸與を禁じ或は官位相當の待遇を付與せざる方針を執つた。

たとへば長崎奉行は従五位下の布衣官であるので、神主建彦が従五位下石見守に叙任の辭令を賜ふた場合は長崎奉行と對等の資格となる譯である、曾て佛寺篇に於て記述した通り、晴臺寺住職の如きは歴代十萬石國守格の待遇なりと稱したもので、延命寺主猛雄が文化元年に僧正の僧官を賜ふたなどの場合に於て待遇相當に詮議すれば長崎奉行を凌ぐのであるけれ共、實力實權を以て位置を有する長崎奉行と虚位空官を擁するに過ぎざる神官僧侶等と相對した場合に於ける兩者の權衡は説明する迄もない事である、夫れで建彦は折角正六位下石見介を得たけれ共長崎奉行が是に對する待遇を與へない、そ

唐人寄付

の儀禮恰も君臣よりも甚だしきものがあるので、國學者を以て立ち、大義名分を自得せる建彦としては皇室の式微と徳川幕府の專横とを體驗して不快に堪へない、是より後建彦は年頭八朔の長崎奉行所への祝賀等公式出頭には多く代人を立て代らしめたものである。

文化九年七月八日、先月來當港出帆の唐船より壹艘に付銀百目宛貳拾艘限り當社に寄付したき旨當該在留唐人より願ひ出て、居たが、本日許可せられたる由長崎會所より通知があつた是に依りて當社は今年に亘りて銀貳貫目の寄付を受納したのであつた。

建彦神代卷を講す

長崎國學中興

同年十月五日、神主建彦は當社務所に於て連續講演中であつた神代の卷の講話を終了した、元祿享保年間に諏訪社祠官青木永弘や田上の崇玄觀主大江宏隆等が當地に於て神代の卷を講じ地下の神主や篤學の市民に國學の播種を試みた事は既に述べた通りであるが、其の後の長崎は其の培養者が無いで折角の萌芽も終に繁殖結實を見るに至らなかつたが茲に於て建彦は再興の一人者として中島廣足と共に長崎國學の中興たるに至つた。

文化十年正月三日、勘定吟味役松山總右衛門當社に參拜した、同人は長崎

永續方法調査の爲め幕府より派遣されたもので滞在十ヶ月同年九月に歸府した。

遠山奉行職人  
盡を寫さしむ

同年五月長崎奉行遠山左衛門尉當社に賽し、瑞籬なる職人盡を一見して垂涎措かず、書工をして之を筆寫せしめ携へて歸東した。

道路改修

文化十年十一月本籠町住富豪中村盛右衛門及び嘉右衛門父子の損資により當社門前石階の左右石牆を改修し華表前の道路敷に鋪石を新設した、現存のものが夫れである。

境内に射的場  
新設

文化十二年正月十五日境内に射的場を新設し此の日射初めの式を行つた、爾來土地人の弓術に志あるものは常に社内に來りて其の技を練つたものである、天保六年九月長五間巾貳間の小舎を建てた、但し從來は極めて簡單なる小屋一棟ありしのみであつたから此の度は是を改めたものである、此の射的場は明治四十年頃まで存在して居たが武徳殿の設けらるゝに及びて廢止され今は無い。

神主待遇改善

同年四月六日豫て出願して居た當社神主格式待遇の件、木日を以て長崎奉行の開届くる所となり、長崎奉行所へ出頭に際し持刀の儘奉行役所支關の

唐人寄付

出入を許可せられた長崎代官高木作右衛門より申渡さるので建彦は五月十六日昇進挨拶の爲め長崎奉行長崎代官以下町年寄等を廻禮供廻十五人した、松ノ森詣に依れば此の時長崎奉行遠山左衛門尉は立山役所廣間正面床を後にして安座し同室の闕を越え二尺五六寸の位置に着座し低頭せる建彦の謝辭を受けたものであつたと云ふ。

同年五月五日在留唐人より壹ヶ年銀參百目宛五ヶ年間計銀壹貫五百目を當社に寄付するの申出があつて此の日長崎奉行の許可を得た。

能狂言

文化十三年閏八月朔日能狂言を社内に開催し見物人雲集した、爾後時々之を行つた。

文化十四年十二月二十九日正殿を始め境内各殿改築の爲め昨文化十三年六月以降長崎奉行、長崎代官及び總町よりの寄付を請ふて居たが、此の日御救銀の内より貳拾ヶ年賦で銀貳拾貫目貸下げ許可の指令があつた。

文政元年三月神橋を石橋に更架した、是りよ先き社前の神橋は從來木橋であつたのでその耐久力弱く更架に次ぐに更架を以てした、近年又々腐朽を加へて來たので參拜者は池邊を左に迂回して居た、それで架け替の必要に迫

神橋を石橋に改む

位記

られ神主は經費の燃出に苦心して居た、此に於て神主建彦は歴代の經驗と將來の便否とに鑑み本籠町の富豪中村盛右衛門父子に喜捨を求め北馬町の石工原田喜兵衛に命じて石橋に改架せしめたものであつた、即ち現在のものが夫れである、盛右衛門は將來此の橋が修築を要する場合は我家子孫のあらん限り其の營繕を負担しやうと申し添へた、因に中村氏の遺族は其の後凋落し現今は長崎市に住居して居ない。

文政八年八月十日 神主石見介建彦上京、此の日從五位下に昇叙し石見守に任せられた。左に参考の爲め當時の辭令を轉載しやう。

上卿新源大納言（中略）宣旨（中略）正六位下菅原建彦（中略）宜叙從五位下（中略）奉（中略）藏人左少辨兼左衛門權佐皇太后宮權大進藤原正房（中略）正六位下菅原朝臣建彦（中略）右可從五位下

中務修其祝假致敬明神言念精誠  
抑可褒進宜授業爵式光祠壇可依  
前件主施行

文政八年八月十日

天皇

御璽

二品行中務卿 紹仁親王宣

從四位下行中務大輔臣 卜部朝臣行學奉

正四位下行中務少輔臣 藤原朝臣維長行

正二位行權大納言臣 家厚

正二位行權大納言臣 實堅

正二位行權大納言兼皇太后大夫臣 重能

正二位行權大納言兼皇太后宮權大夫臣 實萬

正二位行權大納言臣 通知

正二位行權大納言臣

正二位行權大納言兼陸奥出羽按察使臣 建房

從二位行權大納言兼右近衛大將臣 輔熙  
 從二位行權大納言臣 基豐  
 正二位行權中納言臣 永雅  
 正二位行權中納言臣 公久  
 從二位行權中納言臣 實勳  
 從二位行權中納言臣 實揖  
 正三位行權中納言兼左近衛權中將臣  
 正三位行權中納言臣 定成  
 正三位行權中納言兼右衛門督臣 經則等言  
 制書如右請奉  
 制附外施行謹言

文政八年八月十日

制可

天皇
御璽

月日辰時正五位上行大外記兼掃部頭造酒正助教中原朝臣師德

左中辨

關白從一位朝臣  
 太政大臣關白  
 從一位行左大臣朝臣  
 從一位行右大臣朝臣  
 內大臣正二位兼行左近衛大將朝臣  
 式部卿  
 正三位行式部大輔爲顯  
 參議從三位行左大辨兼皇太后宮亮光成  
 告從五位下菅原朝臣建彥奉

制書如右符到奉行  
從四位上行式部少輔兼越中守寛貞

天皇	大錄	常久
御璽	少錄	

文政八年八月十日

上卿大納言

文政八年八月十一日

宣旨

石見介菅原建彦

宣轉任守

藏人左少辨兼左衛門權佐皇太后宮權大進藤原正房

石見介菅原朝臣建彦

正二位行權大納言源朝臣通知

宣奉勅件人宜令轉任

石見守者

奉

文政八年八月十一日大外記兼掃部頭造酒正助敦中原朝臣師徳

以上は頗る冗長に亘れる引用文であるが維新前當地に於ける神主で五位の宣下があつたのは、諏訪神社神主青木若狭守永春元祿十五年叙位以後青木氏は歴代從五位下に叙せらると當社建彦及び伊勢宮神主島重道嘉永年間のみである、そして以上の各人物中に關する史料殆んど散逸して完全に保存さるゝは建彦の分のみであるから是を記載した譯である。

尤も位記は六位宣下の際にも下賜せらるゝので六代信秀以下の分は今尚ほ當社に保存せられてある。

文政十一年八月九日此の夜暴風襲來して正殿以下の諸殿に損害を加へた。當時の神主住宅は現今富貴樓の所在地に在つたので狂風の弄ぶ所となりて階上は崩落大破し什寶古記等此の厄に罹りて汚損飛散廢棄するの止むなきに至

大風社務所大  
損害を受く

つたものが多かつた、當時境内老樹の根返り中折等拾四本を算した、然るに同月廿三日夜再び大風起り正殿及び瑞籬破損末社並社倒壊し樹木根返り中折拾貳本を算した。現在の社務所は這般風害に鑑みて其の後直ちに改築移轉したものである。

唐人寄付

文政十三年七月、在留唐人より銀八百目の寄進があつた。同年九月廿二日、長崎奉行大草能登守、牧野長門守地方巡見の途当社内を見分した。

水樋寄付

天保二年六月十四日水樋方倉田勘十郎等八名北馬町若杉多一郎、瀬町米谷太兵衛、西上町佐々木七兵衛、今魚町初村駒百、本紺屋町倉田勘十郎で神前手水鉢一式を寄付新設した。尙ほこの算が朽損の場合は永代に亘り連中に於て修造するとの事であつた。

改修工事開始

同年十二月六日、當社正殿、幣殿、拜殿、唐門、大門、神主住宅等の總屋根替修理や改築やに着手し本日右之旨長崎代官所へ届出で、神主建彦は住宅取崩しの爲め吉田屋二階へ移つた。

抑當社は文政十一年の暴風に際し各殿共若干の損害を受けぬは無かつたが経費の關係上差當りの間に合ひ普請に止めて居た然るに諏訪神社も去年の暴

職人盡し彩色

天神講

風にて大損害を被れる爲め、總町は止むを得ず箇所竈銀の内より兩社に對して銀百貫目を寄付する事となつたので、當社では本日より營繕に着手したのであつた。拜殿疊表替鳥飼友十郎、湯立場石柵同、正殿箱峰銀參百目は先例により唐船掛宿町筆者中より何れも寄付。同年四月十日、正殿等の工事進捗に伴ひ、職人盡し繪板に彩色を施すこととなり、工事係の乙名より唐繪目利石崎融思に之を囑託したる通知が來たので右の繪板を取外して本日之を融思方へ送達した。

同年十月廿七日、午前二時幣殿假遷宮を行つた、此の夜總町は各戸に軒燈を捧げて敬意を表した、翌月廿三日正遷宮を奉仕せし時も同様であつた。

正遷宮

因に假遷宮の際は神璽は一應正殿より殿外に出御殿側より拜殿正面に進み拜殿より幣殿に御動座あり、正遷宮の時は是を反對に繰返し假遷宮の時より一層殿に執行されたと云ふ。



閏十一月十九日 修造工事此の日を以て完成した。

同年十二月二日 在留唐人より銀四百目寄進あり。

天保四年正月二十日 此の日瀬戸倉太郎の寄付により末社稻荷古元大明神祠建替。

同年三月二十九日 豫て工事中であつた社務所座敷支調より北の方は柳川家より寄付せられ同家領内産木材にて粗立て此の日落成し柳川大工貳拾參人は四月朔日を以て歸郷した。

同年十月三日 此の頃長崎奉行牧野長門守、久世伊勢守は打連れて市内の主なる各社寺巡見中であつたが、本日當社及び伊勢宮に參拜あり伊勢宮は當社神主兼帶中なる故に當社神主は同社に至りて應接に力めた。

同年同月四日 牧野長門守歸府交代につき恒例に依りて代理貳人參拜あり、從來長崎奉行歸府に際しては告別として必ず奉行自身三社に參拜したものであるが、是れより後代理者が奉行に代ることが始つた。

天保五年六月 鳥飼友十郎は沈香五拾目を、東中町唐方石崎某は正殿備附の神鏡一面の磨料を寄付した。

同年七月廿三日 當夏に入りて旱魃打續き作物日に枯渴するので市内各社

奉行代理參拜

雨乞祈禱

中には雨乞の祈禱を開始したものがあつた、當社は西山片淵兩郷の請に依り本日より廿五日迄と八月七日より同九日迄との二回、晝夜各三回に亘り祈禱を行ひ、西山郷民は大波止より潮水を汲みて舞殿の洗滌を行ひ且拜殿に交代參籠して居たが、八月十一日に至り大雨沛然として至り草木漸く生氣を回復した、夫れで時人は大に當社の威徳を崇敬したものであつた、當時神主建彦は、正殿及び神池中島に祭壇を設けて水神を並せ祈つたもので、此が當社雨乞の規則となり爾來此の形式によりて雨乞を行つた。

同年八月 正殿後方西山道に沿へる土壁を石垣に改築東五間四尺、南四間四尺、西九間四尺、北參間壹尺し、その附近に入五間間口貳間の番小屋を建てた、此の小舎は嘉永三年の大風に崩壊したので同四年十一月に更に新築した。

同年八月廿四日 鳥飼友十郎、×松かどの二人は此の日古法眼筆天滿宮眞影壹幅を、同十月廿四日井手熊助乙名會所屋守天神講、藥種目利他拾名は隨神貳尊を寄付奉納したので、幣殿へ鎮座し翌廿五日鎮座紀念祭を執行した。

天保七年二月十日 長崎奉行久世伊勢守目付戸川幡磨守同道で當社及び伊勢宮を巡見。

天滿宮眞影隨  
神二尊奉納

同年四月三日 松ノ森社譜五冊成る、本書は當社開發より天保七年までの當社の日録及び年中行事録で、建彦の長子信弘が建彦の意を承けて編纂したものである、而して本書は其の後散逸して今や三五の貳冊を殘存するのみなるが本記事の如きは大部分を社譜に據ることゝした。  
天保九年春建彦出雲大社上官島重老を訪ひ其の子雅樂之助を請ふて伊勢宮神主島男佐磨を襲がしめた。

天保十年七月 神主建彦加級の爲め上京につき費銀の補助を出願したが長崎會所は先例によりて銀參貫目を下付された。  
弘化二年八月 建彦逝き繼嗣幼仲建彦の嫡子信弘先じて歿した信弘には兄弟が無いので建彦の弟信彦の子主殿(後改信厚)を嗣子と定めたるが故に伊勢宮神主島重道當社を兼務することゝなつた。  
嘉永元年二月 正殿、幣殿、拜殿、正門等の修理屋根葺替工事が落成した、是より先き前記各殿の破損雨漏等頻年其の度を加ふるので、一昨弘化三年乙名會所に對し銀拾貫目の年賦借用を申入れて居たが、昨四年に至り當社への定例寄付銀を擔保とし十ヶ年賦返納の契約で總町箇所竈銀より前記の融通を受けて直ちに工事を起し同年竣成を見るに至つたものである。

嘉永三年七月十一日 大風吹起り市内社寺民家等勢からざる損害を被つたが、當社は一昨年各殿に改修を施して置いたので建物の損害は無つたが、老樹早振松は爲めに吹き折られて仕舞つた。伊奈家では、この老木を以て臼を造り、精米用に供して居たが近年まで存在して居た。  
嘉永五年二月 天滿宮九百五十年に相當するので此の月十五日より廿五日迄記念大祭を執行したが人魚細工、野猪等の見せ物を開くもの境内空地より流鏑馬場に及び、參詣者群集して中々の殷賑を呈した。

安政二年六月十二日 出島在留阿蘭陀人當社に參拜實は市中見物の爲めなりしたので吉田家今の富貴樓に休息せしめ、當社より晝食を呈した。後阿蘭陀人より返禮として數種の物品を當社に寄せたが、その品目は記載が殘つて居ないので判明しない。

安政三年九月 當社書院及び社務所を以て海軍傳習方目付永井玄蕃頭の宿泊所に指定せられたので、神主家族はその止宿中居を別棟に轉ずるの止むなきに至つた。

同年十月 境内末社福魂神社大破せしにより之を改築した。  
安政四年八月五日 滯泊中の魯兵長崎市内を散歩して當社境内に來た、其

の求に依り當社では彼等を旗亭吉田家に休憩せしめて茶菓を供した魯西亞人が當社附近に來たのは此が最初であるので、見物人群集し物珍らしげに互に見物を交換したものであつた。

同年八月、幕吏池田岩之丞天草に關する用件を帯びて來崎し三日間當社に宿泊した。

度會神社創設

此の年、古町齋藤英三郎の捐資に依り境内に度會春彦神社を創建した。

安政五年五月十一日、午前四時頃吉田屋物置より發火し、火勢募りて一時は境内建物の危険を感じたが物置きのみ全焼し幸にして事無きを得た。

慶應元年、境内建物改葺費として長崎會所より銀四拾貫目或は貳拾八貫目とも云ふを貸與するの示達があつた。

王政復古  
征東軍參加の  
布達來る

慶應三年十二月、王政復古につき攝政、關白、將軍職廢止され新に總裁、議定、參與職新設人材登用等の御沙汰書が高辻家の手を経て通達せられ、越えて翌四年正月、徳川慶喜反逆始末及び追討令が布かれて征東軍參加を勧誘するの布達が同家より送達せられた。

以上の布達は當社のみに限らず、全國大小名は勿論、神社佛閣にも洩無く

神社興隆期

通達せられたもので、當社家は高辻家支族なるの故を以て同家より取次がれたものであつた。當社に於ては當主信厚既に壯年に及んで居るが、遠隔の土地柄で京都よりの命令は二十日以上を經て漸く到着すると云ふ工合で既に時機を失して居るので、信厚の上京を見るに及ばずして止むだ。

明治元年八月、建彦の甥主殿信厚第十代神主を命せられた今年正月澤宜嘉九州鎮撫總督兼長崎裁判所總督として來任以來勤王思想を鼓吹し、神社の興隆を計つた爲め、神社佛閣の位置顛倒して佛徒の戦々兢兢たるに反し、神社關係者は頗る有卦に入つたのであつた、夫れで神佛混淆禁止に伴ひ從來の兩部寺院は悉く神社に變じ神社興隆期に入つた。

明治元年社勢

明治元年に其の筋へ届け出でたる當社勢は次の如きものであつた。

- 一本 社 入貳間横貳間半
  - 一幣 殿 入貳間横貳間半
  - 一拜 殿 入貳間半横參間半
  - 一御炊屋 入參間横貳間
  - 一祭神 菅原大神
- 寛永三寅年勸請

相殿 天聰日命  
菅原是善卿

一祭日 二月廿五日 六月九日 十一月廿五日

一社地 貳千六百貳拾坪之内千參百參拾坪除地  
千貳百五拾坪御年貢地

一造營 寄付

一末社 十三社

一職名 神主二代石見守始て高辻大納言豊長卿之以執奏位階拜授

一社中 拾壹人内男七人  
女四人

一縣廳迄距離凡五丁

同年十一月 府知事澤宜嘉神劔壹振奉納。

明治二年二月二十三日 長崎府は、當社各殿の頗る頽破して居るので修繕費として金貳百八拾兩を賜ふた仍て直ちに工事を起し同七月に至りて改修を終へた。

同年十二月 長崎府より自今年々米五俵宛を寄付するの指令があつた、越へて同四年八月に至り此の特典を得て居た諏訪神社や伊勢宮等と共に、向後寄付米を全廢すると云ふ布達を領取した。

營 繕

長崎府より米五俵宛寄付

知事參拜

宣教師參拜

村社に指定される

大宰府御分靈合祀

營 繕

因に長崎地役人等も是迄は世祿に代るべき扶持米を給付せられて居たが一切同時に改正あり廢止となつたのである。

明治三年一月一日 府知事野村盛秀大參事以下の諸官衣冠直垂着用諏訪社及び伊勢宮に參拜あり、爾後明治七年頃迄恒例となつて居た。

明治五年一月一日 宣教師一同參拜。神宮祭主西三條季知當地滯在中は常に詣拜獻詠披講の事があつた。

明治七年五月五日 當社は社格を長崎村々社に指定せられ、信厚祠掌を命ぜられた。

因に信厚は、翌八年四月教導職訓導に兼補、同十四年五月十六日權少講義に進められた。

明治十二年五月 有志氏名不詳より官許を請ひ筑前太宰府神社御分靈を當社に勸請正殿に合祀し、此の月一日より三十日迄合祀記念として大祭を執行した。大宰府神社宮司坂本通文來つて祭典に參與し、參拜者老若蜚集して雜沓を極めた。

明治十四年九月 神主田豆伎 信厚歿し嗣子幼若なるを以て伊勢宮神主島重

道又々當社を兼務することゝなつた。明治十九年十二月 此の月十九日より廿五日迄七日間臨時大祭を執行した、是より先き當社が官費の補給を失ひしより既に歳月を経、各殿中頽破に瀕して居るものが多いので、長崎市及び長崎村に勸財して得る所の金七百八拾四圓を以て社殿屋根の改修を行ひ當日を以て落成したので、茲に臨時大祭を營むに至つたのであつた。

明治二十二年九月 舊平戸藩主伯爵松浦厚は當社々掌の請に依り松ノ森神社(自題)の扁額壹面を當社に奉納した、現今正門に掲ぐるものが夫れである。

同年十一月廿五日 東宮亮子爵高辻修長は當社、永遠保存基金として金壹百圓を當社に寄せた。修長は當時東宮亮在官中であつたので、當社に於ては爾今日供を奉進して東宮殿下の玉体安康を祈誓し日拜勤行を常例と定めた。後年松ノ森神社維持保存會を組織して汎く一般の捐費を仰ぎ基金募集に着手したのは、實に此に胚胎して居る。

明治二十四年春 今年管公九百九十年、開基二百七十年に當るので長崎市及び長崎村有志の寄付金貳百餘圓を得、同四月正殿、濱縁左右袖玉垣及び兩

玉体安康日拜  
勤行  
松森神社保存會

九百九十年祭

社地擴張

維持法を確立す

小門の修理を了し即ち月の廿一日より廿五日まで臨時大祭を執行した。

明治二十九年三月廿七日 當社地續正殿後方の地壹千參百參拾七坪八合六勺 内市街宅地千九拾九坪八合六勺地價金壹百九圓九拾六錢五厘 畑壹畝四步 地價金貳圓貳拾九錢八厘 山林六畝拾八步 地價金七錢七厘は元當社々有であつたが、維新後他人の名義に變じて居ることが當社世話人中の探知する所となりて大に驚き、直ちに基金壹千貳百八拾參圓五拾錢を募集して之を購入し以て當社基本財産に編入、此を以て年々約四百參拾圓の社入金を得るの豫定を立てた、尤も此の内五百四拾七坪八合餘は神主居宅で山林と畑とは境内風致林であるから収入を生せない、此と同時に更に寄付金參千貳百七拾圓を募りて社頭の修理を行ひ翌三十年三月廿二日より一週間に亘り臨時大祭を執行した。

同年同月同日 當社々掌員數を壹名となすの件其の筋の許可があつた。

同年八月 長崎市駐在獨逸國領事ミュルレルベルグは市長横山寅一郎の紹介を以て當社を訪ひ、神殿瑞籬の彫刻職人盡を精査してその手法の巧妙なるに一驚を吃し、直ちに本社全景と彫刻物とを撮影し、且當社の由來縁起を請ふて共に是を獨逸に送り當時恰も同國に開催中であつた大博覽會に出品した。

社掌員數  
當地駐劄乙  
領事職人盡を  
精査して本國  
博覽會に出陳す

後博覽會事務局では、此等の出品物に詳解を附したる冊子に禮狀を添へて當社及び同領事に送付して來た、同書中に於ける彫刻物の説明に左の如き記事がある。

前略……日本國に旅行したるものは、京都西本願寺に於ける彫刻物並に日光に於ける家光將軍の廟に彫刻したる眠り猫を見て誰か驚歎せざるものなからん、此の彫刻物は著名なる左甚五郎の作なり、此甚五郎なるものは其の技精妙なるが爲めに彫木匠として小木匠中抜群の位地を與へられたるものなり、左甚五郎の時より最も著大なる彫木匠九州に現はれたる入り即ち長崎松ノ森神社に於ける彫木是なり。此の神社の記録は千八百六十八年消滅したるを以て、此の三十圖の凸形は果して左甚五郎若くは其の子の一人又は宅田萬壽が彫刻したるものなりや今日容易に探究するを得ず、但し此の彫刻品は神社の外方に在り此の圖は日本の技術を窺ふに足れり、注意周到能く木に彫し且其の彩色は少しも褪色することなく尙ほ存して今に及べり……中略……は余三十圖の凸彫に關し簡單に説明をなさんと欲す、即ち長崎市長横山君の親切は此の

神社の神官をして余の數多の彫木物の撮影をなすことを得せしめたり、讀者此圖に就き千六百年代及び千七百年代の初に當つて日本國に於ける文明史的の興味を有する彫木品の巧拙を察すべし云々……千八百九十六年一月在長崎……獨逸帝國領事ミユルレルベルク識

此の顛末は、明治三十三年三月二十五日當地の日刊新聞なる鎮西日報第五千五百四十五號雜報欄にて發表せられ、當時中外に喧傳されたものであつた即ちミ氏は當社の彫刻物を以て日光山の眠り猫及び京都西本願寺の彫刻物に比したものであつた。

明治三十三年十月廿六日皇太子殿下(大正天皇)有栖川宮威仁親王殿下御同車にて當地御行啓あらせられた時、社掌伊奈豊太郎は侍従長高辻修長を経て傳來の寶刀粟田口義綱一口及び博覽古言壹部を東宮御所へ献納したが、翌三十四年一月廿八日に至り東宮大夫中山孝麿より博覽古言壹部は御採納あらせられた、而して粟田口の一刀は民間の至寶として恰好のものなるべしとの意に於て御下渡しに成つた。

壹千年大祭

明治三十四年十一月十八日 境内入口に制札設置の認可を得た、制札は堅  
 (中央)壹尺五寸横壹尺參寸五分の木札で制禁條項は各社共同であるから茲に  
 は之を略する。八日、東宮大夫中山宗徳、新宮宮司齋藤宗徳、  
 明治三十五年十一月 菅公一千年祭を執行した、前項に於て記述せし如く  
 當社は明治十九年と同廿四年に社殿各部の改修を行つたが、夫れは軽度の修  
 繕に止まつた爲め、其の後歲月と共に堂宇の頽破次第に甚敷なつたので、社  
 掌伊奈豊太郎は信徒總代等と計り明治二十九年に參千貳百七拾餘圓を募りて  
 社頭の修理を行つた、然るに明治三十五年は菅公薨後一千年に相當するので  
 各地とも紀念祭を奉仕するのであるから當社に於ても此の機に於て境内各殿  
 の大改修を行ふ事とし、昨三十四年より長崎市内外に捐金を勧誘し同年十一  
 月より工事に着手して正殿、幣殿、大門の屋根替、神苑修理、神寶、祭器修  
 飾、新調、各殿腐朽材の取替を行ひ、翌年十月假遷宮、十一月廿三日正遷宮  
 を行ひ茲に社頭の面目を一新せしめた、總工費金四千參拾五圓、祭典費金六  
 百貳拾圓、遷宮費金五百圓であつた。  
 明治三十七年七月 社掌豊太郎は、當社祭祀の恒式を定め名づけて松ノ森

菅 籍

祭式制定

幣帛料供進神  
社に指定せら  
る

松ノ森沿革概  
要

宣戰奉告

神社明治祭式と云ふ、即ち奠儀を分つこと五、曰く大祀、曰く中祀、曰く小  
 祀、曰く大祓式、曰く遙拜式各祭費額を内規し當社舊式五節句及び一月小豆  
 粥、八月十五日枝豆、九月九日栗飯、九月十三日鹽芋、の供御及び雪月花の  
 供御を廢した、此によれば當社年中祭典は月次祭を除きて大祀貳、中祀五、  
 小祀拾參、遙拜式五、大祓式貳と古式祭貳である。  
 明治四十年一月十一日 長崎縣告示第五號を以て明治三十九年四月勅令第  
 九十六號及び同年六月内務省令第二十號に依り當社を長崎市に於ける神饌幣  
 帛料供進神社に指定せられた、即ち毎年十一月廿五日を以て供進の日と定め  
 られた。  
 同年 社掌伊奈豊太郎は松ノ森神社沿革概要中紙型百拾頁を出版した、本  
 書は當社の概要を記述したるものであるが考證を要する點が多い。  
 明治四十三年五月十日 陸軍大臣寺内正毅より明治三十七八年戰役戦利品  
 二點を當社に奉納あり。  
 大正三年九月十三日 長崎市長正五位勳四等高崎行一は、内務大臣の命に  
 依り神饌幣帛料を供進して左の宣戰文を奉告した。

掛麻久母畏俊松森神社乃大前爾長崎市長正五位勳四等高崎行一恐美恐美  
 母白左久此度天皇命乃大命以知底獨逸爾對比底戰乎開給布賀故爾此乃事  
 乃由乎告奉良久刀長崎市與里獻奉留禮代乃幣帛乎平介久安介久開食志底皇  
 大御國爾射向布冠等乎速介久討平介給比底天皇命乃大御稜威乎彌高爾彌  
 廣爾輝加志米給比東乃洋乃國國安久穩爾在良志米給比堅石爾常石爾守幸  
 給閉刀恐美恐美母白須

縣社に昇格

大正三年十二月七日 豫て當社々格を縣社に昇格せられんことを出願中であつたが、本日を以て内務大臣の認可を得た。即ち伊奈社掌社司に任じ、森路惣太郎社掌に任せられた。是より先き明治二十三年一月社掌豊太郎は當社の由緒は以て昇格の資格十分なりとし社格を縣社に進められんことを出願したが、其の準備に於て缺くる所ありし爲の願書は却下せられた、爾來豊太郎は昇格準備の爲め東西に奔走して基本金定収入の増額、社頭神苑の改修を努むる等維持法茲に確定し豫定施設此に至りて漸く整ふるに至つたので、即ち六月十七日を以て昇格願書を縣教育課課長前田多門を経て知事李家隆介に提出し内務大臣の認可を得るに至つたのであつた、越えて大正四年五月七日昇格奉

昇格奉告祭

告大祭を執行した、此の時奉幣使長崎縣知事正四位勳二等李家隆介は岳野初五郎、公文長太郎の兩縣屬及び四警視を従へて參向し、神饌幣帛料を供進した。今奉幣使及び社司の祝詞を左に掲ぐるごとくする。

掛卷母恐俊

松森神社乃大前爾長崎縣知事正四位勳二等李家隆介恐美恐美母白佐久  
 大神乃社格乎長崎縣縣社斗定米御祭奉仕未久恐自物思比議里奉里氏内務

大臣爾請志聞 曳志爾 大臣將諾 斗聞志多里俊

故是乎以底今茲此月乃今日乃生日乃足日爾齋回里清回里都々字豆乃幣帛  
 乎朝日乃豐榮登爾奉捧里氏此旨聞曳上奉留事乎聞志食志諾那比給閉止恐

美恐美母白須

掛卷母恐俊

松森神社乃大前爾社司伊奈豐太郎恐美恐美母白佐久正四位勳二等李家長  
 崎乃遠乃御門乃御言持曩爾御社乎長崎縣々社刀定米御祭奉仕良平事乎内  
 務大臣爾請志聞曳良衣志爾大臣將諾刀聞志給比志爾因里御言持波今日乃朝



日乃豊榮登爾大前爾詣奉里幣帛立遣志氏御祭奉仕給布故是乎以氏齋回里  
清回里追々獻留御食波和稻荒稻乎平瓮爾八盛御酒波甕上高知甕腹滿並氏  
鱒乃廣物鱒乃狹物奥津藻菜邊津藻菜甘菜辛菜爾至留瓦傳机代爾置足波志  
氏令奉仕給布事乎平那久安那久聞志食世刀恐美恐美母白須

大正五年一月 社殿の維持、改修、神苑の設置、保存を目的として松ノ森  
神社保存會を設立し會員を募集してその事業に着手した。

同年十一月七日 境内老松貳本蟲害に罹りて枯れた。明治二十八年以來害  
蟲の浸蝕する所となりて境内松樹の倒るゝもの拾五本、何れも樹齡貳百年を  
超過せしものであつたが茲に至り大部分は伐採するの止むなきに至り頗る風  
致を損じた。

大正九年六月十二日 社司伊奈豊太郎は奏任官を以て待遇するの辭令に接  
したが、越えて七月廿四日病を以て歿し嗣子幼若なる爲め實弟熊之助繼職以  
て今日に至つて居る。

大正十年四月三十日 社司伊奈熊之助は長崎縣皇典講究所より同所雅樂講  
師を囑托せられた。

松ノ森神社保  
存會

松樹枯る

社司奏任官待  
遇

大正十一年四月 二十二日より同二十六日まで五日間當社創立三百年紀念  
祭を施行した、是より先き當社各建物中或は朽ち損じ或は蟲害に罹れる部分  
少からざる爲め約貳萬圓の豫定を以て全市に亘りて寄付金を募り正殿を始め  
社務所等(天改修)の改修を行ひ竣成後記念祭を行つたのであつた。

昭和二年七月朔日 社司伊奈熊之助は無格社金刀比羅神社々掌兼務を命ぜ  
られた。目下當社司兼務社左の如し。

村社 伊勢宮神社 大正十三年十月 日任命

村社 梅園神社 大正九年十月十八日 無格社今博多町天満宮 大正九年十月十八日

村社 八劍神社 大正十五年十二月七日 村社 愛宕神社 昭和二年四月二日

無格者 金刀比羅神社 昭和二年七月朔

昭和二年九月 當社總代世話町及び篤志家の寄付金約七千五百圓を募りて  
社殿周圍の木柵全部約百間を花崗石玉垣に改むることゝし目下工事中である。

目下社司壹名社掌欠員で崇敬町十五町。昭和元年度決算金壹千七百參拾六圓  
九拾六錢内社費千四百拾壹圓  
營繕費貳百四拾圓等で、昭和二年度豫算は金壹千七百參拾四圓九拾壹  
錢である。

社格 寛永八年十一月廿五日始て大祭舉行の際長崎奉行竹中采女正の奉讀したと傳へらるゝ祝詞によれば、當社は當時に於ても長崎産土神と公私に認定せられて居た事がわかる。

夫れで當社の九度詣神事及び例祭には天下太平國土安穩、公武安泰、特に長崎奉行以下長崎市の繁榮を祈願したもので、祭時には乙名會所より献供あり總町各家毎に軒燈を献し、長崎代官、町年寄、各町乙名等の参拜者が多かつた、祭禮終ふれば乙名等へは供物を、各町へは御祓札を配附した。

されば當社は諏訪神社、伊勢宮の兩社と共に長崎三社と稱せられ、住民の尊崇も亦格別で其の社殿の建設改修、神社の維持等は皆公費に依つたものである。本文に委し

長崎奉行は年頭最初は三日後五日或は八日となす必ず三社に参拜したもので、當社には諏訪社を終へて社参あり、其の着發に際しては自身或は代理を派して代拜せしめたものである。

除租 明曆二年に現在の地に移轉するや、直ちに除租の恩命があつた、尋いて享保五年朱印地に准せられたので寺院側の正覺寺、光永寺、大光寺等と同列の

特選となつたことも前に之を述べた。

神主は菅家の苗裔高辻家の庶出なので、長崎奉行黒川與兵衛及び京都町奉行の幹旋に依り高辻家の執奏に依りて寛文元年に正六位下に叙せられた結果として、乘輿の資格を得高辻家よりは立烏帽子狩衣紫指貫を賜ふた。

享保四年、五代信安が高辻總長の猶子となるに及び、金紋附狭箱、綱代與立槍の資格を得たので旅行などには槍を立てたものである。併し本文に述べたるが如く、實力を伴はざる神官僧侶の叙任官は、單に殆んど其の資格を示して衣紋を飾り同僚間の席次を上下する位のものであつたから、當社神主が折角獲得した資格も位階勅許の披露と猶子免許報告謝禮の爲め長崎奉行所へ出頭するの際のみ資格使用を許可せられ、年頭八朔の如き公式出願などには其の資格を認許せられなかつた、寒暑伺等にて奉行役所出頭に際しては使者の間に於て奉行に謁見するのであつた、九代建彦が従五位下に叙せられ長崎奉行と對座の資格あるに拘らず持刀を制限せられ、奉行所大門開門を許されず、謁見には奉行着座席の前方貳間餘を隔てたる闕越三尺の位置に甘んせざる可からざるを奮慨して終生年頭八朔に代理者を以てしたるが如き不平

もあつた、然し是は當時普通のことであつたから世間では建彦を以て變物視して居たものである、當時の神主公式行列は左の如きものであつた。

狭箱先は金紋前後貳對 從者貳人 打物壹振 待四人

立傘壹本 沓箱壹荷 社家壹人

明治七年 當社が村社となりし後は神主は祠掌(後社掌と改む)に任じたが、大正三年縣社昇格と同時に社司壹名、社掌壹名を置くこととなり、十一代豊太郎を経て現在に至つて居る。

左に維新前及び現在の年中行事を掲げて見やう

維新前

正月元日 正殿に錦戸帳を掛け、幣殿に紅縁疊を敷き、拜殿に布幕を張りて疊を敷き詰む。三殿共に御鏡餅御供八色御飯御神酒 以上は定儀で此の外に進獻するも一定して居なかつた 等を献じ祝詞神樂を奏するのである。

正月二日 諸事元日の如し但し御飯は是を新にす。

正月元日には長崎代官高木作右衛門世子あれば同伴が毎年參拜したものである、此の時神主は拜殿縁先迄之を迎え、舞殿より正殿此の間荒庭を數くに案内神

村 社

年中行事

元 三 日

長崎代官參拜

廻 禮

拜の後此の處にて神酒を呈し、退下の際は拜殿縁迄送り出づる例であつた。

正月四日 年始祝禮の爲め長崎奉行所、長崎代官所、長崎町年寄及び關係者へ廻禮するのである。特に長崎奉行所では奉行謁見の儀があつた、當社神主は金紋挾箱、網代輿を使用し槍を立て奉行所大門より出入し玄關口の昇降には持刀の資格があつた、此の資格は高辻家猶子たるによりて附與せられ、たものであることは前に述べた通りである。 然し此の資格を以て通行することは長崎奉行の許可を得なければならぬが、長崎奉行は持刀迄は許可したけれ共正門の開門に至つては絶對に之を許さなかつた、夫れで當社神主は止むなく之に従ひて(他の社寺住職同し)奉行所に參入し既説の如く長崎奉行着座前方闕より半疊の位置に於て祝辭を述べたものである。踏臺大雷寺住職等は奉行と對座した。 若し自身差支ある時は組合四社の内若くは八剱社、或は梅園社神主をして之を代理せしめた、代理の場合に於て當人が謁見資格者ならば他の寺社と共に夫々其の資格に従ひ、然らざる時は玄關に至りて進物を差出し直ちに退出したのであつた。

此の時當社より長崎奉行所への献品は三方の臺に載せたる杉原壹束と奉書に天満宮御祈禱御祓と銘せる御祓壹枚長崎代官所へも同じとて、町年寄九軒へは

長崎奉行参拜

御祓を片木に載せて贈るのであつた。

正月五日 八種神供と神酒進献。

此の日天明前は二日 或は三日長崎奉行の参拜があるので、社内では境内何處と整持し

先神殿に戸帳を掛け裝飾は元日の儘なり拜殿、東角に手洗用と手拭掛に新らしき手拭を用意し置き、神主又は代理者は神門西脇内雨落の位置に停立して之を迎ふ、奉行到着の上名札を侍者に差出し奉行の左脇に少し前に進みて神橋を經て拜殿に上り昇殿、神拜の後神酒を呈し、退下の際は本門最初の位置迄之を見送るのであつた。

正月六日 總町乙名え御祈禱の御祓壹枚宛を配附する。

正月七日 七草の御供と神酒進献その排列は左の通りである。

蓮	昆布	のし
大根	御飯	川魚
山いも	果物	海魚

正月八日 此の日繪踏人別改として代官役所より手代壹人、書役壹人、足

七種御供

阿蘭陀人参府  
安全祈願

輕壹人當社に出張するので當社書院に請じ菓子、茶、煙草盆を供する。手代書役は相並んで神主と對座し足輕小者等は次ノ間に控ふる、轡て社人の呼出に應じ神主妻を筆頭として踏繪を踏み家族、雇人、寄留人の總てに及ぶ。

正月九日 當月十五日阿蘭陀人が當地出發参府するので、附添の阿蘭陀通詞等は此の日諏訪社當社及び伊勢宮に参拜して神酒を頂戴する。

正月十日 目付役参拜あり、諸作法長崎奉行参拜の時に准する。

正月十四日 神前門松を始め年頭飾付を撤する、但年徳棚は二十一日に撤去するのである。

飾附撤去

正月十五日 長崎會所銀場役人が参拜するので、本殿へ八種神饌及び神酒を献じ神樂を奏し役人等へは舞殿に於て神酒を戴かしむる。

正月十八日十九日 兩日の内で都合を見て踏繪帳に延命寺家族外の者は各寺の歸依寺の認印を求めて長崎代官所へ提出する。

正月廿四日 (毎月) 拜殿内の吊燈籠及び境内の石燈籠全部に點燈する、文政天保の頃には中紺屋町中尾名不明東中町永田泰藏、北馬町平田名不明等の人が燈油を奉納したものであつた。

石燈籠點燈

例 祭

正月廿五日 (毎月) 八種神饌、神酒を献じて神樂を奏する。

二月朔 (毎月) 正殿へ八種神饌神酒奉献神樂を奏する。

初午 境内末社なる稻荷社貳社あり玉富明神の祭禮である、共に石祠八種神饌神酒を献じて奏樂する。

二月十五日 境内末社福玉大明神例祭。

二月二十五日 當社例祭。

二十九日又は二十日頃長崎代官役所及び乙名會所へ届け出づ。

口上覺

一、當廿五日例年之通天滿宮御祭禮相勸申候此段以書付御届申上候以上

二月廿五日 御代官御役所(貳通内空通は宛名無し) 松森 社神主 名

口上覺

一、來ル廿五日例年之通天滿宮御祭禮相勸申候依之市中安安全御祈禱仕候

ニ付惣軒燈御献し可被下候爲其如斯御座候以上

二月日

松 森 社

年番乙名 御衆中 月番乙名

廿一二日頃 市中諸向へ案内狀包狀百斗 切紙二百斗配達

二月廿三日 神前諸飾付は年始の時に同じ最も入念す、但正殿周圍、拜殿御幣口本門等の大注連繩は年頭よりの分を其の儘として紙のみを新にする。

二月廿五日 三殿共に鏡餅八種神饌神酒を献じ祝詞神樂を奏し次いで湯立壺釜あり。

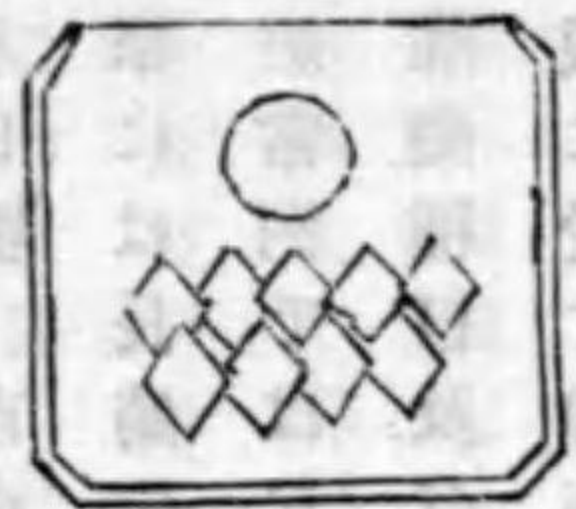
此の日參拜人中案内狀ある分は社務所に於て晝食本膳を饗す。廿七八日頃 市中向々へ御供の御札及び鏡餅を配付する。

例祭には長崎代官高木氏や町年寄以下地役人が屢々參拜したる記事があるが常例ではなかつたらしい、又長崎奉行所よりも同様であつたらしい。唯藥種目及び唐船係宿町筆者の人々は、此の日打揃ふて參拜し前者は幣殿に於て神酒を戴くの恒例があつた。

三月三日 上巳の節句である、此の日三殿共に桃花神酒、八種神饌及び菱

上巳節句

餅餅搗二日を献じ四座の御像及び末社へも菱餅を供へ祝詞奏樂あり。



菱餅とは蓬餅を菱形に切りたるものである、即ち菱餅五ツ白餅四ツ（上圖）

四月廿日頃 勝山町の依頼に依り同町の爲めに湯立神事を社内にて執行。

五月五日 端午の節句である、二日茅切り四日茅捲團子を作り正殿、拜殿唐門、兩横門、御炊屋、末社、水舎、本門、社務所等の軒端に蓬を指す、五日早朝三殿四座神像及び末社へ茅捲團子壹束九ツを壹束とす宛を献供し、正殿へは八種神饌神酒を献す奏樂例の如し。

五月十九日 豊後町川祭を當社に於て執行する、先づ神前に神酒を献じて奏樂次に同町乙名又は代理者舞殿に於て神酒を戴く、祭事終りて後當社より同町安全の木札壹枚杉原札四枚奉書札壹枚丹塗小札五拾枚と神酒とを乙名方へ送る。

川 祭

端午節句

五月廿九日 當社境内の川祭がある、當社境内の御供井、手水鉢、池、瓜ヶ所井戸等に供物を供して祝詞奏樂。

五月には西山郷より當年の初穂麥壹俵を神前に献供するの例で大抵月の廿四五日頃に送附し來つたものである。又柳川立花家より當社が同家陣屋たるの故を以て米九俵初拾貳俵宛を當社に寄せた、是れも大抵月の下旬であつた。

六月朔日 朔日祭を執行、例月の通りであるが、此の月には三殿四座御神に對し水餅五月の餅である特に六月用として蒸つて置いたものを土器に盛りて、献する例であつた。

六月五日 次の如く認めたる門札を柳川屋敷に納むる。  
天満宮於廣前解除數座御武運長久攸 松森社  
天津祝詞太諄辭稱奉五穀豐饒部内安全攸 松森社

六月八日 老松社例祭八種御飯鏡餅、菓子、神酒等を献じ湯立を行ふ。  
六月九日 九度詣神事執行、神前粧飾献供物は二月の例祭に於ける分と同じ、湯立貳度最も願主あれば幾度も之をなすの例である。  
九度詣神事來歴等は現在年中行中には當社特獨の神事であるから總ての規模典式等は最も森殿に執行された、夫れで月の五日に總町献燈方を乙名會所に願

西山郷より麥  
奉納  
柳川家米密贈

九度詣神事

奉行所員巡見

ひ出で主なる参拜者へは社務所に於て神酒、膳部を呈した。六月十四日 此の日長崎奉行の命により奉行所の吏員が總町内の巡見を行つた夫れで當社神主は諏訪社門前なる馬町口に出でて名札を呈し之を送迎したものである。

夏越祭

六月廿九日 正殿へ神酒と小麥とを献じて祝詞、舞殿で夏越輪の稜あり拜殿向拜口に其の輪を掛く。晦日ある時は二十九日の式は晦日に行ふ、此の日三社参詣の爲め市民群集する。

蓮葉御飯

七月七日 正殿に神酒を献じ神勤。七月十五日 三殿共に蓮葉御飯を献ず、此の神飯は餅米を以て作り蓮葉を入れたるものである、尤も本殿には神酒を添へて献ずる。

八朔式日

八月朔日 徳川幕府時代に於ける武家の記念日で年頭と相並べる祝日であるので、此の日長崎に於ける代官以下地役人の全部此も役々多數の向々は代表者神社佛閣の代表者等は長崎奉行所に出頭して祝意を表せねばならぬ、當社では七月廿日頃に献上物目録と左記の届代官役所宛紙枚奉行 届 御役所宛紙枚奉行を提出する。

口上覺

一、當八朔御禮私儀相勤私儀病氣に付何某を以て代禮相勤申候可申候此段以

書付御届申上候以上 七月廿日 松ノ森神主

御代官 御役所

九月九日 正殿に菊花神酒、八種神饌但し飯は粟入小豆御飯を献ず神勤如例。

九月十三日 三殿共に菰煮の芋を献じて神勤奏樂、但正殿へは神酒を献ず。

亥ノ子 三殿共に新米を以て搗きたる餅を献ず正殿には神酒を添ふ神勤如例。

十一月八日 境内末社稻荷社例祭二月初午の時と同じ。

十一月十六日 境内末社猿田彦神社例祭を執行する、神前に八種神饌、鏡餅神酒を献じて神勤奏樂、此の祭禮は往昔より本大工町が祭主となるのであるから、此の日本大工町乙名以下の参詣者には神酒を賜ふ例である。

十一月二十五日 御鎮座御祭禮 例祭也執行

是より先き十九日頃乙名會所へ總町に對して献燈を求むるの届前に掲げたを差し出し、且長崎村庄屋え先例によりて注連竹奉納を依頼する。此の儀は、  
 十一月大竹 六本 餅内末六本 餅内末六本 餅内末六本 餅内末六本  
 十一月小竹 餅内末六本 餅内末六本 餅内末六本 餅内末六本  
 當廿五日 天満宮御祭禮相勤候に付例年の通於長崎村被仰付被下度奉願候  
 正月 日 松ノ森神社  
 此の依頼狀は祭禮届と共に代官役所へ差出し代官手代の證明裏印を請ひ然る後庄屋宅へ送るのであつた。  
 廿日又は廿一日頃例祭への案内狀を配付し廿一日各殿の注連を飾り附く、當社にては注連繩はこの例祭に於て全部を新調し、正月元日や二月例祭等と雖も只紙を新にするのみである、廿三日祭禮用鏡餅を搗き、市中向々へ赤飯を配る。

嘗て述べたる通り當社の鎮座大祭は寛永八年霜月廿五日に初めて執り行はれたので、爾來此の月の此の日は當社の鎮座大祭日として最も重要視されたものである。  
 此の日神前莊嚴や献供の品目、幣殿以下の飾り等は全く二月の例祭の時に同じ、朝正八時午前二時御遷宮儀式の神勤次いで打立、次に祝詞奏樂、湯立の順序で式を結了する。  
 此の日社務所に於ては、主なる参拜者に晝食を呈する、而して神饌の各品は長崎奉行所、長崎代官所、町年寄等へ配賦するのである。  
 十二月朔 各殿煤拂ひあり、終つて神前には神酒を献ずる。  
 十二月二十日 此の日年始に際し奉行所へ直禮又は代禮の届をなし、繪踏帳を作成する。  
 十二月二十五日 新年餅搗きあり、終りて神前に神酒を献ずる。  
 十二月二十七日頃 神前より各殿大門社務所に至るまで年始飾付をなす。  
 十一月或は十二月に入りて唐人船よりする定例寄進や臨時寄進銀が長崎會所より下附さるゝの例であつた、又柳川立花家よりも寄進米の事があつた。



現在の年中行事は左表の如きものである。

月次	大祭	中祭	小祭
一月	新年祭 十七日	元始祭 三日	新年清祓式 七日
二月	紀元節 十一日		稻荷祭 初春前後 末社白太夫神社祭 立春前後十五日
三月	古式祭 廿五日	春季皇靈祭 (遙拜) 春分日	末社天満宮祭 廿五日
四月		神武天皇祭 (遙拜) 三日 天長節 (遙拜) 二十九日	
五月			(社内)水神祭 廿九日
六月	九度詣神事 九日	大祓 卅日	末社老松神社祭 八日
七月			末社巖島神社祭 七日
八月			
九月		秋季皇靈祭 (遙拜) 秋分日	
十月		神嘗祭 (遙拜) 十七日	

古式祭

九度詣神事

臨時時	各末社例祭	十一月	十二月
毎月	明、望、廿五日	新嘗祭 廿二日	大正天皇 (遙拜) 廿五日
		明治節 三日	除夜祭 卅一日
		末社藤岡神社祭 十五日	
		末社白太夫神社祭 十五日	
		末社天満宮祭 廿五日	

以上の内で當社獨特の祭禮は九度詣神事と十一月の例祭とである、明治五年迄は舊二月廿五日を以て例祭を執行したものであるが、太陽曆實施と共に三月廿五日に改めた、元來菅原道真公が大宰府に於て薨去せられたのは延喜三年二月廿五日であつたので當社に於ては當日を以て大祭を執行し來つたもので此を神忌大祭と唱へ今は古式大祭と呼ぶ、即ち二月廿五日の神忌大祭と十一月廿五日の鎮座大祭と二度の例祭が行はれたものであつた。

九度詣神事 六月九日に行はる、當社獨特の祭禮である。此の神事は人皇六十二代村上天皇の天曆元年初めて北野神社を京都に鎮座ありし時、神輿神殿を廻ること九度なりし故事に依り當地では九度詣神事と稱へて居る、(北野

神社では此の名稱なし前に述べたる如く當社に於ては正徳元年六月五日事始め六月八日、九日の二日に亘りて此の神事を行つたのが始めて、後長崎奉行所より湯立奉納の事もあつた、祭終りて御稜、御酒を奉行所に献するの例で、以來此の由緒深き神事は毎年執行せられて今日に至つた、祭事の準備其の他は例祭と略同一であるから茲には之を略し左に神饌及び祝詞のみを掲ぐる事とする。

神饌  
御盞  
御箸  
御酒  
御洗米  
堅鹽  
御鏡餅  
松魚半連  
海菜  
野菜  
果物  
以上拾貳種正殿案上に献す、湯立場神饌は以上と同様で齋庭に案を構えて奉奠する。

ロ、祝詞

九度詣神事祝詞

千年萬世霜雨母雪爾毛葉變世受志美佐備立知氏彌榮爾榮衣行久松森乃神

奈備爾稱辭竟奉留掛卷毛綾爾畏俊真菅好菅原大神等乃字豆乃廣前爾社司某畏美畏美母啓左久年每乃例乃任々今日乃六月九日乃日乎生日乃足日登齋比定米氏九度詣神事仕奉留登持齋廻里持清廻里氏進献留幣帛波大御酒大御饌鏡乃餅伊將海河野山乃味物乎良机代爾置足波之氏稱辭竟奉留禮代乃字豆乃幣帛乎平介久安介久聞食氏今母今母大八州國知食須天皇命乃大御代乎嚴御代乃足御代爾幸裏奉里給比仕奉留親王等王等臣等四方乃國乃御民爾至留萬傳伊賀志夜俱波衣乃如久立榮衣之女給方登畏美畏美母稱辭竟奉良久登白須辭別氏白左久此乃御社乎崇敬奉留保存會員乎始米氏月次天神講社員諸我家古止乃家乃業乎彌獎爾獎米給比氏彌益益爾大御惠乎蒙良志米給比大御德乎仰賀志米給閉登乞祈奉留事乃由乎聞食相諾奈比給方止御階乃下爾膝折伏大御前爾頸根突拔氏惶美惶美母白須九度詣神事湯立御祈禱此乃齋庭乎嚴乃磐境登稜清米氏日乃御綱四方爾曳渡志神籬樹氏招奉里座奉留掛卷母畏俊松森神社乃三柱乃大神等乃天神地祇八百萬大神等乃字豆

乃廣前爾社司某惶美惶美母啓左久八十日日波雖在今日乃九度詣神事仕奉  
 留吉日乃足日乃殿日爾年每乃例登志底湯立乃神事仕奉留登四隅爾波大麻  
 乎建氏真中爾波殿乃探瓮乎居衣五十垣乃内乃真澄水平天之忍磐乃真名井  
 乃水止汲滿氏瀧津白玉止沸騰萬傳焚揚介志奴乃小笹乎手草爾結比其御湯  
 乎四方爾散之氏持忌廻里持清廻里都都神職等我清伎赤伎真誠乃心以知氏  
 祈禱奉良久波今毛今毛大八州國知食須天皇命乃大御代乎茂御代乃足御代  
 仁幸奉里給比御代遠永爾天地乃共無窮爾動久事无久變留事无久常磐爾堅  
 磐爾齋比依之奉里給比仕奉留百官有司天下四方國民爾至留萬傳伊賀志夜  
 俱波衣乃如久立榮衣之女給比別氏波吾大神等乃所領坐世留此乃長崎縣乃  
 市町村鄉爾道早振荒振神乃狂事无久御民等我家古止乃家乃業乎扶介給比  
 進米給比氏大神等乃高伎尊伎恩頼乃廣伎厚伎御蔭爾洩留留物波无久天乃  
 益人彌益益爾大御惠乎蒙良志米給比大御德乎仰賀志女給方止故進献留幣  
 帛波御酒御飯爾鏡乃餅伊將海河野山爾生出留種種乃味物乎良百取乃机代  
 爾横山如置足波之氏奉之奉良布禮代乃字豆乃幣帛乎豐幣帛乃足幣帛登平  
 形久安部久開食世登惶美惶美母白須

2 例祭 十一月廿五日の例祭は、一に御火燒神事とも唱へ、寛永八年十一  
 月御鎮座紀念として初代神主宗也が月の廿五日に初めて祭典を執行したのを  
 起源とし國土安穩、皇室、將軍御運長久の祈誓を籠めたもので、維新前は當  
 日八ツ時より庭燎を設け神樂・音樂を奏したもので當社年中第一の齋會であつ  
 た、又此の前日社務所に於て連哥の催しがあつた、祭終りて後御祓、御神酒  
 懐紙等は神主之を持して奉行所に出頭し親しく奉行に献じたものである。

十一月廿一日 事始神事 (諸事如恒例)

二十二日 各殿に裝飾を施す即ち

正殿の階下に眞榊を樹て、御盾二枚を置く。

幣殿に錦幌を懸け地方官の本位に軾を敷く。

拜殿の内部に御翳御鉢祭の鉢二本四神の鉢 四本を左右に備ふ及び王の面二枚を配列す。

拜殿の外部に幕を張り提灯六張を掛く。

朱雀錠の埒を開け幌を懸く。

朱雀錠の砌下に紅白縮緬の御幡を樹て、一の鳥居前に紅白縮緬の御幡を樹

つ。

正門に幌を懸け、國旗を立て提灯二張を掛く。

午前九時世話町總代參集して供進使を迎接す。

以上は新嘗祭の準備であるか當社例祭は新嘗祭の準備を其の儘に繰り返す事となつて居るから以上は即ち例祭の準備となるのである。

曉一時 第一鼓 視燭

御本殿外陣開扉御簾を捲く

午前二時 第二鼓 庭燎を焚く

齋主以下各位威儀を整ふ

午前三時 第三鼓 昇殿手水の儀あり拜殿の正面より參進北上東面着座

次 修祓 社掌大麻を行ふ

次 開扉 此間一同平伏

次 打立 笛、太鼓、銅拍子

次 奉幣 社司

次 献供

次 祝詞

次 四度拜八開手兩段

次 神樂

次 御簾を垂る

次 降殿

社司社掌末社を巡拜す

神饌左の如し

御盃 御酒貳瓶 醴 壹杯 參臺

御箸 御飯 堅鹽 御水 參臺

御鏡餅 鯛 壹臺

鯛 昆布 蘿蔔 蜜柑 參臺

計拾種拾臺 御三殿供御

午前九時 長崎縣官供進使として、參向縣屬二名、警部二名隨從

先 參進 神門外にて手水の儀あり

次 修祓

- 次 昇殿着座 西腋門より參進南上西南着座、神職伶人は南上東面着座
- 次 開扉 此間奏樂諸員平伏、
- 次 献供 此間奏樂 世話町總代御手傳にて傳供す、
- 次 社司祝詞を奏す、此間諸員平伏
- 次 屬官 御幣物を假案に奠す
- 次 社司 御幣物を神前案上に奠す
- 次 供進使祝詞を奏す、此間諸員平伏
- 次 神樂
- 次 供進使玉串奉奠
- 次 縣屬禮拜
- 次 社司玉串奉奠
- 次 社掌禮拜
- 次 總代玉串奉奠
- 次 御幣物、神饌を撤去す、此間奏樂
- 次 閉扉 此間奏樂諸員平伏

次 賜献

次 降殿退出

社務所に於て供進使を饗し、世話町惣代に折詰鮮を呈す。

神 饌

御盞 楓柏を數く 酒 二瓶 醴 壹杯 壹臺

御箸 和稻 荒稻 壹臺

御鏡餅 壹臺

海魚 (鯛) 壹臺

川魚 (干鮎) 松魚 野鳥 (鴨) 壹臺

水鳥 (家鴨) 壹臺

昆布 荒海布 干天 壹臺

美人豆 唐人菜 椎茸 壹臺

蘿蔔 薯蕷 燕羅 壹臺

蜜柑 柿 文旦 林檎 壹臺

堅塩 御水 壹臺

以上貳拾五種拾壹臺 御一殿供御

御幣物

明妙 白木綿一反

照妙 赤木綿一反

和妙 奉書一帖

荒妙 苧一兩

計 四色御一殿分 双輪臺にて奉奠す。

十一月二十三日、二十四日、二十五日は社内總石燈籠に點火し、二十五日曉天に庭燎を焚くこと前掲の如し、又二十四日、二十五日の兩夜は當番町より町印入大燈籠を拜殿前軒頭に献燈するのである。

御火焚神事大御饌奉奠壽詞

千歳萬代霜仁母雪爾母葉變世受志美佐備立氏彌榮衣仁榮衣由久松森乃神奈備爾稱辭竟奉留掛卷母綾爾畏伎眞菅原大神等乃字豆乃廣前爾社司菅原朝臣某畏美畏美母啓佐久往昔寛永八年霜月二十五日官幣奉典之氏大御祭仕奉里志與里以來年毎乃例登志氏今日乃十一月二十五日乃曉爾幣帛出奉

之氏御前爾設庭燎焚明志氏種種乃神器乎置並氏持齋廻里持清廻里郡郡大御神事仕奉留狀乎平介久安介久開食氏寶祚隆盛天壤共無窮親王等諸王等臣等海陸之官府爾仕奉留御軍人等乎始米氏天之下四方乃國乃御民爾至留萬傳長久平介久守給比幸給比別氏此乃長崎縣乃繁榮乎夜乃守日乃守爾守幸給閉登禰宜申須事乃由乎開食之相諾比給閉登玉階乃下爾頭根突拔氏畏美畏美母稱辭竟奉良久登白須

例大祭祀詞

掛麻久母畏伎松森神社乃大前爾社司某恐美恐美母白左久高天原爾神留坐須神漏岐神漏美命以知氏天社國社登稱辭竟奉留中爾此乃大宮乎靜宮乃常宮登鎮坐須大神乃廣伎厚伎恩賴乎尊美奉里仰奉里氏一年爾一回仕奉留常乃例乃今日乃御祭爾此乃長崎縣與里字豆乃幣帛捧奉留賀故爾大前爾齋麻波里清麻波里氏献奉留御食御酒種種乃物乎平介久安介久開食志氏天皇命乃大御代乎嚴御代乃足御代登堅磐爾常磐爾齋奉里手長乃御世登幸奉里給比親王等諸王等乎始米氏天乃下乃國民爾至留麻傳長久平介久守給比惠給閉登恐美恐美母稱辭竟奉良久登白須辭別伎氏白左久此爾仕奉留爾依里氏

御氏子乃人等又此乃長崎縣乃人等乎廣久厚久守給比惠給比心穩爾身健爾家内安久産業豐介久各母各母彌饒毘爾饒毘生乃子乃八十續爾至留麻傳彌榮衣爾榮衣志米給閉登恐美恐美母白須

追而重要なる當社祭典に於ける神饌品種數は左の通りである。

- 歳旦祭 拾貳種貳拾臺
- 新年清祓式 拾種 五月次小祭除夜祭同し臺 紀元節 八種九臺
- 天長節 八種 九臺 古式祭 拾四種貳拾四臺
- 祈年祭 拾八種九幣幣物二色 例新嘗祭 貳拾五種拾壹臺
- 九度詣神事 拾貳種七臺 以上

3. 雪月花の供御 維新前寒中雪の朝に八種の供御を奉献し、或は八月十五夜に佳筵を設けて百韻の連歌を興行し、或は梅花の候之を折りて神饌と共に神前に奉供し詩歌を献詠する等の事があつて之を雪月花神事と稱したものであるが明治三十七年より之を廢止した。

總じて祭祀令實施によりて全國各社の祭式統一せられし爲め、祭式に一威嚴を加へしと雖も、各社に於ける特有なる神事が其の數を減じた事は事實である。

維持法

維新前

維持法 維新前に於ける當社の維持法は諏訪社及び伊勢宮の維持法に同じ即ち(1)其の筋よりの下付金(2)唐船寄進銀(3)一般信者よりの寄付金品によりしものである。而して伊勢宮は長崎町中に位置して居て其の敷地は八ヶ所の地積に亘つて居たので箇所銀年額壹貫目餘を受領した、是れは伊勢宮維持の骨軸をなしたものであることは同社の項に於て述べた通りである、然るに當社は位置が長崎村に屬して居た爲めに箇所銀の配當に與かることが出來ない、而かも長崎三社の一として官民の崇敬する所であるので長崎奉行は特に唐船寄進の名目に於て銀壹貫貳百九拾參分六厘此の額は寶曆後である、其の前は壹貫五百目又此の額は寶曆後である、其の前は壹貫五百目置銀の名目に於て九拾參分五分、祈禱料の名目に於て總町より銀七百參拾目内四百拾目は祈禱料、參百目は常設料計銀貳貫百拾七匁宛を七月、十二月の二期に分割して年々當社に給與した、即ち此の分は當社の世祿である。此の他に寶曆年以降は筑後柳川家より米拾貳俵文化頃より九俵となつた宛を贈與された。

あり、且斯くして相互の親交を重ぬるに従ひ臨時寄付の名目に於て唐船壹艘より若干大抵銀百位宛幾十艘分の年賦寄付を受けたる事も幾回なるや知れなかつた位である。

社殿境内等の改修築に際しては元祿寶永頃迄は長崎會所よりの下賜金を以て全費用を支辨したが、後長期の年賦償還借用の便宜があり夫れに總町よりの寄付を仰いだものであつたから神社を維持する上に於ては實に安全なものであつたと言ひ得る、今日に於ける一般信徒の献金に依りて社殿の改築や修繕を計るものとは敢て日を同じうして語るべからざるものがあつた。

明治維新後は制度の改廢により社殿の建築、神社の維持に關し從來の如き其の筋の給付は全く止んだので、各社共獨立自營以て社運の隆昌を招來せねばならぬ、夫れで佛閣等の中には廢轉を行ふもの頗る多かつたが、神社方面にては折しも敬神崇社の機運に際會せし爲め愈々社礎を堅むべく即ち神道興隆の爲め奮起したものである。

當社祠掌伊奈主殿改多豆伎の如き頗る此の點に思を致して努むる所があつた。然るに神社興立に關しては前述の如きものあるに係らず、經營方面に於て

何れも前途の難關を思はしめた、明治三年長崎市郷在住者は各神社の神主及びその家族を除く外悉く諏訪神社の氏子となるべく餘儀なくされたので、假令氏子關係ならずとするも從來當社（伊勢宮も同様なり）と市民との間に結ばれた關係が、非常に薄くなつたのは事實である。

斯くの如き經過の下に當社に於ては將來の維持に思を馳せ、過去の永き因縁を辿り明治三十五年當社一千年祭紀念祭に當りて世話町十三町一郷の制を定め神社固有財産より生ずる収入により社入金及び特別社入金の法を定めて平時の維持費を辨することとした、現在に於て歳旦、三月古式祭、六月九度詣神事、十一月公式大祭には世話町及び舊上長崎各町より祭典費として特別寄付の規約があり、造營に際しては世話町主体となり捐資を市民全部に募集するが如きは今昔共に大差はない。

當社世話町の制は往昔より慣例的に設けられて居たけれども、夫れは當社又は神主との特殊關係に因して居たので常に變動があつたのであるが、社掌伊奈豊太郎は神社の過去將來に鑑み、明治三十五年一千年祭執行後世話町と協議して本紙屋町、新大工町、馬町、爐粕町、八百屋町、興善町、勝山町、



出来大工町、伊勢町、大井手町、東中町、内中町、上西山町、下西山町、西山郷後西山町となる、の十五町を世話町とし四年毎に一回づつ幹事町として社務に參與し維持に任ずるの制を確定した。(上下の西山町及び西山郷は三年一回づつ幹事町となる) 現今は以上各町より年金拾圓づつを社頭に献じて社費に充つることとなつて居る。

境内 貳千七百九拾五坪八合六勺 東西四拾貳間 南北八拾參間

内 壹千四百六拾四坪 境内官有地

壹千參百參拾壹坪八合餘 境外

内宅地 壹千九拾九坪八合六勺

畑 參拾四歩

山林 百九拾八歩

当社境内は、移轉當時は幾坪なりしや明確なる記載がない 大正三年前社司伊格朝に記載したる記事中明暦二年將軍家綱公今の松森に參千四百六拾餘坪の社地を賜ひ云々とあるは同家の口碑に依れるものか舊記には右の記載は無し 實永四年二月、市内寺社境内調の際に於ける當社は千參百參拾貳坪なりし旨は、松ノ森譜に明記してあるので恐らく當社移轉當時も大同小異なりし事

を推測する。降つて正徳元年二月二十八日古川甚六が社殿後方の畑五畝拾四歩、同年三月廿九日某より其の地續に於て五反拾貳歩兩口合計千六百七拾七坪を寄付したので當社の總實坪數は參千九坪となつて居る。

而して享保五年十一月、當社が朱印地に准せられし當時の免租地は現今神殿所在附近以南の地千參百參拾坪東西四拾貳間南北五拾壹間の地である 此の間の數は長き所に於ての略計算であるから此の兩者を相乘しても所畝の坪數とならない からは明暦二年移轉當時よりの分即ち舊來よりの社地である事が明瞭する、此の分は明治維新の際に於ける無稅地四反四畝拾歩の地で前記境内と稱するのが此に相當する。夫れから寄付地なる千六百餘坪が現在の境外地に當つて居る。

長崎實祿大成に記載する所の當社公稱坪數は、貳千六百貳拾坪であるので前記寄付地は、實測の結果か或は何等かの都合によりて千貳百八拾八坪と公認されたものであらう。

明治維新後、神社地實測の上當社地は八段七畝拾歩 内四反四畝拾歩無稅地、四反參畝有稅地東西四拾貳間南北七拾五間半 と公稱され、境外地は神主伊奈氏の私有地となつて居たが、大正三年當社昇格に先んじ境内全部は當社の維持を鞏固ならしむる爲め之を當社基

本財産として登録し夫より来る全収入を以て社費の一部を支辨して居る。當社現存の竹林及び老樹樟を除くは何れも正徳以降の植附にかゝるものである。

境内建物境内には正殿、朱雀錠、瑞籬、飛廊、恭謁殿、辨備所、衛士堂、歩廊、神饌所、社務所、正門、末社等の建物がある。

正殿 南に面する流造檜皮葺、木造總檜材間口貳丈參尺奥行壹丈九尺、向拜間口壹丈六尺、奥行四尺六寸床下六尺六寸、瑞籬間口八尺參寸、入勾欄高貳尺附の廻縁巾參尺七寸を繞せる建物で神殿間口壹丈六尺、奥行壹丈壹尺、内

は中央祭神左右相殿を奉祀し内陣板張外陣疊敷に別たれて居る、向拜口の獅子狛高サ貳尺八寸巾貳尺七寸は頗る佳作なりとの評がある、當殿所在の高庭は間口四丈六尺入四丈、七尺の地域で所々に老樹散立し瑞籬之を周圍して居る。當殿及び各殿の沿革は本文中に之を述べて置いたから茲には是を省略する。

朱雀錠 正殿の内門で正殿と同じく南面する。唐破風造、檜皮葺、木造間口七尺貳寸、奥行五尺貳寸の建物でその左右は瑞籬に支持せられて居る、後西院天皇御宸筆なる天満宮の勅額は、此の錠門の楣頭に掲げられ、その左右柱面に清人錢少虎吳越王孫の書する所の式朝魂氣升漢霄、百代文宗仰斗魁の双聯が懸けてある。

往古は正殿の四方に四錠門あり即ち東は青龍、南は朱雀、西は白虎、北は玄武と稱して居たが、何時の頃よりか此の一錠門のみとなつた。

瑞籬 正殿の周圍を繞る檜皮葺、切妻造、木造拾五丈七尺高サ七尺壹寸の玉垣で其の兩端は朱雀錠の右側より起りて西に折れ北を繞り東に過ぎ更に南に折れて錠の左側前面に終つて居る。屋根下即ち楣頭の梁額は左甚五郎作と傳ふる所の職人盡しの彫刻板で、腰部は斗量形の立格子窓を互に豎横に組合はせたる構造、最下部の腰板横壹尺七寸五分、縦壹尺參寸は全面を通じ渾べて青海波の彫刻を施してある。彫刻板は全部で三十枚東、西、北各八枚朱雀錠の左右各參枚を算し保護銅網を以て之を掩ふてある、板面の圖は人物に於て僧、祝、公卿、大夫、士農、工、高等の老若男女あり鳥獸、草木、水石、帛布、器用、飲食等各之に配屬して居る。當圖に關しては本文及び什寶物部に於て述ぶることゝし、茲には之を略する。

掖門 瑞籬と恭謁殿とを連ぬる東西の透塀高サ巾各壹丈貳尺の中央に在る木造、檜皮葺、切妻作の門巾四尺で東を東掖門、西を西掖門と稱し此の兩者の間は露垣約八坪入壹丈、六尺間口貳丈である、此の掖門及び透塀は元來高格なる祠宇造營の規

模に山りたるものと傳へられて居る。

飛廊 恭謁殿に附築せる木造、切妻造、銅版葺開口八尺、奥入五尺七寸の建物で中に廊階を設け左右雙柱により露壇に突出し朱雀錠に對向して居る。恭謁殿よりこの階を降り露臺を過ぎて朱雀錠に入り正殿に昇るのである。

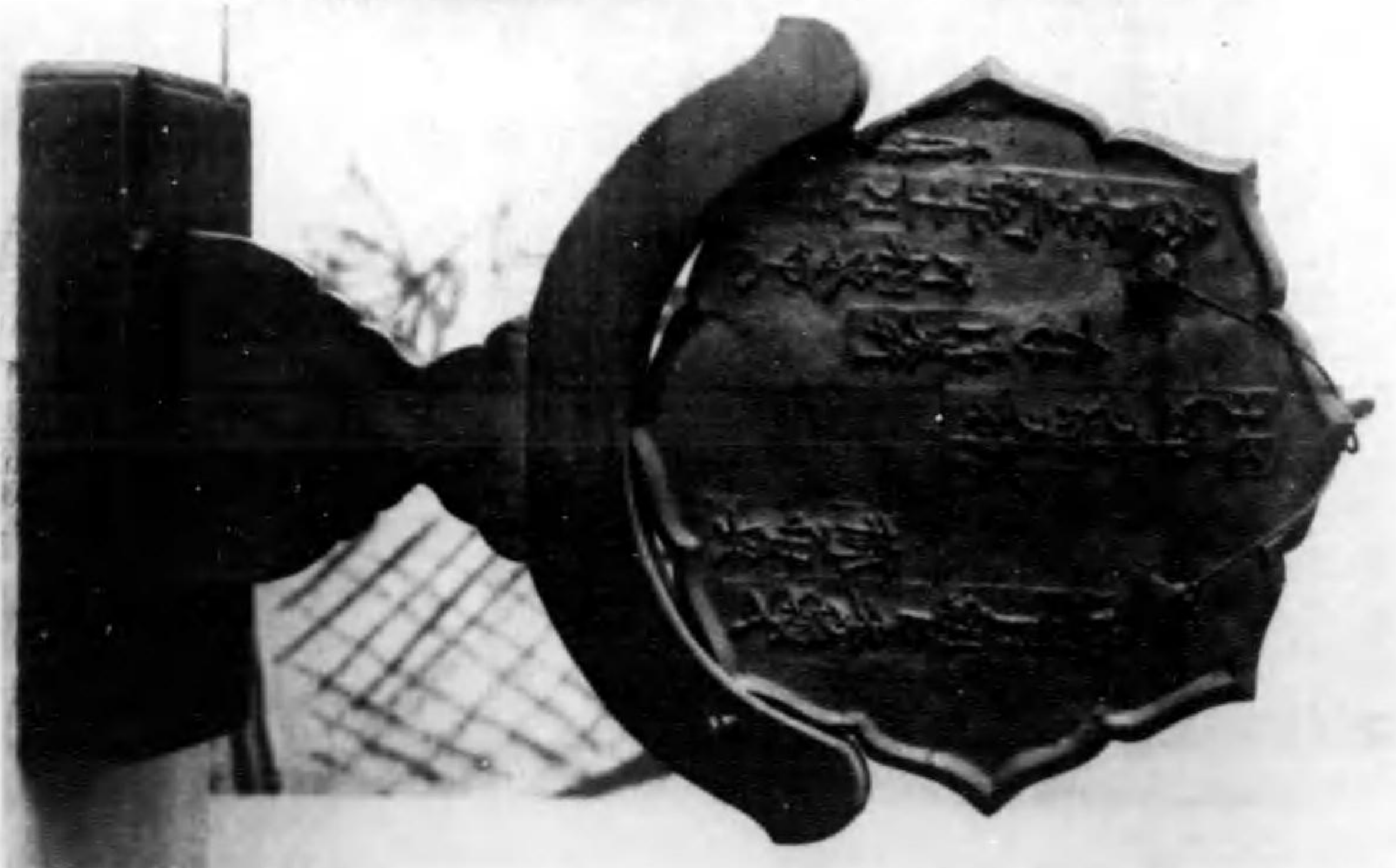
恭謁殿 前面拜殿に直角に連續して棟を接する木造、檜皮葺、切妻造間口壹丈六尺、奥入壹丈八尺六寸の下屋を設く、幣殿である。

辨備所 恭謁殿の左右に木造、銅板葺、切妻造間口壹丈參尺、奥入八尺六寸の下屋を設く、祭祀器具を格納する室である。

衛士堂 辨備所の一角拜殿に面す間口參尺、奥入參尺四寸小區劃の室で恭謁殿の前左右に在り、俗に矢大臣或は矢五郎様と稱する木造漆彩の兩像を安置する、右に在るを豊石窓神左に在るを櫛石窓神と稱す。

拜殿 西南に面す、木造(檜材)檜皮葺、入母屋造間口貳丈貳尺八寸、奥入壹丈六尺八寸、床下の建物で、前面と左右に勾欄附の縁巾四尺を附設してある。殿内は格

極 湯  
飛廊殿  
衛士堂  
拜殿



松ノ森神社 拜殿 (左)  
片桐且元奉納の神鏡 (右)

正  
門

天井板張で惟徳惟馨の墜額が正面梁上に懸けられ、其の左右に福田德基、福田徳榮の奉納する所の舞樂圖額各壹面、左右側壁に高く螺釘十二支圖額が掲げられて居る外、奉納寄付等に關する大小の扁額が見受けらるゝ。

正門 當社頭入口の石礎上に建ち諏訪神社舊流鏑場を脚下に控ふ、試みに門側に立てば長崎市街は雙眼に入りて港外諸島は指願の間に蒐まり風景甚だ佳し、檜皮葺、切妻造、木造(視)間口壹丈貳寸五分の建物で梁上表口には松森神社同裏には天満宮の兩額がある、前者は舊平戸藩主松浦詮伯、後者は持明院中納言基時の題する所で共に雄毫である。

此の門は、延寶八年半込奉行が當社の大改修築を行つた時、魏爾潜が一手で奉納したもので、爾來約二百五十年此の間寛延二年三輪徳太郎八幡與平次浦川平次兵衛等願主なり安永十年熊本護中願主文化元年等に改修天保四年、弘化五年、慶應元年、明治十九年等に屋根葺替を行つたが、現在のものは明治三十五年大改修を加へたものである。

神饌所 拜殿の右側前面にありて木造、瓦葺の歩廊間口六尺奥入參丈五尺を以て兩者相接續す、當所は木造(杉)瓦葺、切妻造間口壹丈四尺の建物で室内は之を

前後に折割し前室を供饌所とし後室を雨天時の湯立所に充つ。社務所 神饌所の後方は土地數尺の段落ちとなつて簡素な庭園がある、此の庭園に臨めるのが社務所で木造、瓦葺、切妻の二棟を接続せしめ一方を神主住宅に宛て<sup>拾六間</sup>六間 他を社務所及び書院としてある。此の書院は天保四年柳川侯が改築したもので神主住宅は文政十一年の大風に破損せし後改築したものを度々修繕したものである。

獅子

青銅

高參尺、身長壹尺七寸、臺高七寸、入貳尺前巾壹尺參寸 壹對

1. 拜殿前の左右にあり、石臺は花崗石（高參尺貳寸五分、前巾參尺八寸五分、厚參尺貳寸）で明治三十四年八月獻納、施主山内善三郎正賢京都郡國松駒太郎作（以上青銅に彫刻）奉獻山内東京、大阪、長崎、新潟各支店（以上石臺）を刻す。

2. 拜殿の前方澄頭に在るもの砂岩 高貳尺、臺高壹尺五寸 奉獻と銘す 壹對

石牛

砂岩

高壹尺八寸、身長五尺、臺高四尺七寸、巾五尺壹寸厚參尺五分 壹 對

拜殿の左右稍や隔離せる所にあり。

奉獻慶應元歲乙丑五月建之山田彌平次他拾四名淡州江井浦金住吉丸同住寶丸藤次郎同住清丸重兵衛同住江丸安次郎吉兵衛（銘）

常夜燈

1 正殿前濱縁の左右に在るもの

安山岩

高四尺九寸、火袋七寸、火袋臺以下參尺壹寸 壹 對

2 拜殿前社道の兩側に在るもの

安山岩

高六尺八寸、火袋九寸、火袋臺以下四尺五寸 壹 對

奉奠享保戊戌三年五月吉祥日願主周防山口之住藤村利兵衛太田久右衛門同誦禱立（左）奉供享保戊戌三年二月吉辰吉松道益永後、淺野保庵林昌、安元三濟眞實、武富利八重義同禮拜立（右）（銘）斯の石燈籠は松（竿石）火袋臺石竹（臺石）梅（蓋石）等各松竹梅の形を象りて綜合成工したもので中々に傑作である。

3 池の南社道の兩側に並立するもの

花崗石

高八尺參寸、火袋壹尺五寸、火袋臺以下四尺九寸 壹 對

4 正門の内部兩側に在るもの

安山岩

高七尺、火袋九寸六分、火袋臺以下四尺四寸 壹 對

奉寄進石燈籠壹基寶永三八月廿五日中午尾氏經夫、島田氏久豊、森永秀清、吉徳氏正宗（左）奉寄進石燈籠×對延寶八庚申歲二月大吉辰吉村善右衛門講中佐々木熊之助他廿六名（右）此の石燈兩基は製作極めて奇巧恐らく同一人の手に成りしものならん、當常夜燈の一方は本社後殿島神社左例に在り、

5 池の南畔天満宮の右側に在るもの

安山岩

高六尺七寸、火袋九寸、火袋臺以下四尺貳寸 壹 基

奉寄進石燈籠寛文七年五月廿五日大和屋利右衛門具足屋利兵衛〇〇屋市郎兵衛阿武屋喜兵衛、山口屋市右衛門、〇〇屋加右衛門（銘）  
右の外寛保三年四月高石次郎太甫奉納（朱雀錠前）嘉永三年五月表部屋番小使奉納（拜殿前）寶曆八年五月長崎會所筆者中、明和九年二月熊本護中奉納（手水舎前）寛延七年五月大和屋利右衛門外五名奉納（池の南側）文政三年正月野村與三右衛門奉納（一ノ鳥居前）寶永四年五月幸神社講中、享保元年十一月本紺屋町奉納（猿田彦社前）享保三年五月藤田氏元重（神殿左後）安永八年亥十一年中村兼品（白太夫社前）文化十四年二月吉原與一守備（米津稻荷神社前）等あり、社務所庭園等に散在するものは之を省く、

鳥居

鳥居 參基あり

1 神橋の南側に立つもの

天満宮（額）明治四十四年辛亥十一月建（左）社掌伊奈豊太郎代（右）（銘）

花崗石

高壹丈七尺貳寸  
巾壹丈壹尺

壹基

2 正門外石階の下に在るもの

安山岩

高壹丈貳尺八寸  
巾壹丈貳尺

壹基

延寶三年拾貳月吉且博多屋甚右衛門、帶屋太兵衛、濱武次兵衛、淺田仁兵衛（左）  
藤塚長右衛門、岸村徳右衛門、住永五郎左衛門、萬屋四郎左衛門、同次郎左衛門（右）（銘）  
此の鳥居は所謂當社の一ノ鳥居で其の傍に高參尺方六寸の「從是西諏訪境」と刻せる標石が建つて居る

3 白太夫神社前に在るもの

砂岩

高七尺四寸  
巾六尺八寸

壹基



伊奈建彦筆蹟（短冊）

松ノ森神社參道口

石 盥

石門(双柱) 花崗石

白太夫神社 (額) 奉祓明治八年乙亥八月野口九平外六名 (左) 延田政重外六名 (銘)  
拜殿前面に在り「大正十一年十月吉祥日長崎魚かし」(銘) 高壹丈方七寸 壹 對

石 盥

安山岩

直徑四尺五寸  
高貳尺五寸

壹 基

神橋の北右側に在りその中心に水管を設け社側の淨水を導いて居る其の形態は朝顔花を模し構造が巧妙であるので觀賞を惹いて居る

石 橋

石橋 心字池の中心に跨り正門と拜殿との社道を直通せる橋で石材は安山

岩全長貳丈七尺五寸巾壹丈壹尺、此の石橋は文政元年三月中村盛右衛門父子の献資により架設したもので、正徳三年七月井筒屋庄右衛門等の寄付により池を開穿せし以來木橋であつたのである事は本文に述べて置いた欄柱に橋銘があるから左に之を轉載する。

石橋銘

祀殿之前池水横路架一板橋形如半規以爲趨拜之正路未有年于茲突然而數若破壞每募以修造今也殆及荒廢人皆迂回流邊而來往焉因意與求其良材架橋豈若改造石橋以永免木道阻絶之憂哉初文化十一年甲戌仲冬中村仲照及





松本武助、松本守太郎、富貴樓、外參百參拾參名（氏名略）略  
清國人、鄭汝津、萬昌和、永同孚、泰昌號、源昌號外參拾名（氏名略）略

笹山蕉川碑

安山岩

高四尺參寸、横參尺、厚壹尺壹寸、臺石高壹尺九寸

壹基

笹山蕉川翁碑

從二位勳一等子爵伊東巳代治篆額

翁通稱繁字自休蕉川其號系出近江小谷城主淺井備前守長政其裔居丹波篠山有丹波者改氏笹山寬永五年徙肥前長崎改稱甚五左衛門其子甚左衛門爲崎之大村街乙名其子甚助爲出島乙名尋轉武具司住小川町世襲其職翁父亮助號嗣立通文武旁工書畫配山下氏得三男一女長東吾奉家職至此十世翁即第三子受家學又就師學諸藝遂下帷授徒明治五年學制一新更得官允曰笹山學舍教而不倦四十年矣及門者五千人何其盛哉廿八年十二月十九日病歿年六十七葬春德寺從先隴也翁天性清廉治家儉素而好恤窮官數賞之室川端氏舉男女各一男曰輝彥承祀女嗣阿武屋頭、脇山啓次郎、森慶次郎、松田英三、小川寅六諸氏追思師恩立石於松森神社社域乞余銘翁嘗用余選著訓蒙百章以充教科可謂知已矣安能默之乃爲銘曰  
五千子弟 往往顯名 子弟既顯

是翁之榮 骨朽不死 魄乎再生

大正元年十一月

賜琴石齋西道仙撰並書

建物の今昔

建物の今昔左の如し

建物種類	年代	實永年間	明和年間	明治元年	昭和二年
正殿	五、 <sup>坪</sup>	貳間半に貳間	同上	同上	壹〇、 <sup>坪</sup> 五參間半に參間
幣殿	五、	貳間半に貳間	同上	同上	同上
拜殿	八、七五參間半に貳間半	同上	同上	同上	同上
朱雀錠	〇、六六	壹間に四尺	同上	同上	同上
瑞籬	壹、五	七尺	同上	同上	同上
辨備所					壹、五 壹間半に壹間
衛士堂				〇、 <sup>坪</sup> 貳五 方參尺	同上
神饌所	六、	貳間に參間	同上	同上	同上
御供所					
歩廊					五、五 壹間に五間半
行事場	參、	貳間に壹間半	同上	同上	
正門	貳、貳五、	方壹間半	同上	同上	同上

社務所	七貳、拾貳間に六間	同上	同上
攝待所	壹五、五間に參間	同上	同上
殿島社	方參尺	同上	同上
稻荷社	方參尺	同上	同上
幸神社	方參尺	同上	同上
			壹尺九寸

末社は今十二社あり稻荷社のみで六社あるのでこの表には記入を省く別項末社の部に就いて一覽せられたし

什寶物古文書記録

宸翰

- 一、後水尾天皇御宸筆  
 竊五寸九分 竊貳寸參分 壹枚
- 一、後西院天皇御宸筆  
 竊八寸五分 竊壹尺九分 壹枚
- 一、後西院天皇御宸筆  
 竊九寸八分 竊壹尺參寸五分 壹枚

宸翰

- 一、靈元天皇御立烏帽子

竊五寸四分 竊七寸五分

壹頭

- 一、東山天皇御冠羅

壹卷

右は久我大納言より賜ふ

- 一、東山天皇御琴糸

壹懸

右は高辻大納言豊長より賜ふ

- 一、靈元法皇御所御着綿

黃白各壹包

以上は元祿十二年四代信要上京に際し高辻家の手を経て賜はる所のもの  
 御着綿は享保四年五代信安の賜ふ所である。

- 一、勅額 天滿宮(書)

本地金懸添飾

竊貳尺九寸 竊壹尺九寸五分

(内九寸額縁)

壹面

後西院天皇の宸筆で瑠題の筆格正殿人をして思はず襟を正さしむるものがある、邊緣の上部中央面に菊花御紋章を彰はし高く朱雀門の楣頭に掲げ一瞻燦然雪樹と相映じて居る。

- 一、菅公銅像

高貳寸六分

壹体

龜女作舊長崎會所鎮守御神体で、會所廢止の當時明治二年當社に奉納せしものである。

神像

一、子路木像

菅公作 高參尺五寸

壹体

一、櫛石窓命

衣冠

高參尺五寸

貳体

一、傳左甚五郎作 王の面

高壹尺貳寸、巾九寸

貳面

一、四神像

木製

四体

青龍

高七寸、入壹尺貳寸  
前巾四寸

朱雀

高八寸、入壹尺參寸  
前巾四寸五分

白虎

高六寸、入壹尺貳寸  
前巾五寸

玄武

高六寸、入壹尺六寸  
前巾八寸

一、高麗犬

木製

傳左甚五郎作 高貳尺五寸、入壹尺四寸  
前巾貳尺、台高貳尺五寸

貳軀

寛永八年の作なりと傳へて居る、神殿階下の兩側に置いてある。

一、神鏡

六面

1 神殿内に奉安するもの 徑四寸 菱花形、花鳥模様あり紐附

八稜花形紐附で、裏面に花鳥模様がある、社傳に依れば此の神鏡は野見宿禰の遺愛である、慶安元年二代信清京都より當地へ下向に際し

高辻豊長より賜ふ所のもので當社第一の神寶として聖廟内に安置してある。

2 社務所内神前に安措するもの 徑六寸壹分

八稜花形紐附で裏面に左の銘あり。

北野天滿天神 豊臣朝臣秀頼公御再興、奉御奉行片桐東市正

慶長十二丁未年十一月吉日

天下一 淨環作

3 古鏡

徑壹尺參寸

イ圓形で壹貫五百貳拾目の重さがある、裏面上部中央に梅鉢の紋あり、在銘如左

奉寄進明鏡天滿大自在天神 寶永七年庚寅正月桓武天皇三十九世裔從

五位下佐久間右衛門尉平信盛曾孫從五位下佐久間安藝守平信就 鑄物

師菊田美作守清久

ロ八稜花形で貳面あり、此の鏡は勸善懲惡の鏡と稱へて居る。一は正徳

二年正月十五日長崎奉行久松備後守定持、一は同年四月長崎町年寄高

木作右衛門の奉納したもので徑各壹尺貳寸。

ハ安山大隅藤原實豊の作で直徑參尺貳寸厚壹寸九分重量拾六貫參百貳拾

匁

一、太刀

1 長五尺八寸六分  
2 長四尺七分

貳 振

1 は焼刃大亂龜地金真鍮梅松模様で銘は「天和二年壬戌十一月佐々木平馬源國慶作」とある長崎町年寄高木代太郎貞廣の寄進物である。

2 は正徳三年九月二十五日長崎奉行久松備後守定持寄進で、遠江守兼廣の作なりと云ふ。

一、短刀

1 七寸六分  
2 七寸

貳 振

1 粟田口義綱の作で神主伊奈氏累葉の寶刀として傳來せしもので明治三十二年神主伊奈豊太郎が之を東宮御所に奉獻しやうとしたのは此の刀である。

2 は明治二年九州鎮撫總督兼長崎知府事正四位下行右衛門督澤宣嘉の奉納せしもので「奉明治二巳年春練信義」の銘がある。

一、文昌星硯

高壹寸 巾四寸貳分  
長七寸七分

壹 面

正徳乙未五年三月蒨部泰貫と云ふ人が當社に奉納したもので、陽成天皇の朝渤海國貢使裴頤が菅公に贈り菅公は配流後常に之に親しんで居られたものであると傳へて居る、表面硯池の上部に文昌星の像を裏面に「奉納松森聖廟正徳五乙未年三月吉日蒨部姓藤原氏泰貫」と刻してある。

一、額 (木)

太政大臣近衛忠顯筆

1 天満宮

縦貳尺壹寸 (内額參寸貳分)  
横壹尺貳寸

壹 面

恭謁殿内飛廊入口の楣頭に掲ぐ

2 惟徳惟馨

縦壹尺九寸 (内額參寸)  
横壹尺九寸

壹 面

拜殿内の楣頭に掲ぐ

持明院中納言基時筆

3 天満宮

縦參尺 (内額肆寸)  
横壹尺九寸

壹 面

從三位伯耆松浦詮筆

4 松森神社

縦四尺五寸 (内額參寸)  
横貳尺

壹 面

3 は元拜殿の額で、その裏面に奉寄進御額持明院正二位前中納言藤原基時卿御筆元祿十年丁丑三月京九郎左衛門尉重堅の大字があつて今は正門内側に、4 は從三位勳四等伯耆源朝臣詮書社掌伊奈豊太郎代の文字

あり正門正面梁頭に掲ぐ。

一、楹聯

多武村素地

竪四尺貳寸五分  
横五寸七分

貳面

一朝魂氣升漢霄(左) 百代文宗仰斗魁(右)

大日本嘉永壬子五月二月崎陽荒木昌敬立  
大清咸豐三年正月吉旦唐山錢其炳敬隸

之は題命の如く晚唐吳越王錢遠之遠孫錢少虎の筆で朱雀錠の兩柱面に掲げ  
てある。

職人盡

一、職人盡 傳左甚五郎作

竪壹尺參寸  
横六尺

參拾枚

内譯

第壹格 圖書裝潢

烏帽參人 童四人 僧壹人

第貳格 基柁基子工

烏帽參人 侍帽、僧各貳人 童壹人

第參格 鍛冶

烏帽參人 露頭五人

第肆格 祭禮行列及獅子舞

烏帽參人 侍帽五人 童貳人 獅子壹人

第五格 弓箭、玩具、菓子師、駄牛

烏帽、侍帽各貳人、露頭、童各四人 婦人壹人

第六格 醫師、製藥司、陰陽師、琵琶、祈禱

衣冠、僧、童各壹人 烏帽五人

第七格 瓦工、鋳師

侍帽貳人 露頭五人

第八格 竹工、製簾、籠、桶輪等

侍帽壹人 露頭六人 童貳人

第九格 紙工

侍帽貳人 露頭五人

第十格 土偶工、樂器製造

侍帽四人 露頭貳人

第十一格 正月搗餅、萬歲踊、商店計算

烏帽、侍帽各壹人 露頭六人内(翁、媼)各壹人 童貳人

第十二格 帽工、傘工、鏡磨

侍帽貳人 露頭六名

第十三格 彫刻師、紐工

露頭七人 婦參人

第十四格 筆墨硯工

侍帽貳人 露頭七人

第十五格 化粧器具工

烏帽壹人 侍帽參人 露頭四人、頭巾一人

第十六格 團扇工

侍帽壹人 露頭六人

第十七格 機織、縫箔工

婦七人 露頭、童、各壹人

第十八格 屋根葺、剝白工

侍帽貳人 露頭四人

第十九格 筵席製造

露頭七人

第二十格 造船工、造車工

侍帽貳人 露頭五人

第二十一格 網罟漁業、鷓鷀使船

露頭五人

第二十二格 刀劍、槍、鋒司

頭巾壹人 侍帽四人

- 第廿參格 箆工、鞍工 侍帽壹人 露頭五人
- 第廿四格 甲冑師、弓工 侍帽六人 露頭貳人
- 第廿五格 染工、織工 侍帽、童、各壹人、婦六人
- 第廿六格 木工 烏帽四人 侍帽壹人 露頭參人
- 第廿七格 春耕牛、挿秧女、秋獲男及馬等 烏帽壹人、露頭六人、殿登參人
- 第廿八格 建築用荒材巨鋸師等 烏帽參人 侍帽 五人 露頭壹人
- 第廿九格 琴、箏、琵琶製造 衣冠貳人 烏帽壹各壹人 侍帽參人
- 第參拾格 繪畫師 烏帽貳人 侍帽七人

以上板中の人物は總べて工人であるが中には然らざる者も散在する以上の説明中衣冠とあるは衣冠姿で烏帽とあるは立烏帽子及び風折烏帽子の何れかを冠れるもの、侍帽とは鎌倉時代武士の冠を冠せるもので、露頭とは冠なきものである、然して第一格又は貳格と言ふのは朱雀錠の右より起りて北に廻れる順序である。

一、額(木) 奉納舞樂圖

丹碧彩綯

竪壹尺壹寸五分 (内額横壹寸)

貳 面

額

二人舞(左)奉獻文化六年己巳七月吉日再建福田德基  
一人舞(右)奉獻寶曆五年乙亥正月元旦 福田德基

以上は恭謁殿正面天滿宮の一區額を括みて掲ぐ。

一、額(木) 螺鈿十二支圖

竪壹尺五寸 (内額横壹寸五分)

拾貳面

拜殿の左右内部の上位に掲げてある、各面共青貝を以て織密なる技工を施せる鼠、牛、虎、兔、龍、蛇、馬、羊、猴、鶏、犬、猪及び其の配景等を額毎に區分して製作せる美術品である。

一、棟札

裏 1



(裏面) 長崎祈願所醫王山延命寺法印尊覺謹書

表

封× 聖主天中天  
 封× 迦陵頻伽聲 大梵天王  
 △ 奉再興肥前州長崎天滿宮寶殿拜殿各一字 君臣道契民物時豐殊々異信  
 封× 哀慈衆生者 帝釋天王  
 × 我等今敬禮  
 天性滿德威光嚴身  
 神力自在慈雲麗人  
 仰願天長地久海陸泰平  
 心懷越無病無惱福壽增延  
 乃子乃孫家門繁榮者也

長六尺參寸、巾八寸

表

××××  
 延寶八庚申曆  
 奉守護武運長久子孫繁昌如意安思災命諸願成就處  
 八月吉祥日

長參尺七寸 巾六寸

裏

奉承鎮府 王恩宥建立松森大門 魏爾潛  
 長男 清左衛門  
 伏命執事 梅香軒  
 大工 澁江善右衛門  
 同 山浦與兵衛

3

崇正德三龍集巳年奉行駒木根肥後守高木作右衛門  
 奉再建肥前彼杵郡長崎松森天滿宮  
 寶殿一字公賜及崎邑産土人等經營之

此の他寛延元年閏十月（再興幣殿後拜）長參尺巾四寸五分 同二年春二月（再興大門）長  
 貳尺八寸巾四寸七分安永十年三月（再興大門）長參尺六寸巾四寸七分 文化元年四月（再  
 修大門）長參尺七寸巾六寸貳分 天保四年春三月（修覆大門）長參尺壹寸巾六寸參分 弘  
 化五年二月（再修大門）長參尺五寸巾六寸 慶應元年五月（再修大門）長參尺參寸七分巾  
 五寸五分 明治三十五年二月正殿幣殿恭調殿正門修理 長參尺六寸巾六寸の八枚が保存さ  
 れてある。

一、寛文元年十二月六日 口宣案

竪壹尺壹寸四分 横壹尺七寸五分

拾參通

寛文元年十二月六日 菅原信清叙正六位下  
 天和三年四月廿九日 菅原信貞叙正六位下  
 元祿十二年六月廿一日 菅原信要叙正六位下  
 寶永元年八月廿五日 菅原信安叙正六位下  
 寶永二年七月廿五日 菅原信秀叙正六位下  
 寶曆九年五月廿九日 菅原信靜叙正六位下

竪壹尺壹寸貳分 横壹尺七寸貳分

文化四年九月十五日 菅原建彦 叙正六位下  
任石見守  
文政八年八月十日 菅原建彦 叙從五位下  
任守

竪壹尺壹寸  
横壹尺六寸八分  
竪壹尺壹寸  
横壹尺七寸五分

一、宣旨

大高檀紙

竪壹尺九寸參分  
横壹尺貳寸四分

四通

寬延二年七月廿五日  
寶曆九年五月卅日  
文化四年九月十六日  
文政八年八月十一日

正六位下菅原朝臣信秀  
正六位下菅原朝臣信靜  
正六位下菅原朝臣建彦

一、位記

鳥ノ子

竪九寸乃至九寸八分  
横四尺六寸五分

四通

寬延二年七月廿五日  
寶曆九年五月廿九日  
文化四年九月十二日  
文政八年八月十日  
十一月廿五日

大高檀紙

竪八寸九分横四尺六寸六分  
竪壹尺貳寸九分  
横壹尺七寸壹分

一、乘輿許可狀

神事之節乘輿之事可爲勝手者也

十一月廿五日

左大辨花押

神主石見守館へ

寬延二年七月廿五日  
文化四年九月  
立烏帽子贈與狀  
文化四年九月  
金紋狹箱網代與許可狀

奉書 竪壹尺貳寸四分  
横壹尺七寸貳分  
大高檀紙 竪壹尺貳寸九分  
横壹尺八寸

大高檀紙 竪壹尺參寸  
横壹尺八寸

貳通  
壹通

一、御手頭

- 一 持槍刀許狀 (申十一月) (奉書以下同) 竪五寸四分横七寸八分 (貳通)
- 一 伊奈主頭神主相續申付狀 (明治元年八月) 竪五寸八分横壹尺四寸四分
- 一 米五俵寄附狀 (明治二年十二月) 竪五寸七分横壹尺四寸
- 一 寄附米廢止 (明治四年八月) 竪六寸參分横壹尺五寸八分
- 一 祠掌申附狀 (明治七年五月五日) 竪六寸四分横八寸七分
- 一 兼補訓導 (明治八年四月十二日) 竪七寸貳分横九寸五分
- 一 補禮少講義 (明治十四年五月十六日) 竪七寸五分横壹尺貳分

菅公筆  
梵網經

竪九寸  
横七分

壹枚

長崎奉行牛込忠左衛門の奉納せしもの

菅公筆  
法華經、觀音經 法華經普門品 第二十五

貳卷

高辻大納言豊長の奉納せしもの

菅公作熊本居敬筆  
須磨記

竪七寸七分  
横壹丈五尺八寸

壹卷

王政復古三職分課  
元祿十二年五月十六日

高辻家執奏狀

竪五寸參分  
横壹尺參寸

壹通

湊曾の梯建序文

竪七寸  
横壹尺六寸九分

壹通



一、長崎松ノ森開基 小奉書型 壹冊

一、記録 美濃型 貳冊

一、松森社譜 半紙型 貳冊  
當社開基より享保五年迄の日録で松ノ森社譜と共に貴重なるものなり壹冊は副本である。

一、松ノ森社幣殿拜殿造營入目積帳 美濃型 壹冊  
天保七年四月に建彦の長子信弘か父の意を受けて編纂したもので今三、五の貳冊を傳へ一、二、四は散逸して居る惜しき事である。

一、昇格請願書並理由書 美濃型 壹冊  
兩殿改築總計費九拾壹貫六百八拾五匁程とあり何時の頃の計算なりや不明

一、錦の光 美濃型 壹冊  
明治三十三年十月二十六日 皇太子嘉仁親王 大正天皇 行啓に際し社掌伊奈豊太郎は家傳の粟田口の短刀一口及博覽古言壹部献上の由來と三十五年三月同人が伊勢參宮記事とを併せて壹卷としたるものである。

一、天照大神 紙本 壹幅  
澤宜嘉筆

一、大國主神 紙本 壹幅  
産土神

一、八尊神 號(書) 紙本 壹幅  
下部長筆

一、金神 尊(書) 紙本 壹幅

一、天満天神 神座像(書) 紙本彩色 壹幅  
傳へ云ふ菅公自畫自讃なりと今は紙面次第に暗黒に變じ金泥を以て書せる文字は判然と讀めない

一、天満天神 神座像(書) 紙本淡彩 壹幅  
古法眼筆

一、天満天神 神座像(書) 紙本淡彩 壹幅  
天保六年八月鳥飼官十郎等が奉納せるもので爾來當社では大祭毎に社務所大床に掛けて禮拜したものである。

一、渡唐天神 神立像(書) 紙本淡彩 壹幅  
徐恭齋手寫

一、天満天神 神座像(書) 絹本彩色 壹幅  
法橋有我筆

一、天満天神 神座像(書) 絹本彩色 壹幅  
豐敏桂筆

一、天満天神 神座像(書) 絹本水墨 壹幅  
夢中

一、配所の天神像(書) 絹本彩色 壹幅  
筆者不詳

一、天満大自在天神(書) 紙 壹幅  
伯爵松浦詮筆

一、天満天神(書) 紙 壹幅  
天満

一、天満天神(書) 紙 壹幅  
天満

一、天満天神(書) 紙 壹幅  
天満

一、天満天神(書) 紙 壹幅  
天満

一、天満天神(書) 紙 壹幅  
天満

一、天満天神(書) 紙 壹幅  
天満

一、天満天神(書) 紙 壹幅  
天満

一、天満天神(書) 紙 壹幅  
天満

一、天満天神(書) 紙 壹幅  
天満

一、天満天神(書) 紙 壹幅  
天満

一、天満天神(書) 紙 壹幅  
天満

一、天満天神(書) 紙 壹幅  
天満

一、天満天神(書) 紙 壹幅  
天満

一、天満天神(書) 紙 壹幅  
天満

一、天満天神(書) 紙 壹幅  
天満

一、松ノ森神社(書)

竪參尺參寸四分  
横壹尺七寸

壹幅

一、縣社昇格祝詞

竪四尺壹寸五分  
横壹尺七寸貳分

壹幅

長崎縣知事李家隆介及び社司伊奈豐太郎の二人が當社昇格祭に際し奉讀したものである。

一、高辻修長自詠自筆  
春日歌及詩

紙本各

竪壹尺貳寸八分  
横壹尺七寸貳分

貳幅

一、祝詞

紙本

竪壹尺壹寸九分  
横四尺壹寸七分

壹幅

梅ヶ崎招魂社創設せられ當地出身の奥羽出征戦死者合祀に際し知事澤宜嘉の奉讀せし祝詞である。

天然物

早振松

當社は往古より頗る天然記念物に富んで居た、本文中に述べたる人儘の櫻は其の一例であるが、尙ほ往時人口に膾炙せるもので現存せざるものに早振松と云ふのがあつた、一名を千歳松とも稱へ今の再建記念碑の附近にありし由、正徳三年九月半頃より花咲き十月半頃に至りて散つた、其の花が純白で恰も綿を以て覆ふたる如き觀を呈したと傳へて居る、此の松樹は嘉永三年七月十一日の大風に吹き折られて枯れた、神主宅では名木を紀念せん

天然物

としてその材にて白を造り近年まで常用に備へて居た。

黄梅 本殿玉垣の西の角より戌亥の方四五間隔りたる所に有つたが、明和の頃枯れた、其の株の在りし地へ切石を以て六角に築き、圍ひたる遺跡があつたのを、文化年中に何者か盗み去り、今は夫れすら無しと長崎名勝圖繪に書いてある。

おがたまの木

御嘉玉樹 正殿前東南隅に在り、周六尺五寸冬青性で葉は木犀より長大結實は毎莖に群生して恰も社家の神鈴狀を爲す、縣技師某氏の談によれば此の樹は我が國に於て最も稀なるもので長崎縣に於ては五島玉之浦神社境内と當社との二株に過ぎぬと謂ふことである。

樟樹 貳株あり一は拜殿の右前面に在りて周壹丈五尺、一は拜殿の左柵外に在りて周貳丈五尺亭々として雲際に聳うる所遠く之を望めば恰も一森林の様である。

本文中既に述べたるが如く當社境内の老松は蟲害に罹りて枯れ失せたので今は拜殿前に貳株周壹丈貳尺同八尺を存するのみとなつた。

琥珀石

琥珀石 池の北畔に在りて南面す、巾九尺高五尺餘の巨石で表面上部に

詩歌

「琥珀石」の三字を刻してある。この石の由緒がよく判らないのは遺憾である。

詩歌

初春謁松森廟

田邊桑溪

菅聖廟堂深樹中幾枝梅蕊綻東風明燈徹曉靈光耀賽鼓和笙俗韻空跪坐瑤階身戰慄仰瞻錦帳意冲融每逢新歲祈無事難報神麻扶護隆

謁菅神廟

釋謙光

鴻烈儒神萬世師光同日月照無私衆星耿耿皆沈落六々山河惟熾威

松森古社

松森藏古社濤響隔山聽不怕凌霜雪森々萬古青

すゝしさや御かけと頼む松の森

人儘の櫻は本にかへり花

松森天神社神翰網敷の像也

樺島良恭

神の綱や敷絶の綿あやもみち

三千風

幣もみち神や手染のさくら堂

春日詠松有佳色歌

宮中顧問官從二位勳二等子爵高辻修長

あふき見て彌たかし松の森千代の緑の色榮へつゝ

同

天懸吹起老龍吟柯葉凌霄鶴在陰瞻仰先神祠畔樹千年瑞色更森々

松森社

浙水玉田沈陵

簾外看山色松森翠欲浮地靈誇絕域人傑峙千秋近海潮聲壯連岡樹影稠蓬萊宛在目此地足勾留

又

森森松檜鎖蓬壺鼻々幡幟覆曲阿萬樹蟠桃紅勝錦東風吹送落花多

菅公の九百年の御忌にあたらせ給ひける時よみて手向

奉れる

いとゝしく老木の松の昔をも神はあされと思ひ出らむ

末社

末社

當社は明治維新の頃は、境内末社拾五を數へて居たが、同八年頃は合祀に依りて拾參社となり後境内の分割によりて鎮守地の境外地に編入せられたるものありて拾參社となり、後更に合祀せし爲め現在の拾貳社となつて居る。

猿田彦神社

猿田彦命神社

祭神 猿田彦命

正徳三年十一月本大工町の勸請する所で毎年十一月十五日に同町より祭祀して今日も變ることはない、石祠は文政八年二月再修し以て今日に及んで居る。祠は拜殿右側大楠の南隣に在り石祠流波風造高四尺六寸、軒貳尺參寸、前巾貳尺九寸、入貳尺貳寸、合高參尺壹寸、猿田彦命神社と匾し正徳三年癸巳勸請文政八年乙酉二月再修本大工町鎮守の銘がある。

老松神社

老松神社

祭神 島田達吾命 野見宿禰命

寛延三年六月八日尾里傳左衛門の勸請する所で、寛政六年十二月守山口口之を重修し以て今日に及んで居る、祭日は六月八日である。祠は拜殿の右側前面に在り石祠波風造で全高參尺六寸、軒下貳尺壹寸、前巾壹尺八寸、門入壹尺五寸高參尺二寸、石垣上に建つ。寛延三年六月八日鎮守關主尾里傳左衛門正範、寛政六年十二月

嚴島神社

嚴島神社

祭神 多紀理毘賣命 市寸島毘賣命 多岐郡毘賣命

勸請其の他不詳、祭日舊八月七日、祠は神殿背後(東ヨリ二番目)に在り密棟式入九寸、軒下九寸五分、前巾壹尺、明治十九年一月吉且三田村庄次郎と銘す。

白大夫神社

白大夫神社

祭神 度會春彦命

勸請年月日不詳、安政四年古町齋藤英三郎社殿を改修した、舊二月十一月の十五日を以て祭日とする。祠は拜殿の左側前面に在り檜皮葺、流造、木造勾欄、椀口五尺、入參尺五寸、神殿間口四尺壹寸、巾貳尺九寸、向拜巾貳尺九寸、入壹尺五寸、高サ貳尺五寸の石垣上に立つ。

天満神社

天満神社

祭神 菅原道真公

二社あり、一は池畔南側に、一は神饌所の南側に、前者は明治二年新大工町之を勸請し同廿九年十一月同町より重修したもので今も同町より之を祭る後者は境内稻荷社四社を合祀したものである、三月、十一月の各廿五日を祭

日とする。前者石祠入母屋型全高參尺、軒下壹尺八寸、前巾貳尺、石垣上に安置す。に明治二十九年十一月の銘がある。後者木造、流造、板葺前巾貳尺五寸、入貳尺七寸、神殿間口壹尺六寸、入壹尺壹寸、向拜口壹尺六寸、入五寸で切妻造、瓦葺木造間口參尺六寸入四尺八寸の庇を以て蓋はる。

稻荷神社

祭神 倉稻魂神

六社あり

1 鳥山稻荷大明神

神殿の後方最右端に在り、文化十三年二月中村盛右衛門父子之を勸請したものである。石祠入母屋造、全高四尺、軒下貳尺、前巾壹尺七寸、入壹尺五寸、石垣高參尺六寸、文化十三年丙子祇園現監慧燈新添施主中村盛右衛門仲照茂濟敬立と銘す。

2 正一位稻荷大明神

1の左に在り、勸請年月日不詳。石祠入母屋形、全高貳尺參寸、前巾壹尺、軒下高各壹尺貳寸、石垣參尺六寸(銘)

3 正一位岩秋大明神

2の左に在り、石祠。入母屋形、全高貳尺貳寸、前巾入各壹尺貳寸、軒下壹尺、石垣高參尺七寸、入百屋庄六(銘)

4 正一位稻荷大明神

嚴島神社を挟みて3と相隣りす、明治十八年二月馬町日野屋伊三郎の勸請する所で石祠。入母屋形全高參尺九寸、前巾入各壹尺參寸、軒下壹尺五寸、石垣四尺八寸、明治十九年一月吉且三田村庄次郎再建、二月日野伊三郎と銘す。

5 吉相大明神、八高大明神

拜殿の左側前面に在り、勸請年月日不詳、明治十八年二月九日兩社を合祀したものである。社殿は板葺、流造、木造で。向拜入六寸、巾貳尺、社殿巾參尺、入壹尺、勾欄附廻縁あり、高貳尺五寸の石垣上に立つ木造、瓦葺、切妻造の庇屋を以て之を蓋ふ。

6 米津稻荷神社

5の右側に在り、勸請年月不詳。瓦葺、向切妻造、木造間口五尺入六尺の建物、内に壹尺壹寸を置き其前面に拜座を設く(入母屋型)、爐柏町の鎮守である。祭日は二月初午と十一月八日の二回である。

歴代神職世系

開基 大脇修理太夫宗也

寛永三丙寅年より慶安四年辛卯年まで在職貳拾六ヶ年  
慶安四年二月十五日歸幽

二代 後藤式部信清 宗也養子一書に式部少輔とあり

慶安四年卯年二月より寛文六丙午年まで在職拾六ヶ年  
寛文六年六月二十四日歸幽

三代 美濃部肥前信貞 始後藤後改美濃部  
寛文六丙午年六月より元禄十二己卯年まで在職拾四ヶ年  
正徳五乙未年十月七日歸幽年七拾参

四代 美濃部式部信要 一書に式部少輔とあり  
元禄十二己卯年より同十四辛巳年十月まで在職参ヶ年  
元禄十四年十月九日歸幽年参拾六

再職 美濃部肥前信貞  
元禄十四辛巳年十月より同十五壬午年まで在職貳ヶ年

五代 伊奈石見守信安 妻は豊神主の娘市  
元禄十五壬午年より享保十二丁未年四月廿九日まで在職貳拾六ヶ年  
享保十二年四月廿九日歸幽年四拾

六代 伊奈石見守信秀  
享保十二丁未年四月より寶暦癸酉年九月十八日まで在職貳拾七ヶ年  
寶暦三年九月十八日歸幽

七代 伊奈石見守信静 信秀之従弟  
寶暦三癸酉年より明和四丁亥年まで在職拾五ヶ年  
明和四丁亥年八月十九日歸幽

八代 伊奈大學信成 始修理、幼名熊太郎 後壽徳左衛門後見  
明和四丁亥年より文化二乙丑年十月まで在職参拾九ヶ年  
天保七申歲六月十四日歸幽

九代 伊奈石見介建彦 母は島對馬の女 幼名熊太郎 帶刀  
文化二乙丑より弘化二乙巳年八月廿九日まで在職四拾壹ヶ年  
弘化二年八月廿九日歸幽年六拾九

兼務 島讚岐守重道 伊勢宮神主

十代 伊奈多豆伎 初主殿、信厚と稱す  
弘化二乙巳年八月より慶應四戊辰年 月まで兼職貳拾四ヶ年  
明治元戊辰年月より同十四年九月まで在職拾四ヶ年  
明治十四年九月十三日歸幽年参拾八

十一代 伊奈豊太郎  
明治十九年九月廿七日より大正九年七月廿四日まで在職参拾五ヶ年  
大正九年七月廿四日歸幽年五拾貳

十二代 伊奈熊之助  
大正九年八月廿七日より



浦上吉利支丹  
事件

吉利支丹等を  
流刑に處す

皇太神宮創立  
の動機

島谷安昌敷地  
奉納

は、社前の道路所謂浦上街道は、上國往來の要衝で旅客絡繹、社麓坂本町より前面は一帶の海原で水面を流るゝ船歌に寂莫を破らるゝ境地であつた。

沿革 當社は明治元年閏四月一書に二年ともありに擱建されたものである、初め長崎裁判所總督澤宣嘉は、明治元年二月十五日當地に着任したが、當時浦上村に吉利支丹事件が起つて居て同村大部分の住民は、其の筋の逮捕する所となり市内各所に拘禁せられて居た、係の人々は一人々々に接見して其の心持ちを尋ね改宗の速かならんことを諭示する一方、神官僧侶等をして大に神佛尊崇歸依を説かしめたが、彼等は頑として聽き入れないので、評決の末遂に加賀大聖寺以西の各藩に分ち預けて改宗を勸告せしむることゝなつた。

斯の如き事件の進行中に赴任したる澤總督は、是れ即ち浦上村民等が日本の國體觀念に於て闕如せるの致す所となし之を養ふの急務なるを切感し、且當時の浦上村内改宗歸順の者や吏僚の間にも同一の意見を懐く者多數であつたので、將來浦上村の切支丹を鎮壓し禁絶し村民の嚮ふ所を知らしむるには神社を崇敬せしむるに如くは莫しとの意見を決定した。

然るに當時豊後町に島谷安昌なる者が居たが、府廳に於て太神宮創設の詮



澤參與太神宮  
創設

議中なりと聞き、自己の所有地なる浦上村中野郷字白山八百九坪五合今の山里小學校の地は恰も位置同村の中央なるの故を以て神社敷地として献納したき旨申出でたので、之を嘉納し直ちに社殿造營に着手し三月竣工一方使を馳せ神祇官を経て太神宮特設の勅許を請ひ、明治二年四月朔日澤參與此の年三月五日更に長崎に下齋浦在執務中であつたは自ら齋主と成り井上判事、野村判事、楠本判事の他御用掛以下諸官列席、大村藩主大村丹後守も亦參場あり長崎諏訪神社神主青木陸奥守永元、同伊勢宮神主島讚岐守重道以下各社神主に祭務を分掌せしめ、即ち天照大御神、豊受比賣大神外八柱を勸請し奉り、同七日迄特異の格式と最重の典式に據り誠に莊重なる鎮座公祭が執行せられた。此の期間浦上村は勿論長崎市内、長崎村、淵村等の住民等は府廳よりの布告により老若相携へて參拜し非常なる雜沓を極めた、而して日吉神社氏子中浦上村中野郷、家野郷本原郷の三郷四百戸を割きて當社の氏子とした、是を當社の起原とする。

明治二年六月六日目下市内に拘禁中なる浦上天主教徒の内百參名が改宗の旨を申し出でたので、本日彼等を當社に召集し神前に於て轉宗の實意を表明宣誓せしめ、桑酒を分賜された、翌三年九月悔悟改宗する者參拾九名此等

鎮座祭

改宗者血誓

にも血誓せしめた。浦上村天主教徒百四拾名は明治元年四月七日長州石州備州の三藩に關五日殘余三千余人を各藩に分托したので同村内空屋となりしもの六百八拾四戸を算した。

同年七月府知事野村盛秀常夜石燈壹對奉納、是より先き澤參與より木刀壹振奉納あり。

同年八月廿九日當社祭日を春祭は二月十一日、秋祭は九月廿一日と定められた、是れより先き祭奠並に維持は一に官費に依ること、年々社俸米參拾俵宛を給するの旨達せられ、當社例祭に際しては澤知事の先例により年々府知事が參向することゝなつた。

同年十二月八日臨時祭執行、此の時伊勢宮神主島讚岐守が奉讀せし祝詞は左の如きものであつた。

千船泊八十船泊留鶴港五百重波千里波寄留浦上里仁鎮利坐  
 天照皇大御神御相殿乃皇大神等乃大前仁讚岐守從五位下出雲宿禰重道  
 鹿自物膝折伏鶴自物頂根突拔恐美恐美毛白須此里仁住留民共百年乃昔與  
 利蠻夷乃邪教仁相混交相染附而公乃御諭仁毛隨比奉良受順比奉良須氏有  
 志乎 去年明治元年

祭日

臨時祭

朝廷乃御政事毛改留末仁末然留頑民共仁有止伊々加々氏々論志直左婆夜止彌教仁教彌折仁八千重仁論志給閉止毛變比毛爲受懷伎毛爲受氏彌逆比仁逆比奉禮婆此里乃知縣事乎始諸乃官人等將爲事無久論左牟由無氏今茲此頃仁遠久放知遙仁逐氏此里乎山菅乃清潔伎所止爲志給倍留乎偏仁大御神乃大御蔭大威稜仁據留事止高久仰伎深久嬉志美氏明衣日毛不置大御麻取毛不敢喜悅乃御祭仕奉良留々乎己重道仁奈毛事執持世良留々仁與利大御神事仕奉流止齊麻波利清麻波利氏奉留物者青幣帛白幣帛和服荒服御饌御酒山物海物畑津物野津物百机仁置足波之氏進女奉利奉之奉流乎甘良仁安良仁聞食氏

天皇乃大御世乎手長乃御世乃茂御世止幸賜比此縣乃官人及氏子乃人民手躡足躡不令在夜守日守仁守幸賜倍止畏美畏美毛白須

明治三年二月九日より十三日に至る五日間當社臨時大祭を執行した、此の時も市郷住民に參拜を勧めたので大變な人出で、丁度諏訪神事を見るやうであつたとは古老の昔談の一齣である。

明治五年四月 官祭及び從來所給の廩米自今停止せらるゝ旨の通達があつ

官祭殿

た、當社々勢是よりして次第に衰退を加へて來た。

明治六年 曆法改正の結果當社春祭二月十一日なりしを三月十一日に改め後年更に九月二十一日を以て祭禮日と定められた。

同年七月 縣社に列せられ、元町年寄福田利鎌その神主に任せられた、當時當社氏子數約四拾戸(元四百余戸あり)。

明治七年八月廿日 大風襲來して當社拜殿、社務所等吹倒され、正殿亦大損害を被けた、此の時當社所藏の縁記記録等多くは毀損されて仕舞つた。

明治九年十月廿六日 伊勢宮神主鳥重道當社祠掌に補せられ、翌廿七日臨時祭禮を執行した。

當社には創設當時より特定の専務神職は居なかつた、夫れで平素は宮守ありて境内の監視や社殿の手入れ或は掃除に任し朝夕の奉仕を勤仕し社俸米三拾俵を以て其の一切の支辨をなし來つたものである、明治六年七月縣社となるに及び長崎町年寄であつた福田利鎌其の祠官に補せられた、然るに創設當時四百餘戸であつた當社氏子は、天主教の禁令弛むと共に僅に四拾戸を残し他は悉く天主教に復歸して仕舞つたので社頭の莊嚴も昔日の比にあらず、神

縣社に列せらるる福田利鎌祠掌となる

大風

鳥重道當社祠掌拜命

祀職概況

職への給與も菲薄で維持上の危機に立つに至つた。時しも明治七年八月の大風によりて正殿以外の建物は悉く破壊され復舊の見込も無いので、利鎌は居所を奪はれ遂に落魄して窮境に陥つたので當社は一時祀職を失つたのである。是に於て氏子總代高谷壽一、東清次郎等は相議し當社創立以來屢奉仕の任に當り、且つ長崎神職界の耆宿である伊勢宮神主島重道に當社祠掌を兼務せしむるの手續を了したのであつた、其の伊勢宮と祭神を同じうすると云ふことも推薦の一理由であつたであらう。

此の時當社は單に正殿の存するのみで、境内は全く空地であつたから重道は氏子と謀りて神饌調理、裝束着脱所及び參拜者休憩場にとて一棟の假屋を建て、爾來神職氏子共に全く奉務の義に依り勞費共に相扶けて神事に奉仕し、禮奠を修し傍ら社殿の復興と社勢の回復とを計畫したけれども、事稍緊要に至れば去つて外教に投せんとする氏子等の態度であるから、力及ばず荏苒として歳月を経過し、單に春秋の祭體を營むに過ぎざる状態に陥つた。

明治十五年十月廿九日 氏子の希望により當社及び日吉神社例祭を合同して日吉神社に於て執行し更に臨時大祭を同社に於て執行した。

## 社勢不振

## 日吉神社に合祀す

明治十六年十二月廿四日 當社と日吉神社と合併許可の指令が發せられた。是より先き當社の状態前項所述の如き有様となつたので、明治十四年六月三日には、長崎縣令内海忠勝より西彼杵郡長佐々澄治に對して當社の現状調査の上永續の見込なくば他社へ合祭等適宜の處分方法を上申すべき様の命令があつた、是に於て再興の議勃然として起り氏子總代等八方に奔走して復興惟れ力めたけれども、弊餘の計畫中々成立しさうにも見へないので、明治十六年八月十七日其の筋の内意を承けて遂に日吉神社へ御遷座を請願するに至つた、元來本社氏子は元日吉神社氏子であつたので、何等の故障なく衆議一決した譯で、本日を以て縣令石田英吉より許可せられたのであつた。

明治十七年正月八日 兩社の合祀を奉仕した、即ち此の日午前十一時當社人等は 神璽に供奉し奉りて白山なる舊社地を發し午後二時村内字長尾なる日吉神社に到着、遷奉鎮座の式を了した、是より村社日吉神社を改めて縣社浦上皇太神宮と稱するに至つた。

此の時島祠掌の奉讀せし遷座及び鎮座祝詞左の如し。  
掛卷母長俊天照皇大御神豐受姫大神御相殿仁座皇大御神乃大前仁恐美恐

## 祝詞

## 日吉神社遷御

美母白左久此大宮波明治二年仁公乃命以氏建給比產土子母數多附給春秋  
 乃祭典乎母官費仁氏執行連之乎歲月經留任物事轉變里氏產土子波他國乃  
 敷乃道仁踏迷比皇神等乃事知人纒仁成氏大宮乃損比芽乃曾々岐乎母營繕  
 賀氏仁南毛成仁太里故其損比多留大宮仁令座奉留事乎恐美奉里產土子止  
 共仁議里官仁白氏日吉神社仁遷幸奉良牟止爲此狀乎平介久安介久開食氏  
 今日乃遷幸仁仕奉人等手蹟足蹟无久仕奉之女給倍止御酒御食乎備奉里祠  
 掌島軍道恐美恐美母白須（以下略）  
 鎮座祝詞（以下略）  
 掛卷母最母尊久言卷母文仁畏伎（以下略）  
 大御祖大神等御代御代乃皇御孫命及經津主神健御雷之男神等乃大前仁恐  
 美恐美母白左久八十日日波在母母今日乎生日乃足日止定氏此御社仁遷之  
 奉留故波元乃產土子等大方夷國乃橫左乃道仁相率相口會惑左衣氏明伎心  
 乃者纒仁成奴連遷行末乃大御祭及萬乃物事自加良足波奴事出來南牟然連  
 波恐之共恐伎事奈連波此御社乎皇大神等乃大宮止定此御社乃產土子波皇  
 大神等乃產土子止成里遠伎母近伎母道乎同久之貴伎母賤伎母心乎一都仁

之氏產土大神止稱奉里仕奉良牟止議決太留仁曾（以下略）有介留故今日與里始氏此  
 大宮乎安宮乃志都宮止鎮里座氏此浦上村波八十隈不落產土子止惠美給比  
 幸給倍止奉之奉留御酒御食海山川野乃味物良乎平介久安介久開食氏皇御  
 孫命乃大御世乎手長乃御世止堅石仁常石仁守給比此縣乃官人等已賀乖々  
 不令在今日御遷幸仁仕奉人等乃家乎母身乎母守幸給倍止島重道恐美恐美  
 毛申須

同年三月 當社合祀當時氏子總代等は舊社地は神宮御旅所として据置かれ  
 度き旨を出願し、當局の聽く所とならなかつたので、此の月更に地所及び立  
 木共無代拂下げを出願したが、是も亦聽許せられなかつた。

日吉神社は、維新前の當地延命寺末白巖山觀音院圓福寺で、從來兩部寺院  
 であつたので維新當時廢佛棄釋の聲と共に神社に改め、山王權現を本尊とし  
 て居た關係より日吉神社と名づけ、看坊僧還俗の上、宮守となり、伊勢宮神主  
 島重道（水神社神主澁江公榮も一）をして神主を兼務せしめて居たものであつた。  
 その維新前の歴史は佛寺部下卷八五六頁以下を参照して貰ひ度い。

維新當時の日吉神社は大要左の通りであつた。

肥前國彼杵郡長崎縣浦上村山里鎮座

日吉神社兼帶 島重道

但浦上村馬込郷、平野宿、里郷三ヶ郷之産土神

一本社 入貳間 横貳間

登り廊下 入參間横九尺

拜殿 入參間横參間

一祭神 大山咋神

大物主神 大年神

大物主神、大年神二神は相殿也

但従前山王社と號し眞言宗之僧兼帶之處神佛混淆廢止に付日吉神社と改稱

一祭日 三月十八日 九月十九日

一社地 參千九百坪 除地

一造營 寄付

一末社 一社

一縣廳迄距離 凡貳拾五丁

而して明治十七年合祭當時は左の如し

長崎縣管下肥前國西彼杵郡浦上山里村字長尾鎮座

縣社 皇太神宮

一祭神

正殿 天照皇大御神 豐受比賣神

大山咋神

左座 大物主神 伊邪那岐神

高皇産靈神 天御中主神

神皇産靈神 伊邪那美神

大年神

右座 經津主神 御代御代皇御孫命

健甕槌神

合祀當時の大  
神宮

一、由緒 (略)

一、社殿

神 殿 入口貳間半 拜 殿 入口參間

登廊下 入口壹間半 御供舎 入口貳間半

淨手舎 入口壹間 社務所 入口八間

一、境内坪數 壹千八拾八坪 官有地第一種

一、境外地 參反六畝八步

一、氏子戸數 四百九拾戸

一、管轄廳迄距離 貳拾六町

以上

社司七人整理  
に努む

明治二十年九月 重道辭し其の子七人當社祠掌に補せられた、七人就任後當社維持上より社有不動産貸付料金の改定、祭典神饌に關する例規、社務取扱に關する氏子並總代服務方を規定し社礎次第に確立した、現今に於ても當時七人等の協定せし條規に據りて社務を掌理されて居る。

明治二十六年五月 當社創立貳拾五年記念祭を執行した、此の時各建物に

修理を加へ拜殿所在地に竊竊屏貳拾參間を新設した。

明治二十八年三月廿七日 社掌定員貳名事務、兼務各壹名の件認可せられた。

社掌定員  
島七人社司任  
命

同年十二月二日 島七人當社社司に任せられ、翌二十九年八月八日松ノ森

基本財産

神社社掌伊奈豊太郎當社兼務社掌に補せられた。

明治三十一年九月 維新前圓福寺寺有で維新當時より郷有の名義となつて居た、當社背後なる附屬地九反貳畝貳拾八歩を當社の名義に變更し基本財産に充つるの件豫て出願中であつたが、此の月に至り其の筋の許可があつた。

明治三十六年四月 社有基本財産確定後、島社司は氏子總代等と謀り該地反別、等級並收入等を檢定し、又氏子の社費負擔に對し祭典講並月並賽料奉納の法を設くる等、明治三十二年以來拮据計畫する所のもの漸くにして其の緒に就き、此の年より悉く此を實施するに至つた。

大正十年十月 氏子福田勝男等正殿周圍に花崗石玉垣八拾尺を奉納した。

大正十三年 昨年月より着手中であつた當社々前參道新設落成した。

是より先き當社々前の舊道廢道となり社麓に縣道開設せられし以來當社は完全なる參道を有たなくなり、事毎に不便を訴へて居たので氏子等之を遺憾

參道新設

現勢  
祭日

なりとなし、去年地を購ひて工を起すに至つたものである。大正十三年九月二十七日、社司島七人病歿、迎篤當社々司に任せられた。大正十五年九月三十日、江原又藏社掌に任せられた。現時社司壹名社掌壹名氏子は南船藏町より北は城山町に至る約貳千五百戸で、毎月一日十七日は皇太神宮祭日であるから當社に於ても小祭を奉仕し、参拜者へは神酒を賜ふの例で、十七日には社務所で神徳や國體に關する講演を行つて居る、又毎年四月十八日と十月十八日に春秋大祭を執行し、秋祭には長崎縣より奉幣使が参向する、祭式は全国各地孰れも同一で當社特有のものはない。

前段に述ぶる所の如く、當社は氏子減少により社運振はざりし爲め日吉神社に遷御同社と合祀されたが、合併前の日吉神社も社勢振張の域に達して居なかつたので、合祀後島社司は極力回復に努め遂に今日あるを致した、今左に明治三十七八年頃及び昨大正十五年度經費の大略を表記して見やう。

金參百七拾八圓拾五錢

明治三十六年收入總額

收入と支出

内金百貳拾五圓六拾五錢 附屬地賃付料

金貳百八拾貳圓 例祭初穂料

金五拾貳圓 祭典講及月並賽料等

而して支出は祭典費約百八拾圓、營繕費參拾圓、俸給百八圓、燈油代拾七圓、租稅拾貳圓、社務所費貳拾參圓等となつて居る。

金貳千四百五拾壹圓 大正十五年度總收入

内金七百五拾圓 氏子貳千五百戸一戸金拾五錢

金六拾貳圓 神饌幣帛料

金千六百參拾九圓 社入金

此の内金五百參拾圓餘は當社有地よりの賃地料である而して支出は

金百貳拾八圓 祭典費

金千七百八拾圓 諸給與

金貳百九拾七圓 廳費

金五拾圓 營繕費

境内

金五拾貳圓

基本金蓄積等

境内 壹千八拾八坪

東西 五拾五間  
南北 貳拾間

官有地第一種

圓福寺の舊境内は參千九百坪(長百參拾間横參拾間)であつたが維新の際現在の境内坪數となつて居た、現境内は參段に別れて居る、即ち正殿所在地約百四拾四坪 東西八間餘南北拾八間 拜殿所在地約貳百貳拾坪 東西拾四間南北拾六間 社務所々在地約七百餘坪 東西參拾參間南北貳拾貳間

境外附屬地 九反貳畝貳拾八歩

内 宅地 六百九拾貳坪

畑 六反八畝貳拾參歩

原野 壹畝參歩

境外地は當社背後より穴弘法に至る迄の間に在る地で、維新前は此の附近(穴弘法も)全部當社有地であつたが維新當時より郷有地となつて居た、然し此は表面のみで實際は當社に附屬し其の土地よりする地料は擧げて當社維持、祭典、宮守給與に宛てられたものである、島七人社司就職後此の土地を名實

共に社有となし當社の維持を鞏固ならしむる爲め地積精査、料金改定等をなし整理に力めたこと前に述べた通りである。

境内建物

正殿 西面す、木造、銅板葺、入母屋造、間口壹丈六尺、入壹丈參尺 向拜の設けがある、で高さ參尺五寸の石壇上に立つ、周圍の花崗石玉垣は、大正十年拾月に當社創立五拾年記念として氏子福田勝男藤田稔等の發企により建設せられたものである。

幣殿 木造、瓦葺、切妻造、間口壹丈九尺五寸、入貳丈

拜殿 木造、瓦葺、入母屋造、間口壹丈九尺五寸、入壹丈參尺の建物で兩者は別棟

同室闔を以て境して居る、殿内は疊敷格天井で何等の修飾を施さず、極めて簡素なる結構である。

昇廊 幣殿と正殿との間に在る板張及び階段、間口八尺、入壹丈貳尺、で階段上奥案上に神鏡壹面を安置し、板張の場所に八ッ足を置き神饌を奉供す。

以上の建物は、日吉神社の舊建物を其の儘のもので唯時に應じて修理を加へ昇廊は皇太神御遷座後の新設たまゝである、正殿外部に腰板を施したるのを見



山王社

ても既に年経たることが別る。  
山王社 幣殿の右側に在る小社木造、銅版葺、流造間口四尺參寸、内壹尺貳寸は向拜で高サ四尺の石壇上に建てらる、麻疹平癒の願成就にや殿内には帛布製の小猿が夥敷吊され居る。

御供屋 山王社の右側に在る木造、瓦葺、切妻造間口壹丈六尺四寸、入壹丈參尺六寸の建物であるが、明治十六年の建物で既に年所を経て居るので頗る朽頽して見へる。

社務所 大學病院と窪地を隔て、相對す、木造、瓦葺、切妻造、間口拾間奥行五間、書院方四間は大正十三年に建増新築したものである。

淨手舎 社務所の前に在り、木造、瓦葺、切妻造(四脚柱)で間口五尺、入四尺元拜殿前にあつたものを明治四十一年現在の地に移したものである。

鳥居

鳥居 參基あり

一ノ鳥居

花崗石

高壹丈六尺九寸  
巾壹丈參尺五寸

壹基

坂本町よりする本社の新設參道の高臺部に在り、皇太神宮(額) 奉納發起人 福田勝男、

渡邊理三郎、相川宅十郎、川添喜久藏、田中新太郎、田村宮吉外四百拾六名、(氏名略)、(左

二ノ鳥居

安山岩

高壹丈參尺  
巾九尺五寸

壹基

皇太神宮 奉納發起人 福田勝男、渡邊理三郎、相川宅十郎、川添喜久藏、田中新太郎、田村宮吉、外四百拾六名、(氏名略)、(右柱)(銘)、(左柱)



浦上皇太神宮外苑

山王權現宮緣記 北島雪山撰

常夜燈

舊浦上街道なる當社入口に立つ

天保八歲丁酉吉澤日發主御道代石工吉岡茂吉(左)爲邑中安全施主相川宅助重啓、高谷官十郎重

興、高谷源一郎重富、高谷平次郎昌久、田中政助、高谷辰右衛門、米倉長右衛門、田中岡十郎、片岡市兵衛外八名(氏名略)(右柱)(銘)

三ノ鳥居

安山岩

高壹丈五寸  
巾八尺四寸

壹基

社務所の前に立つ(無銘)

常夜燈 六對あり

拜殿前兩側に在るもの

安山岩

高五尺壹寸、火袋八寸五分  
火袋台以下參尺貳寸

壹對

奉獻 明治二年己巳七月歳且長崎縣知事從五位下源朝臣盛秀(左、右同銘)

右の外天保五年正月片岡舜民等奉納(拜殿前) 明治五年四月杉本辰五郎奉納、明治二年七月長崎縣判事橋正良奉納(三ノ鳥居前) 大正十三年十月奉納(一ノ鳥居前)、等がある

獅子狛 貳對あり

1. 拜殿前常夜燈2の側に在るもの

砂石 全高四尺五寸、内壹尺九寸(狛)  
前巾九寸、入壹尺七寸

壹對

2. 二ノ鳥居の上段大楠の下に在るもの

安山岩 全高五尺四寸、内貳尺貳寸(狛)  
前巾壹尺四寸、入貳尺壹寸

壹對

奉納 大正十一年五月東濱町田中直三郎(左) 同文惠美須町山崎甚吉(右)(銘)

石盤 貳基あり 一は御供屋の側にあり安山岩にて道化と銘し、一は手水舎内にありて

安山岩 明治二年己巳九月出來大工町野中九平と記す。

什寶物古文書類

一、北島雲山作楡林宗建書  
山王權現緣起

紙本

整壹尺壹寸五分  
横參尺八寸五分

壹面

當緣記は額に仕立て書院に掲げてある、全文は佛寺部八百五拾七頁に在り。

一、浦上皇太神宮圖

紙本

整壹尺七寸二分  
横貳尺四寸七分

壹幅

澤宜嘉証  
澤知事在任中に描かれ當社に奉納もられたるものであるが中頃紛失して居たのを高谷治之  
大市内店頭に購ひて當社に寄付したものである。

一、祭神及由緒記

半紙型

壹冊

明治三十七年島七人の選述したもの。

天然物

樟樹 當社境内入口の左右に在り、左は周圍貳拾九尺右は貳拾壹尺、樹齡  
四五百歳を超ゆと稱せられ、樹根は蟠屈して滿庭に至らざるなく梢頭は雲を  
拂ひ星を遮りて遠く之を望めば一大林樹の如くである、夫れで往時浦上街道  
通過の旅客は夏時必ず馬を止め衣を脱して涼を樹下に趁ひ疲勞を慰したもの  
で境内を借りて水菓を彼等に賣る者常に絶えなかつた、社僧亦是を以て衣資

に宛てたと傳へて居る。

此の外蘇鐵、棕等數種ある。

歴代神職世系

初代 福田 利鎌

明治六年七月より  
歸年不詳

兼務初代 伊勢宮祠掌  
島重 道

明治九年十月二十六日より  
明治二十七年四月十二日歸年七拾七

兼務二代 伊勢宮社掌  
島 七人

明治二十年九月より  
大正十三年九月二十七日まで在職參拾八ヶ年

二代 迎 篤

大正十三年九月十三日より  
同十五年八月十九日まで在職參ヶ年

三代 江原 又藏

大正十五年九月三十日より

### 第四章 郷社

#### 第一節 金刀比羅神社

祭神 大物主大神  
 崇徳天皇  
 相殿 菅原大神

所在

所在 長崎市坂本町九百參拾九番地  
維新前は長崎地方代官高木作右衛門文配地、上村山里郷八番地不詳）明治七年第十五大區一小區となり、明治十一年十月長崎縣西彼岸郡浦上村山里郷八百七番戸となり、同十五年浦上山里村と成るに及び同村里郷八百六拾四番地と變り更されたが、大正九年十月一日長崎市に編入さるゝに及び坂元町九百參拾九番と改められた。

當社は立山町より拾五町を隔つる狭戸山と烏帽子山との中間窪地に社殿を構へ之を本社と稱し、本社より七町を登れる瓊杵山頂に一社を營み是を上宮と唱へて居る、寶永二年金毘羅大權現を勸請し奉つたのは山上で、夫れより九年目に參拜者の便を計り庵地即ち今日の本社が建立せられ、更に七年を経たる享保十年に至り古昔の神宮寺の名稱を再興公稱したものである。瓊杵山の位置が長崎諸山を周圍に控へてその中央に安座せる姿をなし眺望際涯なく



立山町より拾五町を隔つる狭戸山と烏帽子山との中間窪地に社殿を構へ之を本社と稱し、本社より七町を登れる瓊杵山頂に一社を營み是を上宮と唱へて居る、寶永二年金毘羅大權現を勸請し奉つたのは山上で、夫れより九年目に參拜者の便を計り庵地即ち今日の本社が建立せられ、更に七年を経たる享保十年に至り古昔の神宮寺の名稱を再興公稱したものである。瓊杵山の位置が長崎諸山を周圍に控へてその中央に安座せる姿をなし眺望際涯なく



瓊杵山頂の金刀比羅神社  
 上宮拜殿(右、下)  
 黄崎湖筆無凡山圖(中央)  
 烏帽子山の唐船海上安全  
 新願燈(左)